

宮古市こども計画

令和8年3月
岩手県 宮古市

はじめに

本市は、令和2年12月に「宮古市子ども条例」を制定し、安心して子どもを産み育てることができる「ふるさと宮古」の実現に向けて、様々な取り組みを進めてまいりました。

また、宮古市子育て幸せ基金を設置し、子育て支援の充実と、成長に応じた切れ目ない支援体制の構築を進めています。

一方で、少子化の進行や、若者の流出、共働き世帯の増加など、社会構造が変化する中で、育児不安や、こどもの貧困、児童虐待、ヤングケアラーなど、多様な課題が生じ、多様化・複雑化しています。

こうした状況の中、国は、令和4年に子ども基本法を施行し、こども家庭庁を発足させるとともに、こども施策の基本指針である「こども大綱」を策定しました。こどもを権利の主体とし、その最善の利益を第一に考えるという理念のもと、社会全体でこども政策を推進していく新たな取り組みが始まっています。

本市においても、こうした国の動向を踏まえ、すべてのこども・若者を支援する包括的な取り組みを一層明確化するため、「宮古市こども計画」を策定いたしました。

本計画は、基本理念として、「こども・若者が夢や希望を持ち、未来へ踏み出す力をみんなで応援するまち～こどもまんなか・みやこ～」を掲げ、全てのこどもや若者が、その個性と可能性を最大限に発揮でき、夢や希望を持って未来へ踏み出せるよう、社会全体で支援していく内容といたしました。

こどもは、地域の未来であり、希望そのものです。こどもたち一人ひとりが尊重され、夢や希望を持ち、自分らしく成長できる社会を築くことは、まちの持続的な発展につながる重要な取り組みです。

そして、子育て家庭が孤立することなく、地域の中で支え合い、誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整えることで、次代を担う人材が育ち、まち全体の活力が高まっていくものと確信しております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケートやワークショップなどを通じて、多くの皆様から貴重なご意見をいただき、心より感謝申し上げます。

本市は、この計画を柱として、今後もより一層、こども・若者施策の充実に全力で取り組んでまいります。市民の皆さまのより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月



宮古市長 中村 尚道



目次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 「こども・若者」の定義及び「こども」の表記について.....	5
5 計画の実施期間.....	5
6 こども基本法（令和4年法律第77号）及びこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の概要.....	5
7 計画の策定体制と市民意見の反映.....	7
8 県や近隣市町村との連携.....	7
第2章 こども・若者・子育て環境の現状	11
1 人口とこども・若者人口の状況.....	11
2 子育て世帯の状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	19
4 子育て支援事業の利用状況・利用意向等.....	23
5 子育ての環境や支援への満足度等.....	27
6 こども・若者の生活に関する意識・行動.....	28
7 本市における子育て支援に関する課題.....	42
第3章 計画の基本的な考え方	49
1 計画の基本理念等.....	49
2 こどもの権利の尊重.....	49
3 計画の全体目標（数値目標）.....	50
4 計画の基本目標.....	50
5 施策の体系図.....	52
第4章 こども・若者・子育て支援施策の展開	55
基本目標Ⅰ 全てのこども・若者が幸せに成長できる環境づくり.....	56
基本目標Ⅱ ライフステージに応じて切れ目なくこども・若者の成長を支える環境づくり.....	69

基本目標Ⅲ 子育てに希望を持ち、親子共に学び成長していける環境づくり	81
基本目標Ⅳ 困難な状況にある子ども・若者が適切な支援を受けられる環境づくり	92
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	101
1 教育・保育事業等の提供区域	101
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	102
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	104
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量	109
5 こどもの放課後対策の推進	123
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	124
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	124
第6章 教育・保育施設の適正配置	127
1 教育・保育施設の入所状況	127
2 教育・保育施設の適正配置	128
第7章 こどもの貧困の解消に向けた対策	133
1 こどもの貧困の解消に向けた対策計画策定の背景	133
2 家庭における状況まとめ	134
3 調査結果に基づく現状と課題	137
4 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する取り組み	138
5 具体的な施策	138
第8章 計画の推進・評価体制	143
1 計画の推進体制	143
2 計画の公表及び周知	143
3 計画の評価と進行管理	144
資料編	147
1 宮古市子ども条例	147
2 宮古市子ども・子育て会議条例	151
3 用語解説	153



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

宮古市（以降「本市」という。）では、平成24年8月に子ども・子育て支援法等に基づき「宮古市子ども・子育て支援事業計画」の第1期計画（平成27年度～令和元年度）を策定し、その後、令和2年3月に第2期計画（令和2年度～6年度）を策定してきました。

そして、令和7年3月に第3期計画（令和7年度～11年度）を策定し、将来を担う子どもたちが健やかに成長でき、地域の人々に見守られながら保護者が安心して子どもを産み育て、仕事と家庭を両立しつつ子育てできるまちを目指し、事業を計画的に推進しています。

こうした中、国において令和4年6月に子ども基本法が成立し、令和5年4月に施行されました。子ども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的とした包括的基本法です。

この子ども基本法に基づき、令和5年4月には子ども政策の新たな司令塔として子ども家庭庁が発足し、さらに令和5年12月には政府全体の子ども施策の基本的な方針や重要事項等を定める初の包括的な指針である「子ども大綱」が閣議決定されました。

子ども大綱は、従来別々に策定・推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策大綱」の3つの大綱を一つに束ね、子ども施策に関する基本的方針や重要事項等を一元的に示すものです。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（子ども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、国では令和5年12月に「子ども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「全ての子どもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く様々な法制度等の改正や策定が行われています。

本市は、以上のような国の動向を踏まえつつ、子どもや若者を取り巻く状況（貧困、虐待、不登校、ひきこもりなど）への対応や子育て世帯への支援を強化するため、子ども基本法及び子ども大綱に基づき、子ども・若者を中心とした総合的な施策を推進する計画として「宮古市子ども計画」（以降「本計画」という。）を策定します。

本計画では、「宮古市子ども条例」や「持続可能な開発目標（SDGs）」の取り組みとの整合を図りながら、市内に居住する子ども・若者やその家族を含め、全ての子ども・若者に対し、「最善の利益」が実現できるよう、総合的な施策を計画的に推進します。



2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づき策定される「市町村こども計画」です。国のこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）及び県の計画「いわてこどもプラン」（令和7年3月）を勘案したものであり、本市におけるこども・若者施策全般の指針となる計画として位置づけられます。

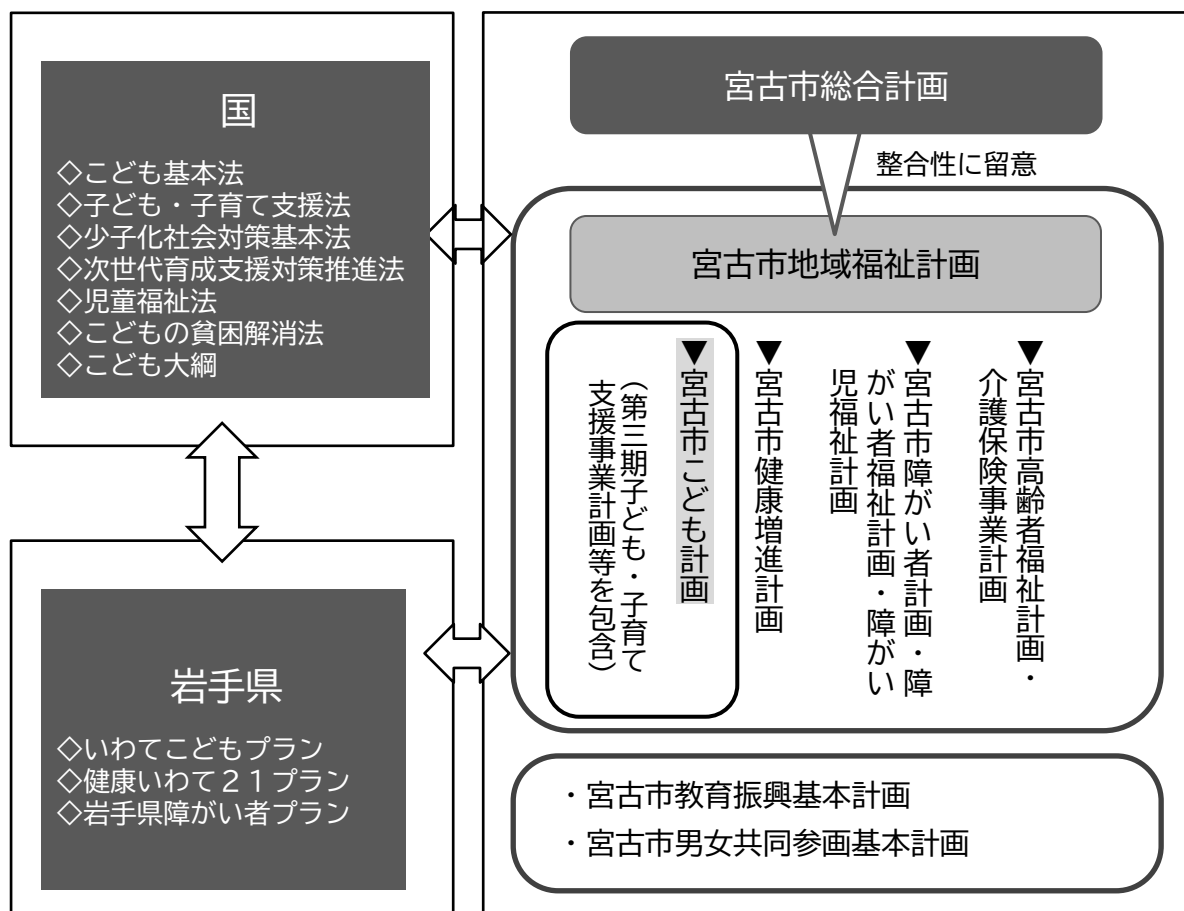
併せて、本計画は子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の定める基本指針及び手引きに即して策定するものであるとともに、次世代育成支援対策推進法を踏まえたものとしています。

さらに、本計画は、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」も兼ねており、複数の計画を統合することで、こども・若者施策及び子育て支援施策を一体的に展開する計画として位置づけています。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、宮古市の将来像やまちづくりの基本指針となる「宮古市総合計画」や、福祉分野の上位計画である「宮古市地域福祉計画」をはじめ、関連する他の分野の計画との整合性にも十分に配慮しています。これにより、本計画は上位計画や他分野の計画と矛盾のないよう整合が図られ、総合的なこども施策推進の枠組みとして機能します。

■ 他計画との連携





4 「こども・若者」の定義及び「こども」の表記について

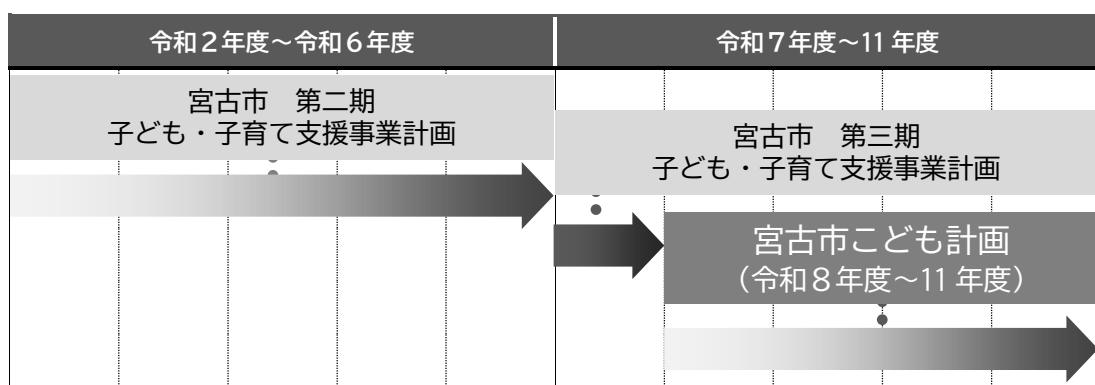
本計画の対象となる「こども・若者」の定義は、国のこども基本法やこども大綱、県の計画を勘案して、“概ね40歳未満までの者”とします。

また、「こども」の表記は、国から示された表記方法を準用し、特別な場合（法令に根拠がある語を用いる場合等）を除き、平仮名表記を用いています。

5 計画の実施期間

本計画の期間は、宮古市第三期子ども・子育て支援事業計画の終了年度に併せて、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

■ 計画期間



6 こども基本法（令和4年法律第77号）及びこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

◆こども基本法の6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれらからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

◆こども大綱の「基本的な方針」

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な育成環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

◆こども大綱の「こども施策に関する重要事項」

- 1 ライフステージを通じた重要事項
 - (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
 - (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
 - (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
 - (4) こどもの貧困対策
 - (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
 - (7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取り組み
- 2 ライフステージ別の重要事項
 - (1) こどもの誕生前から幼児期まで
 - ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
 - (2) 学童期・思春期
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
 - (3) 青年期
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- 3 子育て当事者への支援に関する重要事項
 - (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
 - (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - (4) ひとり親家庭への支援



7 計画の策定体制と市民意見の反映

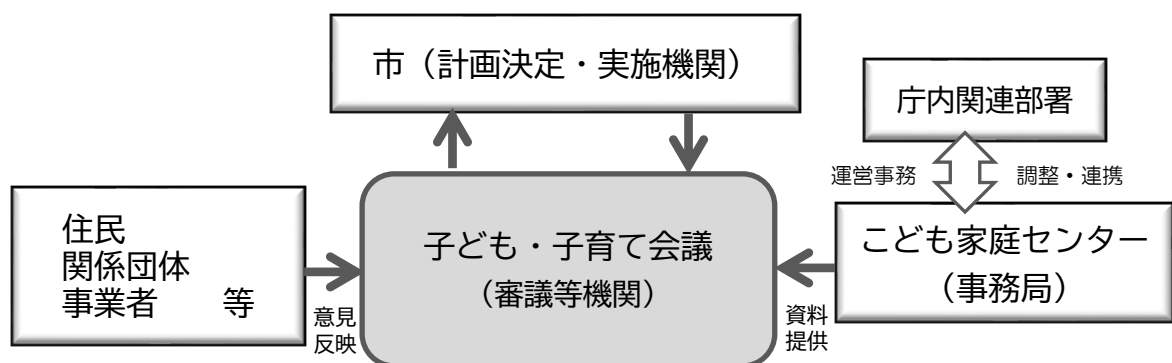
本計画の策定体制としては、「宮古市子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者や一般公募から選ばれた市民代表者を委員として委嘱しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映します。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたニーズ調査（令和6年6月）とともに、10～39歳の市民を対象としたこども・若者の意識と生活に関する調査（令和7年8月）を行いました。

さらに、市内の小学5年生から高校2年生を対象としたヤングケアラーに係る実態調査（令和6年12月）、市内の高校2年生を対象としたアンケート調査結果から得られたこども・若者・子育ての現状や今後の支援に係る意向等を、計画策定の基礎資料として活用しています。

そして、計画書（素案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民から得られた計画素案に対する意見等を精査しながら会議で協議・考察した上で、必要に応じて市民の意見を計画書に反映するよう努めます。

■ 計画の策定体制



8 県や近隣市町村との連携

本市は、市民のニーズに対応した教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努め、役割分担を図りながら、実施体制の確保を図ります。

また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うことになっているため、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けつつ、施策・事業の円滑な推進を図ります。



第2章

こども・若者・子育て環境の現状



第2章 こども・若者・子育て環境の現状

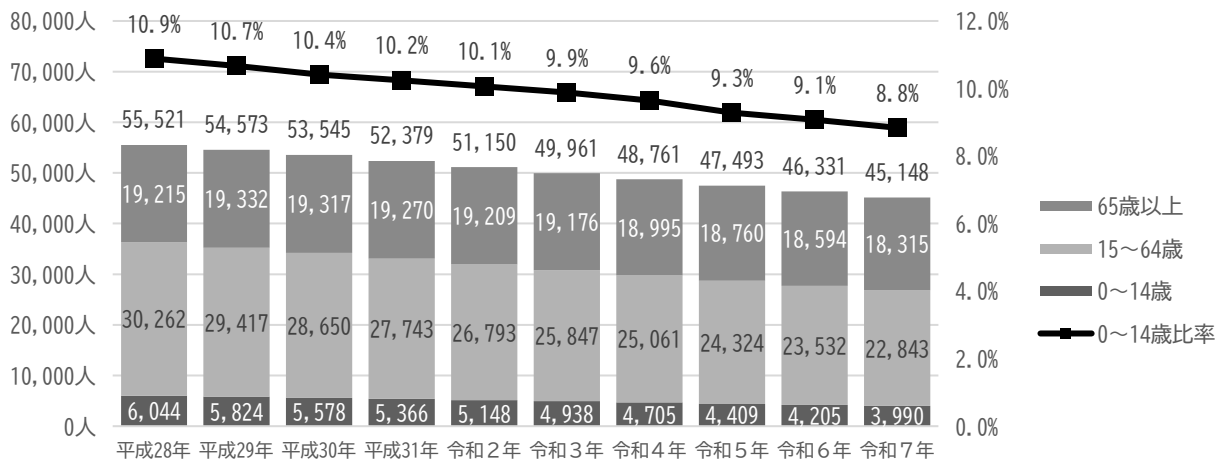
1 人口とこども・若者人口の状況

(1) こども・若者人口等の推移

本市の総人口は、減少傾向で推移しており、3階級別人口をみると、平成30年以降はいずれの階級も減少傾向となっています。

年少人口（0～14歳）は、令和7年現在3,990人となっており、総人口に占める比率（0～14歳比率）は8.8%で、少子化が進行しています。

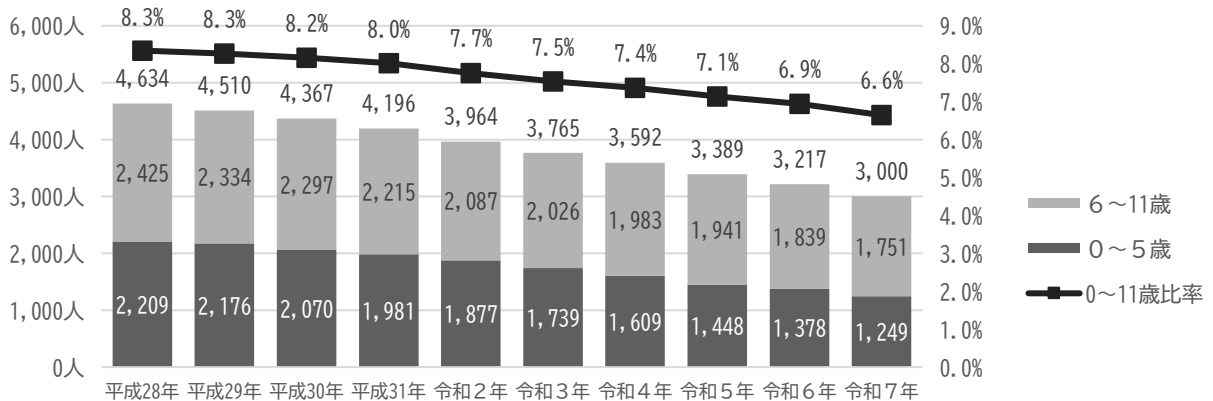
■ 3階級別人口等の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

こどものうち0～11歳人口は、減少傾向で推移しており、総人口に占める割合（0～11歳比率）も低下傾向です。

■ こども人口等の推移



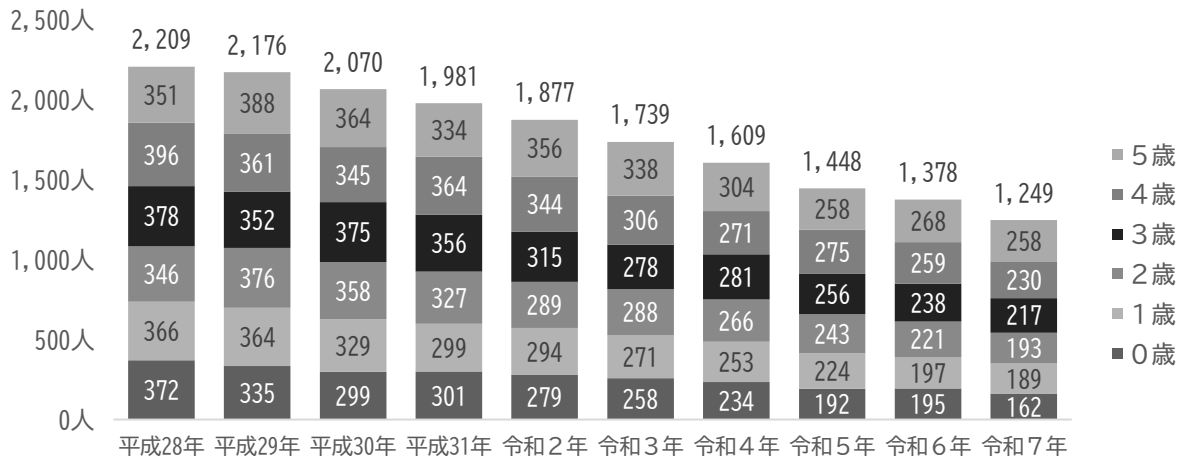
※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）



さらに、就学前児童（0～5歳）は、平成28年以降は減少傾向で推移しており、0歳人口はこの10年で半減に近い減少となっています。

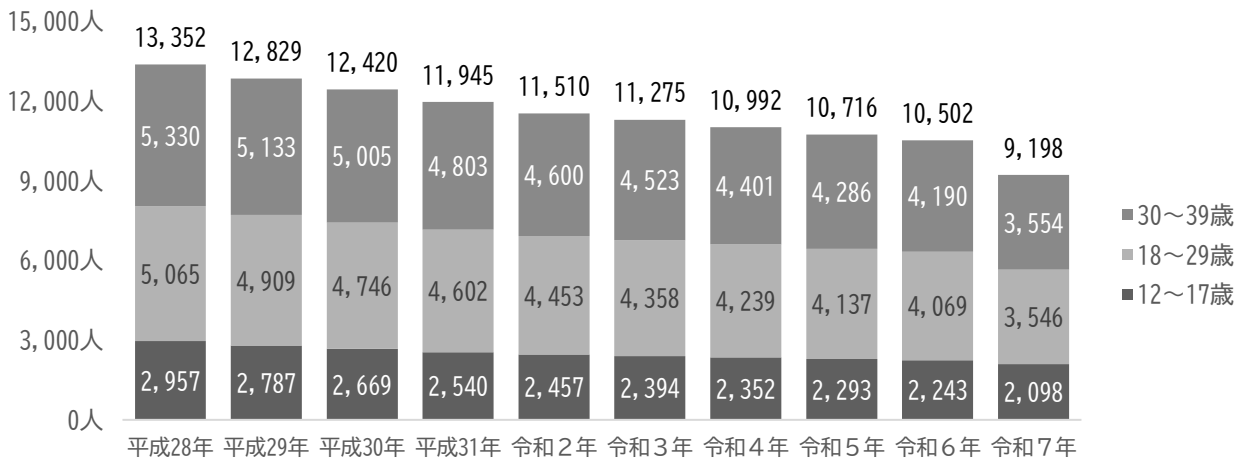
■ 0～5歳児の人口推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

12～17歳、18～29歳、30～39歳のいずれも減少傾向で推移しています。

■ 12～39歳の人口推移

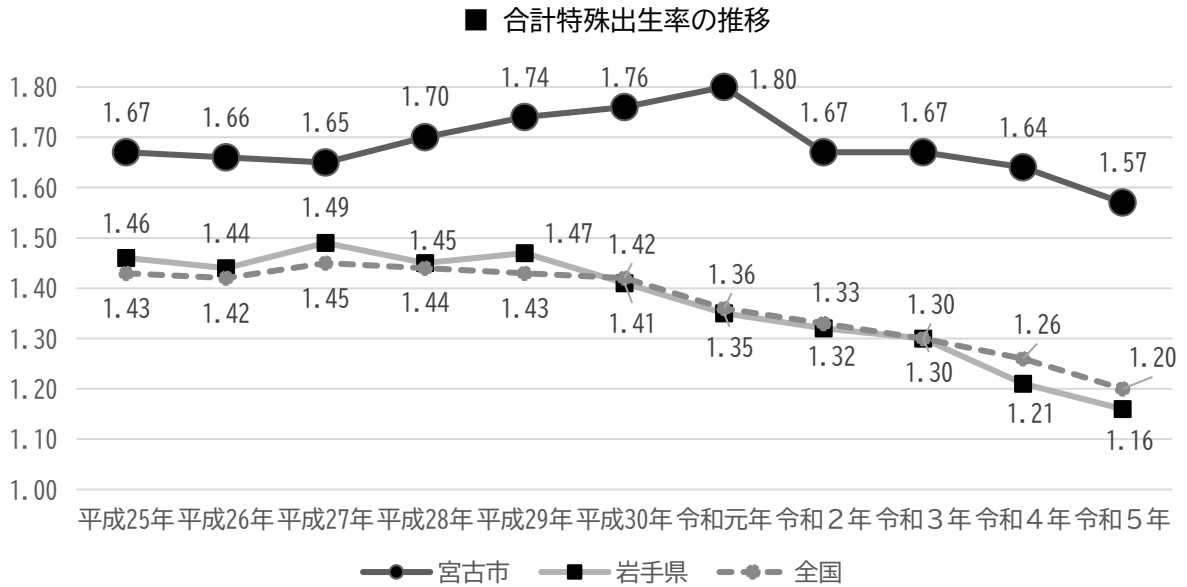


資料：住民基本台帳（各年3月31日）



(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成25年以降1.5～1.8台で推移しており、全国・県より高い水準となっています（県及び全国との比較は、資料が異なるため参考値）。



資料：宮古市は「岩手県保健福祉年報（人口動態編）」
岩手県及び全国は「岩手県人口動態統計（確定数）の概況」



2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

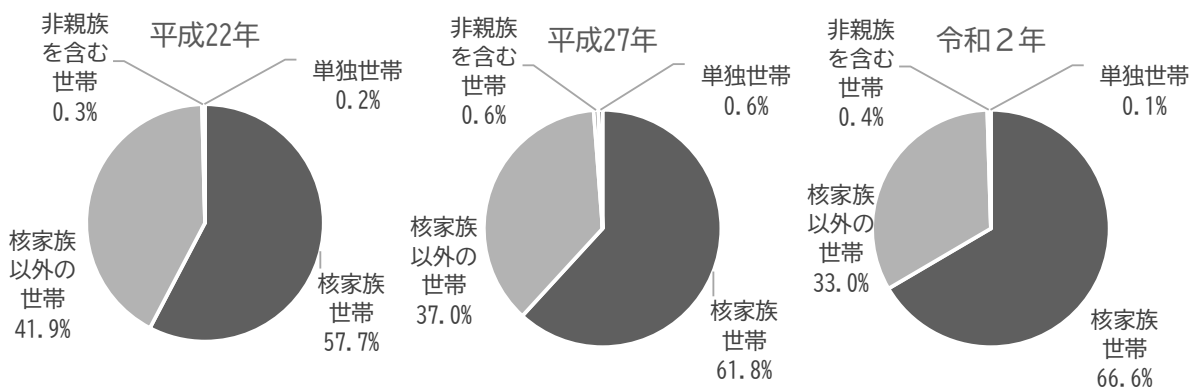
平成22年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、18歳未満世帯員のいる一般世帯の総数は、平成22年の5,123世帯から令和2年には3,477世帯と1,500世帯以上の減少となっています。

一方、総数に占める核家族世帯の比率は、平成22年の57.7%から令和2年には66.6%に上昇しており、核家族化が進行しています。

また、総数に占めるひとり親世帯（男親と子供から成る世帯及び女親と子供から成る世帯）の比率は、平成22年の9.9%から令和2年には11.1%に上昇しています。

■ 子育て世帯（18歳未満のこどもがいる世帯）の推移

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成22年		平成27年		令和2年	
総数	5,123	100.0%	4,379	100.0%	3,477	100.0%
親族のみ世帯	5,102	99.6%	4,326	98.8%	3,460	99.5%
核家族世帯	2,955	57.7%	2,707	61.8%	2,314	66.6%
夫婦のみの世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
夫婦と子供から成る世帯	2,449	47.8%	2,283	52.1%	1,927	55.4%
男親と子供から成る世帯	39	0.8%	35	0.8%	30	0.9%
女親と子供から成る世帯	467	9.1%	389	8.9%	357	10.3%
核家族以外の世帯	2,147	41.9%	1,619	37.0%	1,146	33.0%
非親族を含む世帯	13	0.3%	28	0.6%	14	0.4%
単独世帯	8	0.2%	25	0.6%	3	0.1%



資料：国勢調査（各年10月1日）

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない場合あり（以降の図表も同様）

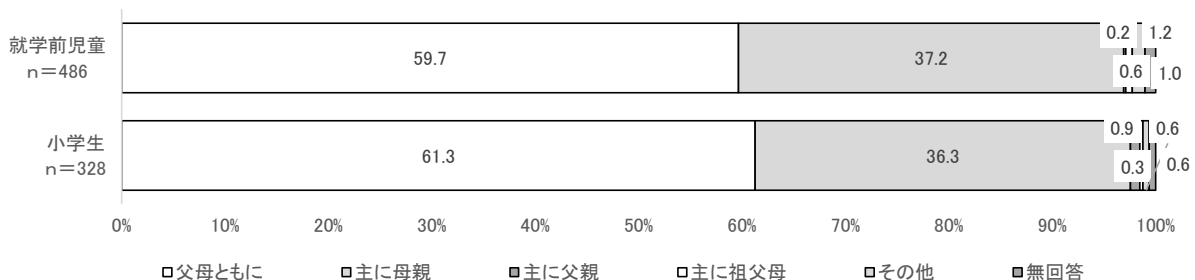


(2) 保護者における子育ての状況

家庭で主に子育てを行っている方をみると、就学前児童・小学生のいずれも「父母ともに」(59.7%・61.3%)と回答した割合が最も高く、次いで「主に母親」(37.2%・36.3%)となっています。

前回調査(H30)と比較すると、就学前児童では「父母ともに」(前回50.8%)と回答した割合が大きく上昇しており、子育てにおける男女共同参画が進行している状況です。

■ 主な保護者の状況

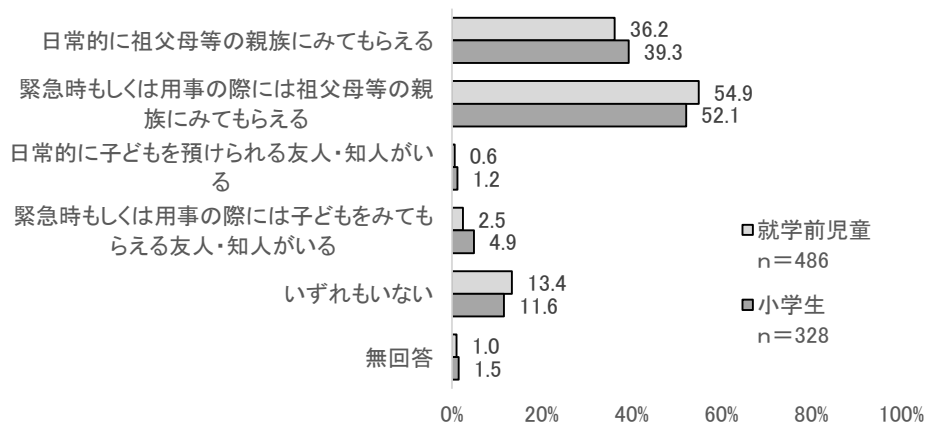


資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

親族や知人による子育ての協力状況をみると、協力者が「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童が13.4%、小学生が11.6%であることから、大半は周囲の協力を得られている状況です。

前回調査(H30)と比較すると、小学生では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合が前回45.6%から6.3^{ポイント}低くなっており、核家族化の進行等を反映した結果と見られます。

■ 親族・知人による子育ての協力状況



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

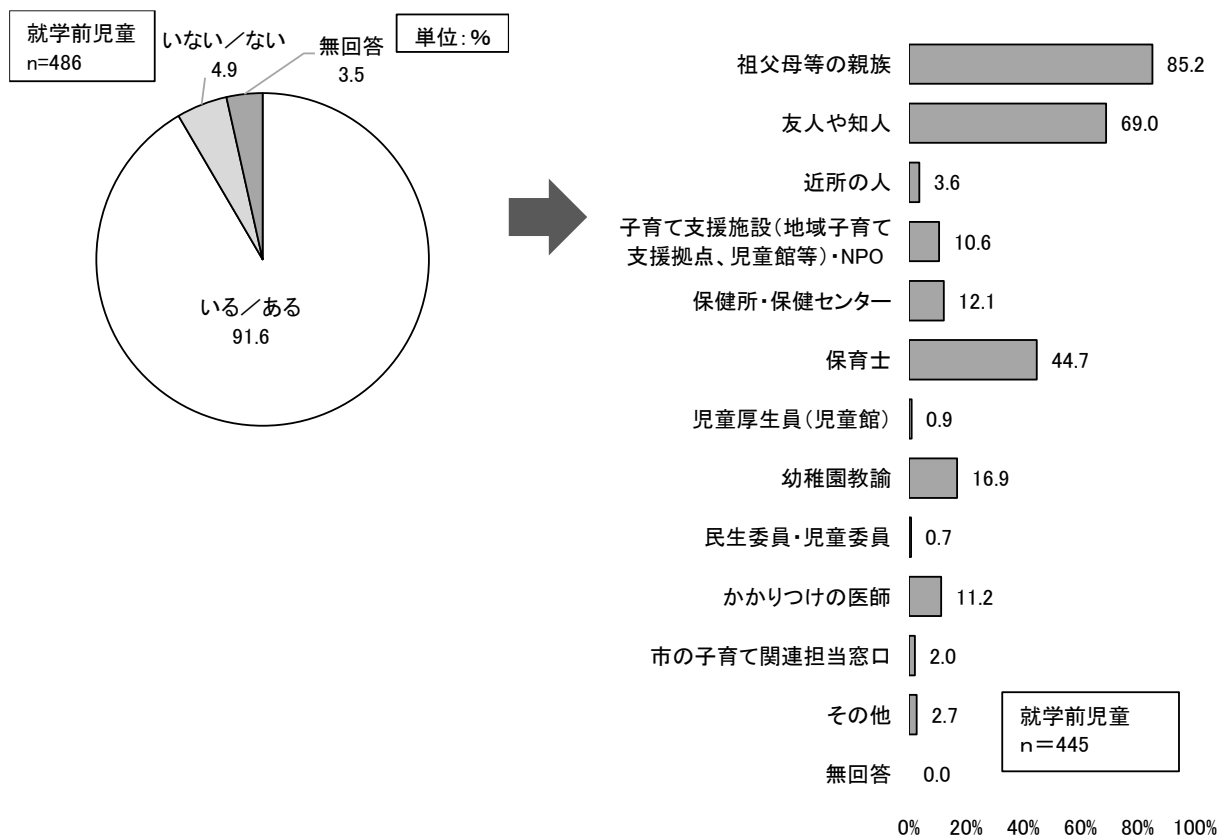


(3) 子育てに関する相談者の状況

気軽に相談できる人が「いる／ある」方は、91.6%となっており、気軽に相談できる相手を見ると、「祖父母等の親族」(85.2%)が最も高く、次いで「友人や知人」(69.0%)となっています。また、「保育士」(44.7%)と「幼稚園教諭」(16.9%)は合わせて6割となっており、施設利用者の相談先として機能しています。

一方、「保健所・保健センター」「子育て支援施設(地域子育て支援拠点、児童館等)・NPO」「市の子育て関連担当窓口」等では1割前後となっています。

■ 子育てに関して気軽に相談できる人の有無、気軽に相談できる相手



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

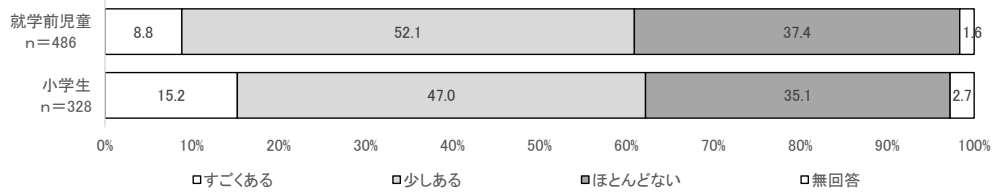


(4) 子育ての不安や悩み

子育ての不安や悩みを持っている人では、就学前児童・小学生ともに「ある（「すごくある」と「少しある」の合計）」（60.9%、62.2%）が6割台となっています。

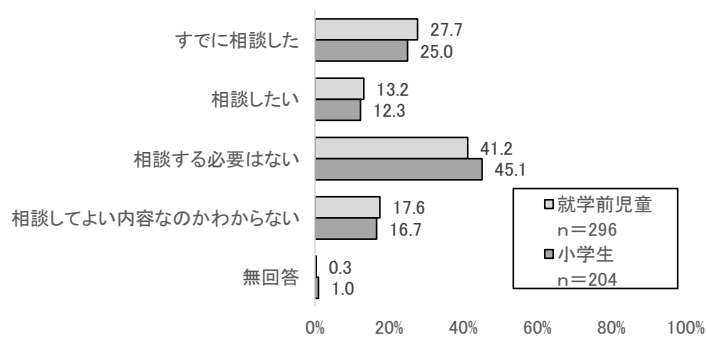
不安や悩みについて、第三者（相談窓口の職員、医師、そのほかメンタルヘルスの専門職など）に相談したい人では、就学前児童・小学生で「すでに相談した」（27.7%、25.0%）、「相談したい」（13.2%、12.3%）となっており、相談を必要とする人が4割前後となっています。

■ 子育ての不安や悩みの有無



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

■ 子育ての不安や悩みについて、第三者への相談



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

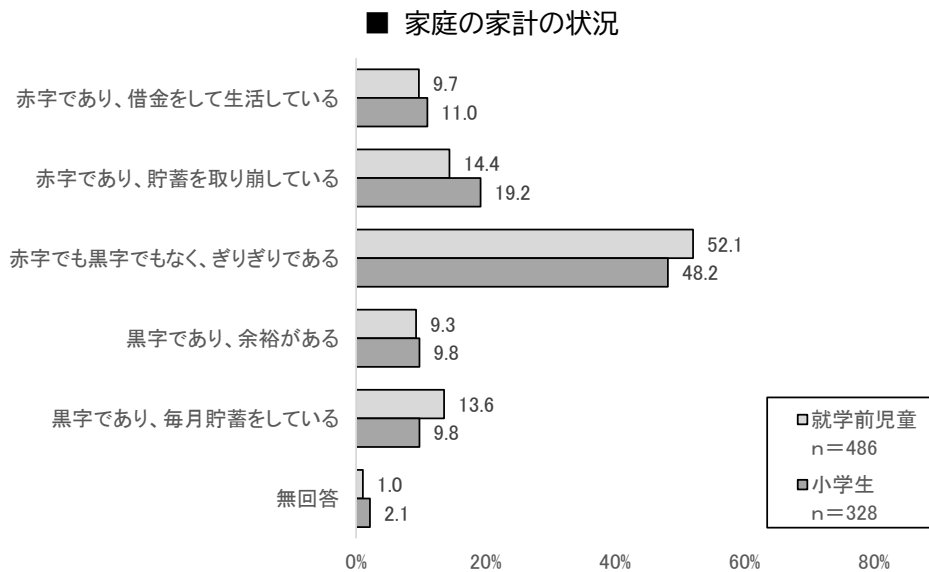


(5) 世帯の生活状況

子育て世帯の生活の状況をみると、就学前児童・小学生ともに、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」(52.1%・48.2%)が最も高く、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」(14.4%・19.2%)となっています。

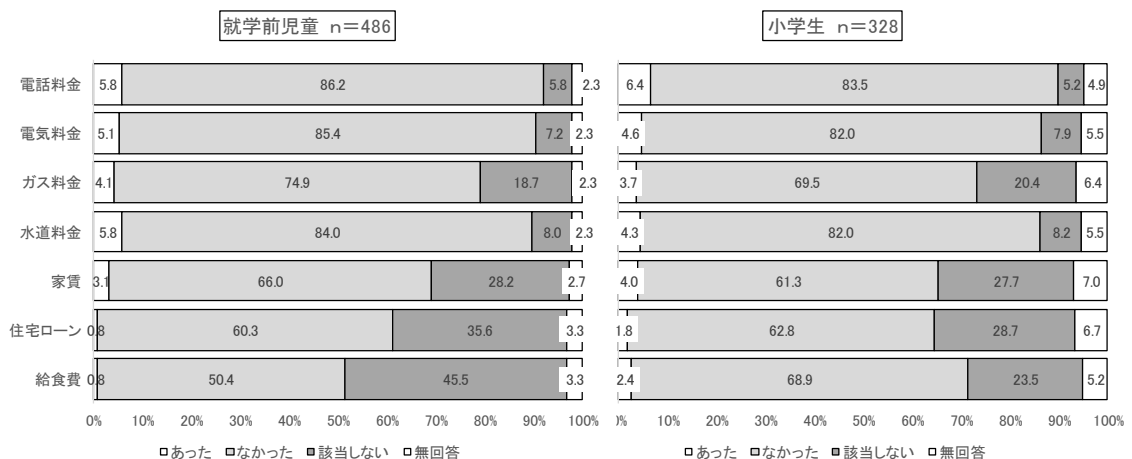
また、「赤字(「赤字であり、借金をして生活している」と「赤字であり、貯蓄を取り崩している」の合計)は就学前児童が24.1%、小学生が30.2%となっています。

経済的な理由で、支払えなかったサービス・料金では、『あった』の就学前児童は「電話料金」「水道料金」(各5.8%)、小学生は「電話料金」(6.4%)が高くなっています。



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

■ 経済的な理由で料金が支払えないこと状況



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）



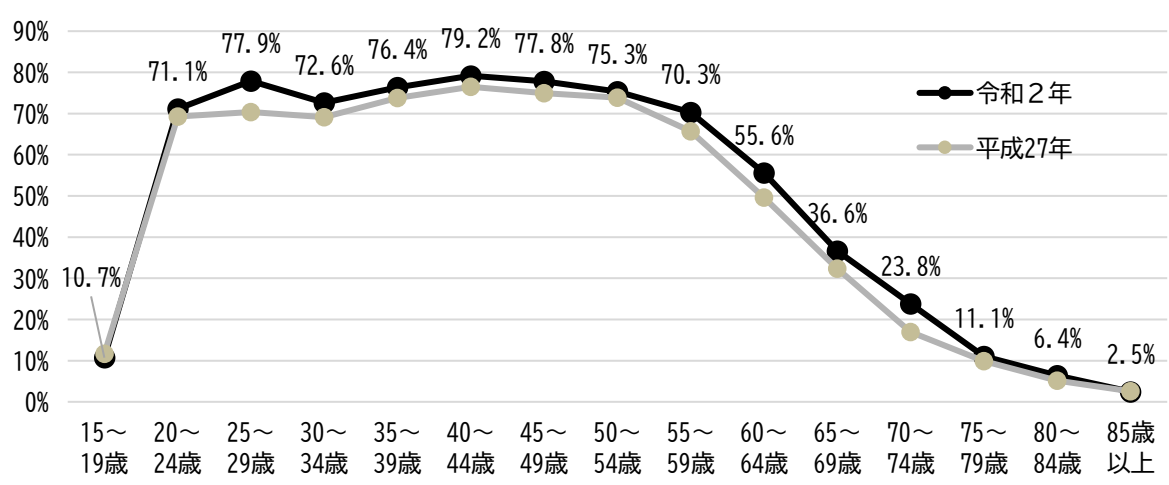
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 女性の就業率の推移

本市の女性の就業率は、全ての年齢階級で令和2年の率が平成27年を上回っています。

なお、25～29歳の就業率が大きく上昇した一方、30～34歳は小幅な上昇となったことによって、いわゆるM字カーブ（結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する線形）が復活しています。

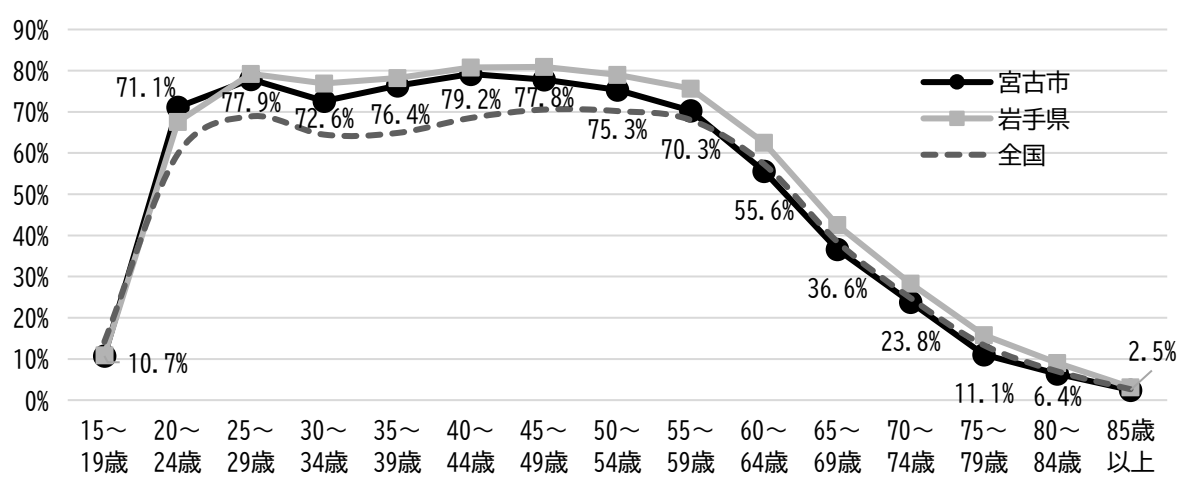
■ 女性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

本市の女性の就業率は、岩手県や全国と比較すると、多くの年齢階級で全国を上回る水準である一方、30～34歳をはじめ、岩手県を下回る水準となっています。

■ 女性の就業率の比較



資料：国勢調査（各年10月1日）

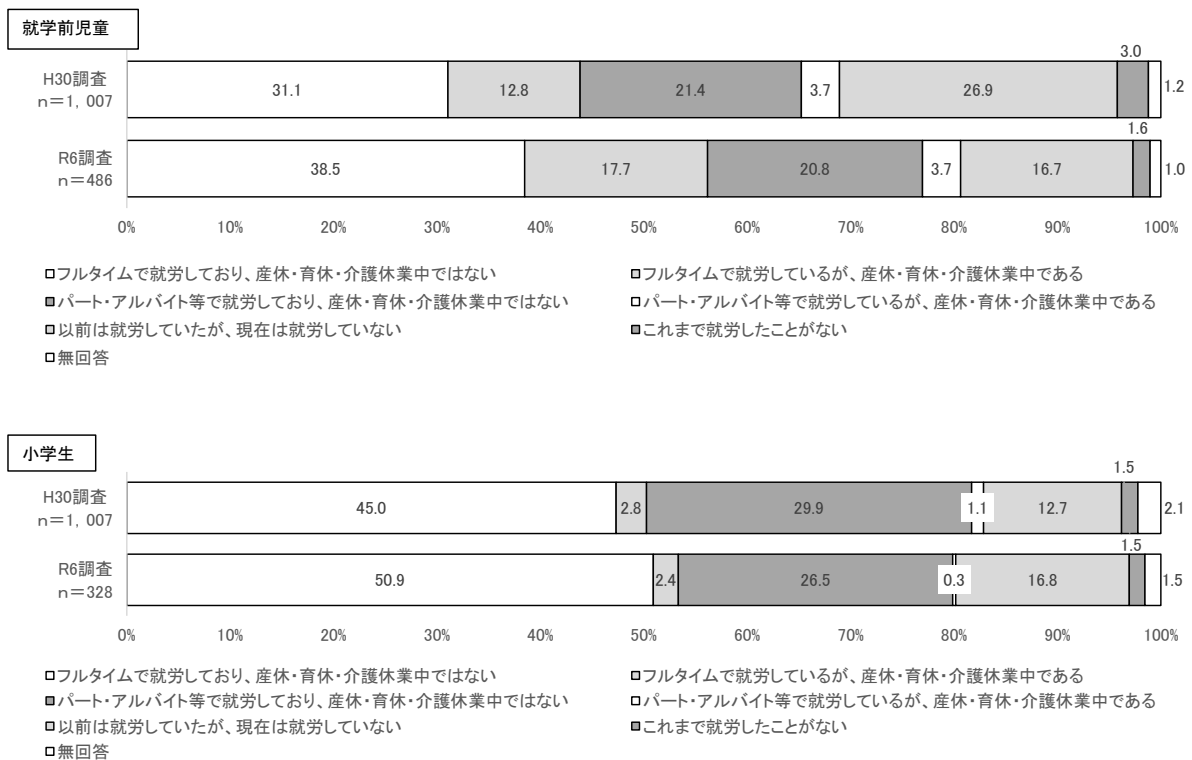


(2) 母親の就労状況・就労意向

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると、就労している母親は、就学前児童で80.7%、小学生で80.1%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で21.4%、小学生では2.7%となっています。

前回調査(H30)と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では11.1^{ポイント}、小学生では1.3^{ポイント}高くなっており、「フルタイムで就労している」割合が上昇していることから、保育ニーズの拡大につながる状況となっています。

■ 母親の就労状況



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

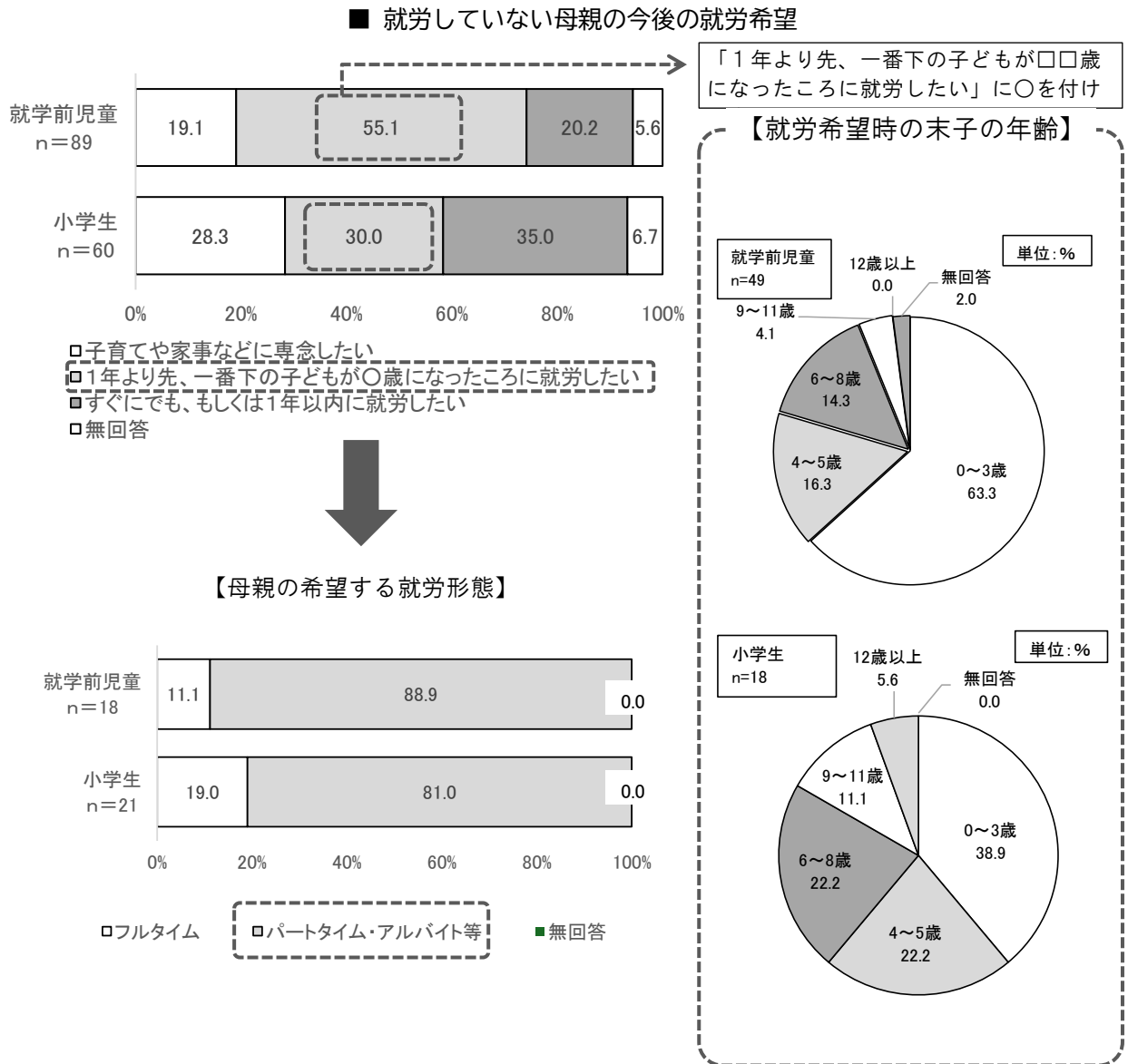


現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、現在就労していないが、今後の就労希望がある就学前児童の母親は75.3%となっており、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」が88.9%、「フルタイム」が11.1%となっています。

また、1年より先に就労希望があると回答した方の希望時期をみると、一番下の子どもが「0～3歳」になったころの就労を希望している方が63.3%と最も高くなっています。

小学生では、就労希望がある母親は65.0%となっており、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」が81.0%、「フルタイム」が19.0%となっています。

また、1年より先に就労希望があると回答した方の希望時期をみると、一番下の子どもが「0～3歳」になったころの就労を希望している方が38.9%と最も高く、次いで「4～5歳」（22.2%）となっています。



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

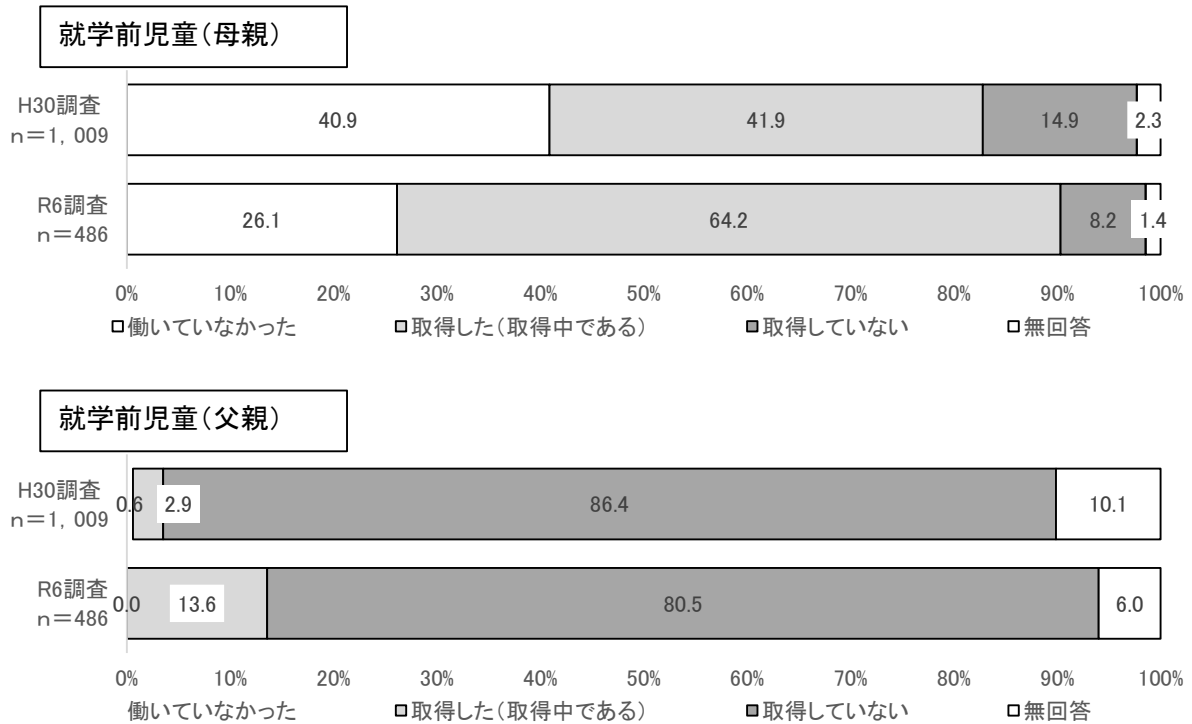


(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は64.2%、一方、父親は13.6%となっています。

前回調査（H30）と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は22.3^{ポイント}、父親は10.7^{ポイント}高く、国における育児・介護休業法の改正（産後パパ育休の創設、育児休業の分割取得、育児休業取得状況の公表義務化等）を背景として、取得率が上昇しています。

■ 育児休業制度の利用状況



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）



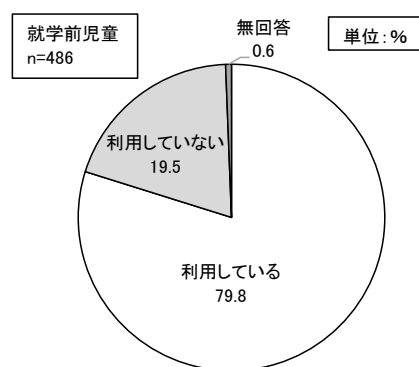
4 子育て支援事業の利用状況・利用意向等

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況・利用意向

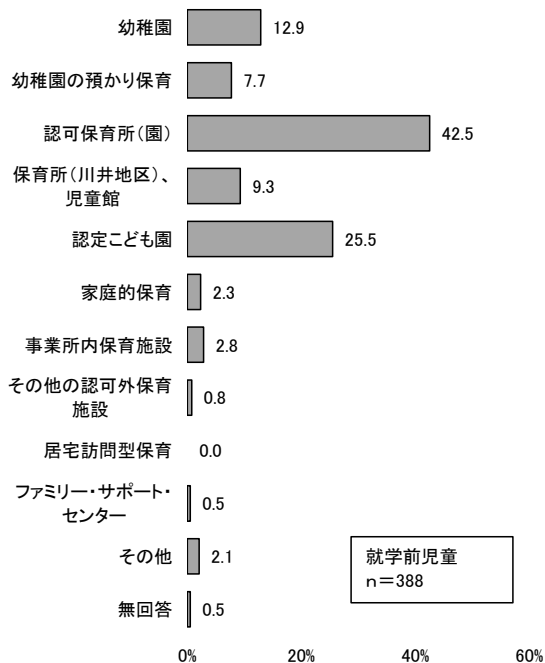
定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は79.8%となっています。利用している教育・保育事業は、「認可保育所(園)」が42.5%、次いで「認定こども園」が25.5%となっています。

また、現在の利用と利用希望との差をみると、「幼稚園」が19.8^{ポイント}、「幼稚園の預かり保育」が15.6^{ポイント}、「認定こども園」が14.6^{ポイント}と、いずれも希望が高い状況です。

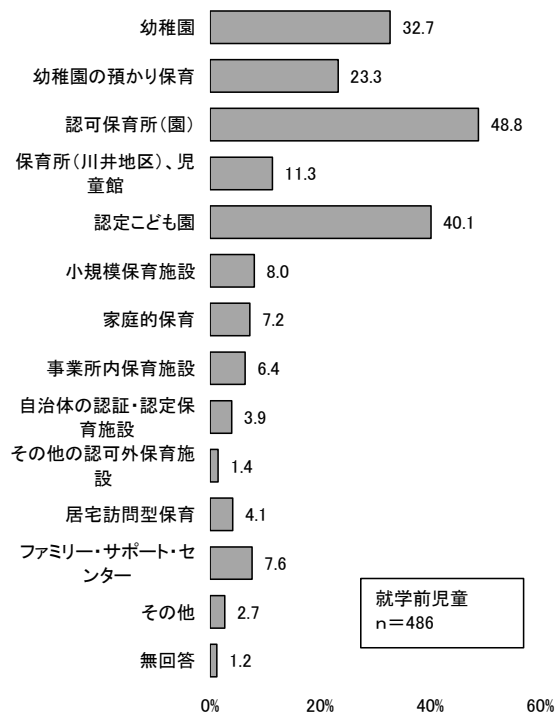
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 定期的にご利用している教育・保育事業



■ 利用を希望する教育・保育事業



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

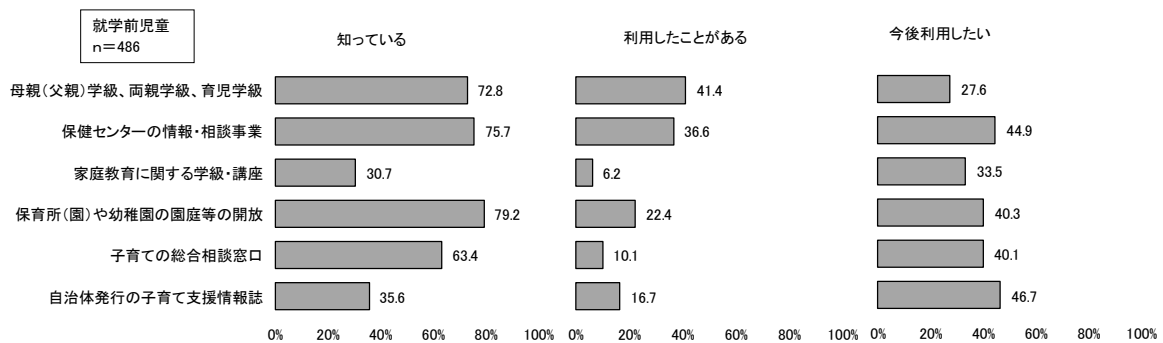


(2) 子育て支援事業の周知度・利用状況・利用意向

子育て支援事業の周知度をみると、「保育所(園)や幼稚園の園庭等の開放」(79.2%)、「保健センターの情報・相談事業」(75.7%)、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」(72.8%)が7割台となっています。

今後の利用希望は、「保健センターの情報・相談事業」(44.9%)「自治体発行の子育て支援情報誌」(46.7%)、「保育所(園)や幼稚園の園庭等の開放」(40.3%)で高くなっています。

■ 子育て支援事業の周知度・利用状況と今後の利用希望

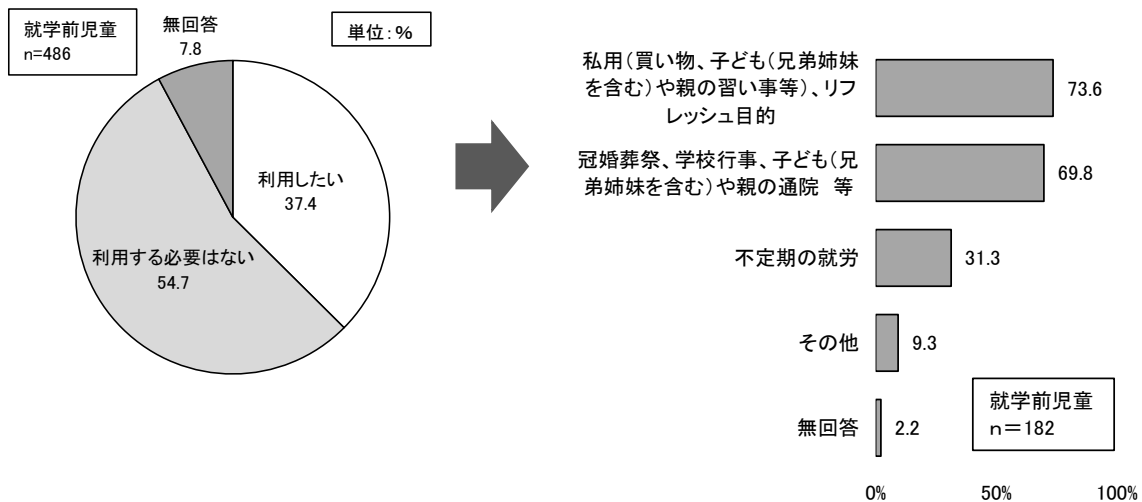


資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

(3) 一時保育事業の利用意向

一時保育事業の利用希望をみると、「利用したい」が37.4%となっています。「利用したい」目的は、「私用(買い物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的」(73.6%)、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等」(69.8%)が7割前後となっています。

■ 一時保育事業の利用希望とその目的



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

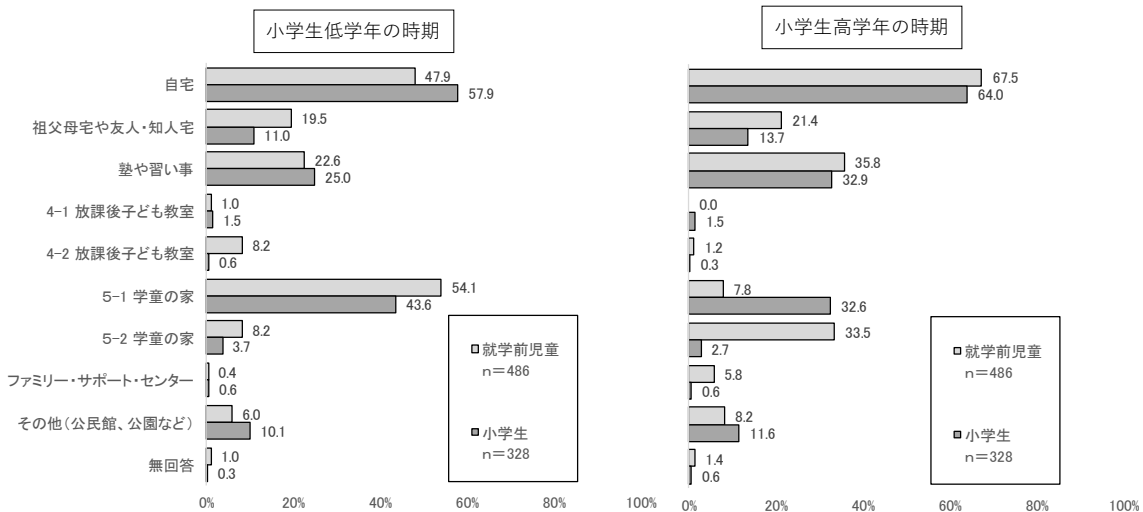


(4) 平日の放課後の過ごし方の意向

放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童では、低学年時期は「5-1 学童の家（学童保育）」（54.1%）が最も高く、次いで「自宅」（47.9%）、「塾や習い事」（22.6%）となっています。また、高学年時期は「自宅」（67.5%）が最も高く、次いで「塾や習い事」（35.8%）、「5-2 学童の家（学童保育）」（33.5%）、となっています。

小学生では、低学年時期は「自宅」（57.9%）が最も高く、次いで「5-1 学童の家（学童保育）」（43.6%）、「塾や習い事」（25.0%）となっています。また、高学年時期は「自宅」（64.0%）が最も高く、次いで「塾や習い事」（32.9%）「5-1 学童の家（学童保育）」（32.6%）、となっています。

■ 放課後の過ごし方の希望



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

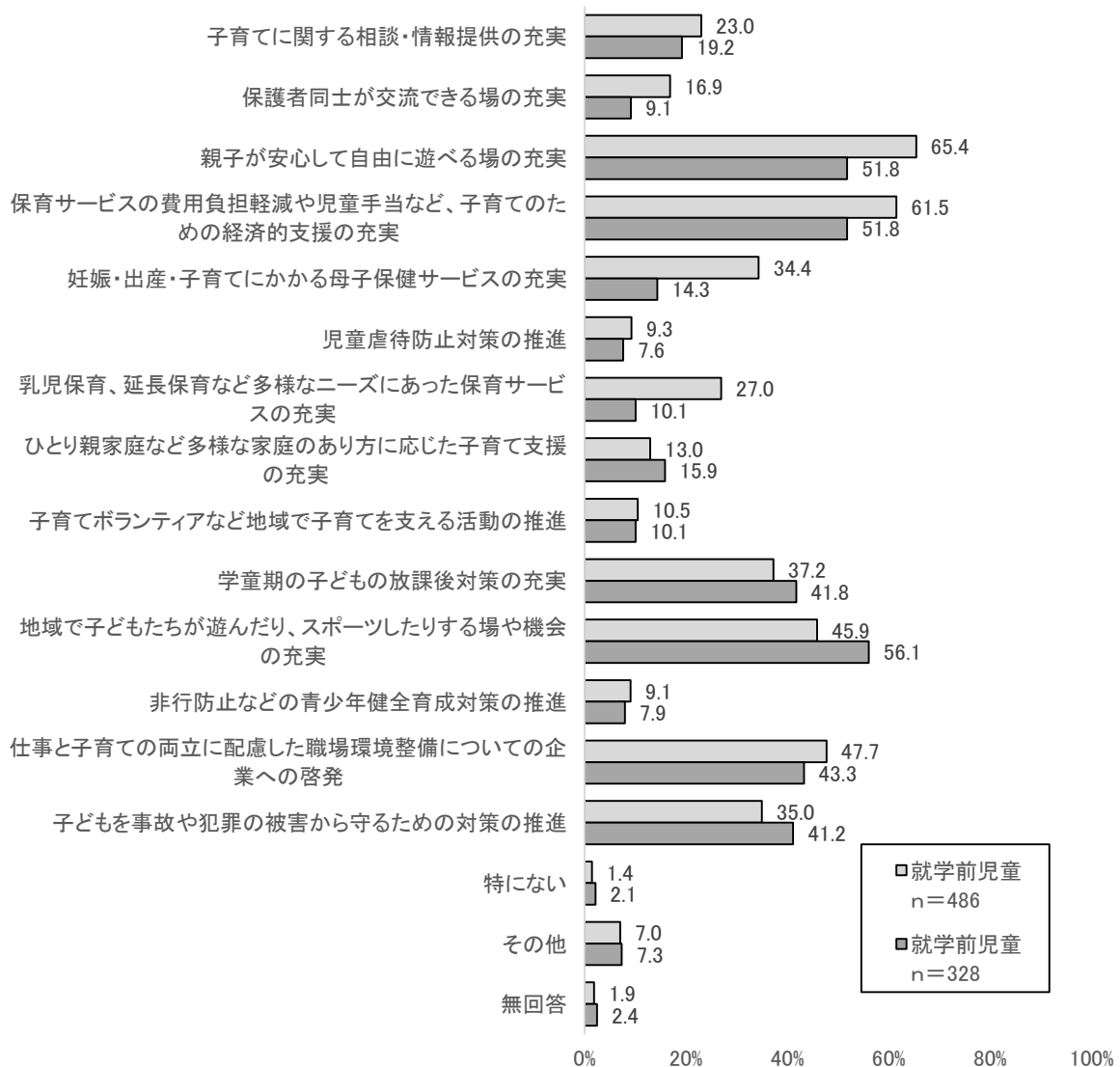


(5) 充実してほしい子育て支援サービス

充実してほしい子育て支援サービスは、就学前児童では「親子が安心して自由に遊べる場の充実」(65.4%)が最も高く、次いで「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」(61.5%)となっています。

小学生では、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」(56.1%)が最も高く、次いで「親子が安心して自由に遊べる場の充実」「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」(各51.8%)となっています。

■ 充実してほしい子育て支援サービス



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

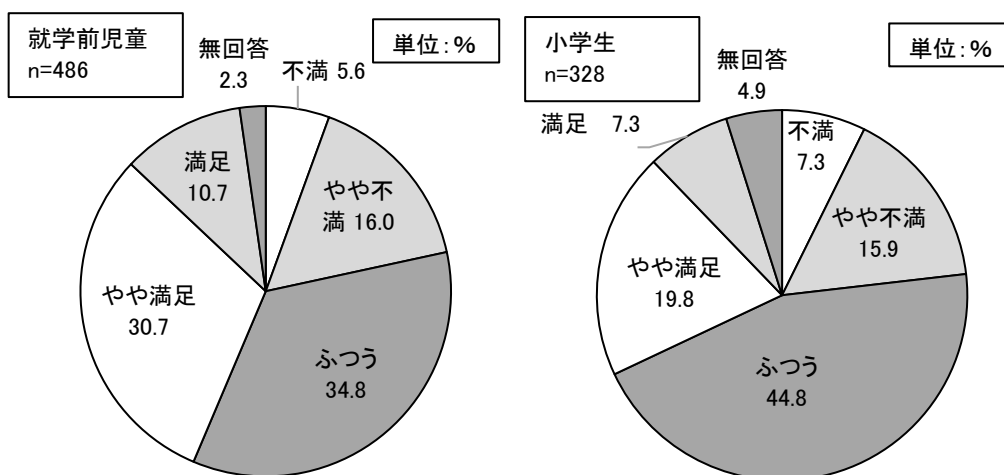


5 子育ての環境や支援への満足度等

地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度の状況を見ると、就学前児童では「満足」と「やや満足」の計が41.4%、「不満」と「やや不満」の計が21.6%で、満足と感じている方が19.8^{ポイント}上回っています。

小学生では「満足」と「やや満足」の計が27.1%、「不満」と「やや不満」の計が23.2%で、満足と感じている方が3.9^{ポイント}上回っています。

■ 居住地域における子育ての環境や支援への満足度



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）



6 こども・若者の生活に関する意識・行動

(1) 主観的幸福感や自己肯定感、孤立・孤独感

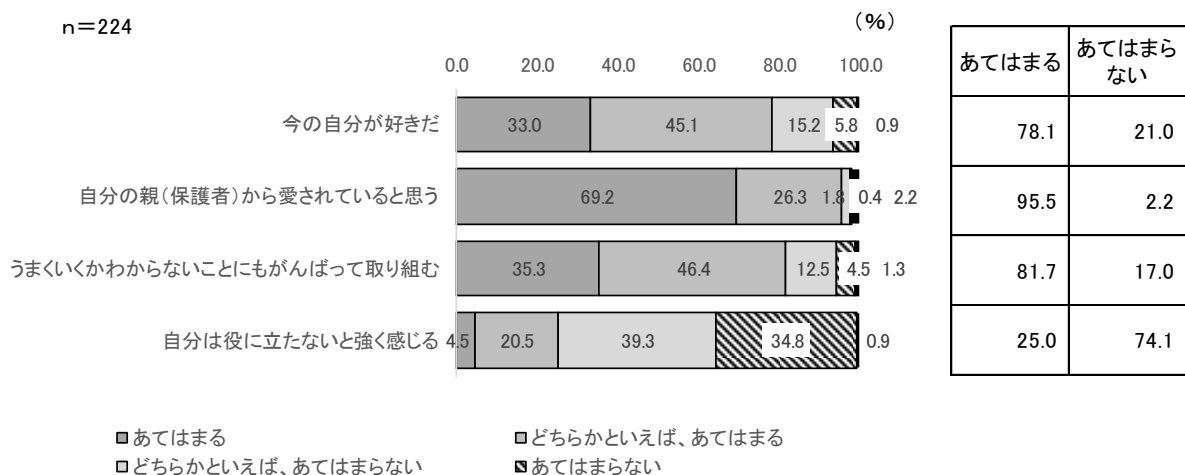
10～14歳対象調査（令和7年度宮古市こども・若者の意識と生活に関する調査）では、「自分は親（保護者）から愛されていると思う」と感じているこどもが95.5%に達し、現在の自分を「幸せだと思う」こどもも約95%に上ります。また、15～39歳対象調査においても「自分は親から愛されている」と感じる若者は85.9%に上り、「自分には自分らしさがある」と考える人も84.3%に達しています。

一方で、10～14歳対象調査では、「自分はひとりぼっちだと感じることがある」こどもは約19%おり、「まわりから取り残されていると感じることがある」児童も一部見られました。また、15～39歳対象調査では「自分自身に満足している」と言えない若者が過半数（55.9%が否定）おり、「自分は役に立たないと強く感じることがある」若者は約33%と3人に1人に上り、10代後半から30代にかけて自己効力感が揺らぐ層が一定数存在します。

さらに、15～39歳対象調査（令和7年度宮古市こども・若者の意識と生活に関する調査）では「自分には人との付き合いがないと感じることがある」と回答した若者は47.4%に上り、約半数が時折社会的孤立感を味わっていることがわかりました。「他の人たちから孤立していると感じることがある」層も40%弱存在しており、交友関係や地域とのつながりが薄い若者が一定数います。直近6か月間で「家族以外の人とはほとんど会話しなかった」人が31.0%おり、家族以外と定期的なコミュニケーションを取れていない若者が3人に1人いる現状です。

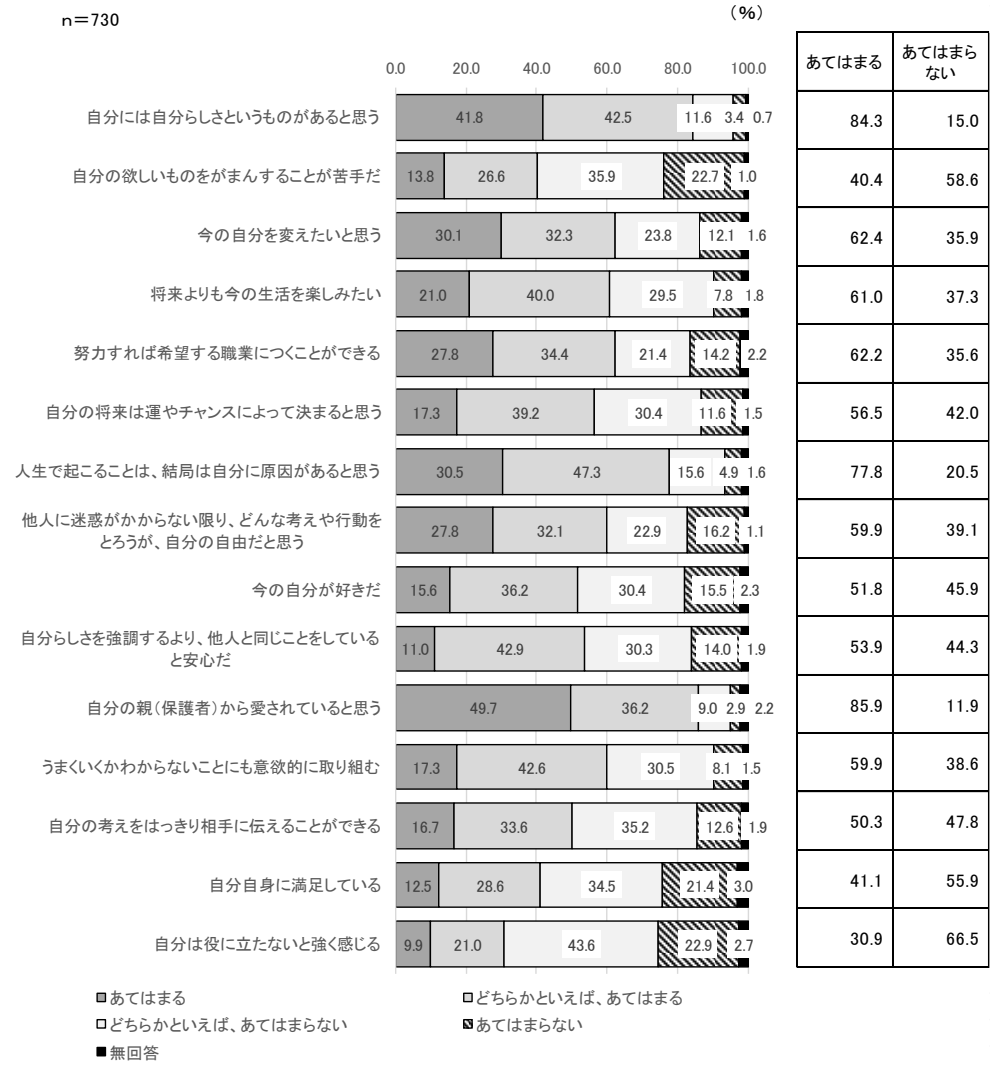
■ 主観的幸福感や自己肯定感、孤立・孤独感

〈10～14歳 あなた自身のこと〉

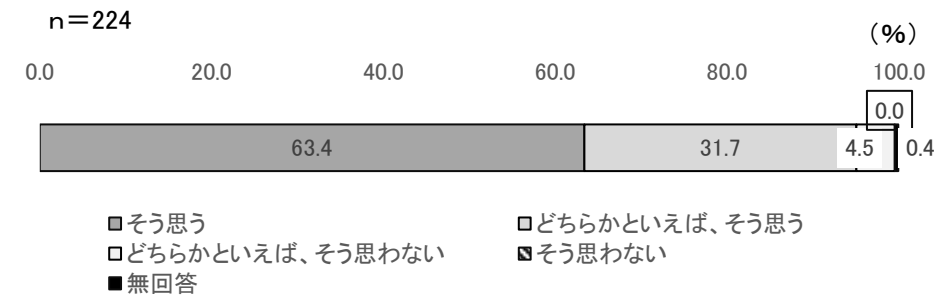




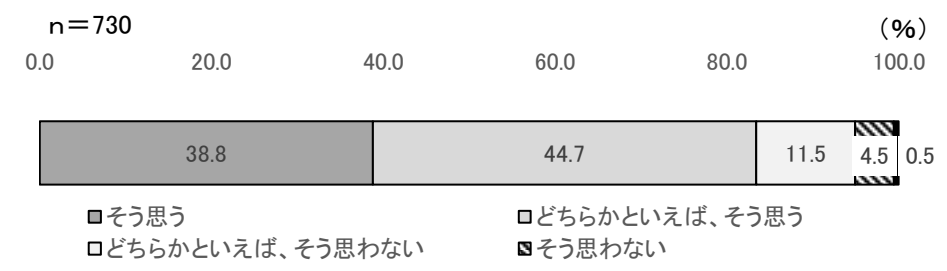
<15～39 歳 あなた自身のこと>



<10～14 歳 今、自分が幸せだと思うか>



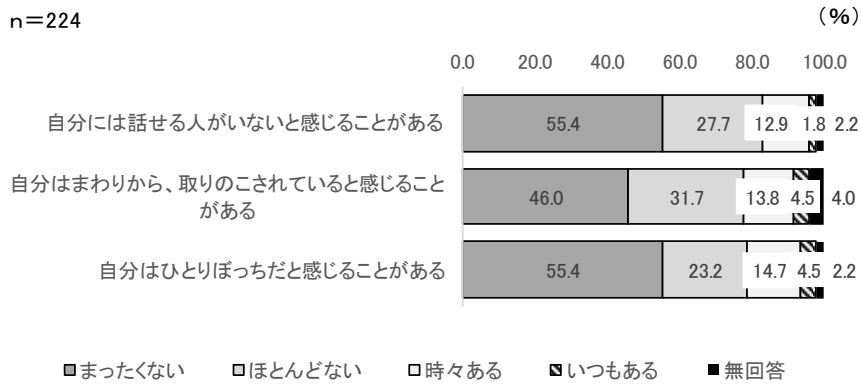
<15～39 歳 今、自分が幸せだと思うか>





〈10～14歳 よく感じていること〉

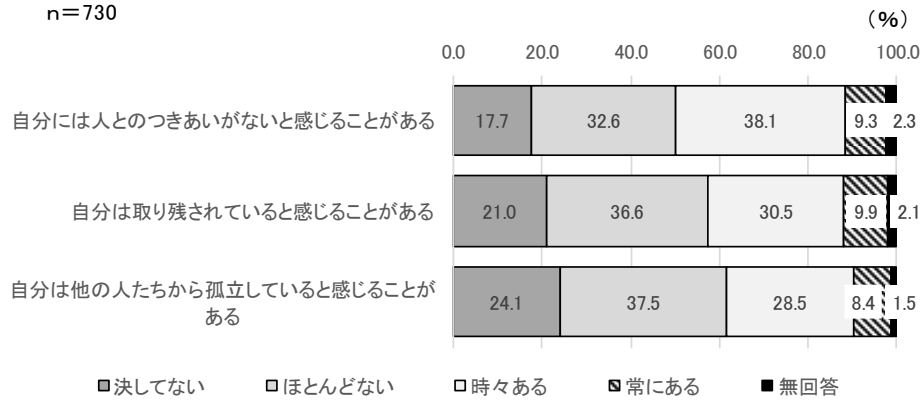
n=224



	ない	ある
自分には話せる人がいないと感じることがある	83.1	14.7
自分はまわりから、取りのこされていると感じることがある	77.7	18.3
自分はひとりぼっちだと感じることがある	78.6	19.2

〈15～39歳 どれくらいの頻度で感じているか〉

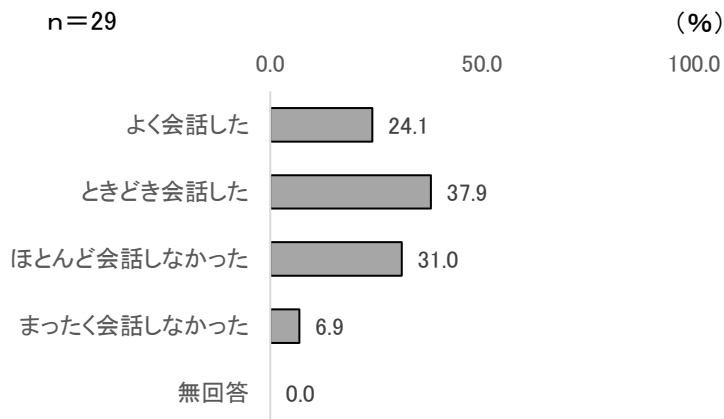
n=730



	ない	ある
自分には人とのつきあいがいないと感じることがある	50.3	47.4
自分は取り残されていると感じることがある	57.6	40.4
自分は他の人たちから孤立していると感じることがある	61.6	36.9

〈15～39歳 最近6か月間の家族以外の人との会話〉

n=29





(2) 将来（進学・就労）への希望、結婚・子育て観

高校生調査（令和7年度高校生アンケート）で卒業後の進路希望を見ると、4年制大学進学希望が54.9%、専門学校等が19.9%、就職希望は19.2%となっています。進学・就職希望先は、県内を含む東北地方が72.4%となっており、希望する進学先や就職先が宮古市内にあった場合でも、「あっても市外に出たい」と答えた生徒が39.7%に上ります。

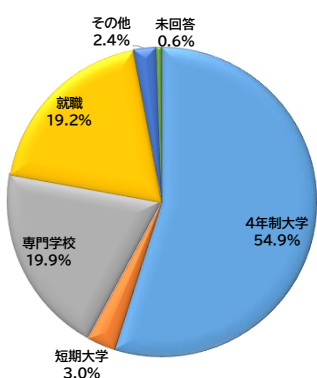
15～39歳対象調査では、「自分の将来に明るい希望がある」と答えた人は約45%で、「どちらかといえば希望がある」を合わせると約67%が肯定的でした。一方で、「将来にあまり希望が持てない」とする層も30%強いる状況です。

結婚観・家族観について、15～39歳対象調査で現在未婚（適齢）の回答者に将来の結婚意向を尋ねたところ、「結婚したい」41.5%、「どちらかといえば結婚したい」22.7%で、合わせて64.2%が結婚前向き層でした。一方、「結婚したくない」や「わからない」（15.0%）とする層も3割以上おり、結婚に消極的・懐疑的な若者も少なくありません。結婚に対する考え方については、「結婚すると自分の子どもや家族を持てる」（59.9%）、「好きな人とずっと一緒に暮らせる」（53.7%）といった家庭的・情緒的な価値を肯定的に捉える人が多い一方、「結婚すると責任や義務が発生する」現実面にも53.3%が言及しています。

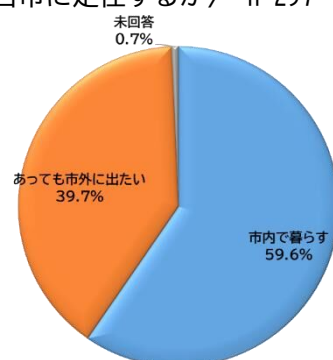
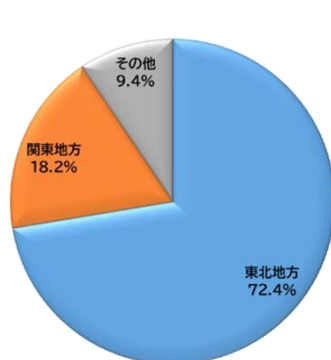
子育て観については、15～39歳対象調査で「将来子どもを持ちたい」と答えた人は51.8%、「どちらかといえば持ちたい」が20.0%で、約72%が肯定的でした。「子どもはほらない」と考える人は2割弱、「わからない」（12.1%）がそれに次ぐ結果であり、子どもを持つことへの価値観はポジティブな割合が高い状況です。

■ 将来（進学・就労）への希望、結婚・子育て観

〈高校生 卒業後の進路希望〉 n=297



〈高校生 希望する進学先・就職先があれば、宮古市に定住するか〉 n=297



〈15～39歳 自分の将来について〉

n=730

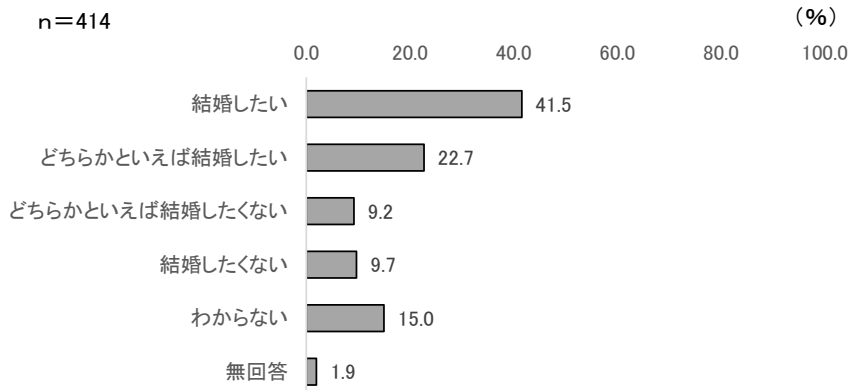
0.0 20.0 40.0 60.0 80.0 100.0 (%)



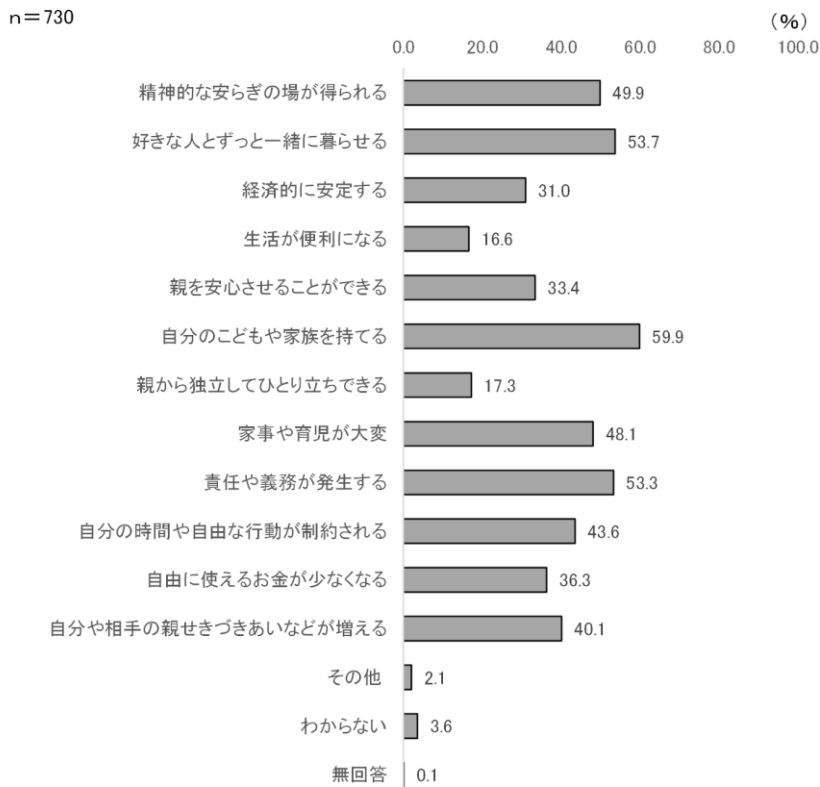
■ 希望がある
 □ どちらかといえば希望がある
 □ どちらかといえば希望がない
 ■ 希望がない
 ■ 無回答



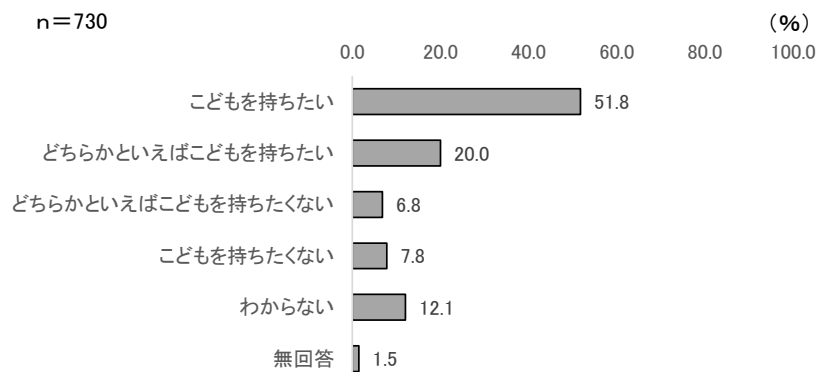
〈15～39 歳（未婚者） 将来結婚したいか〉



〈15～39 歳（未婚者） 「結婚」をどのように考えるか〉



〈15～39 歳 将来子どもを持ちたいか〉





(3) 家庭・友人・職場・地域とのつながり

15～39歳対象調査では、約90%の若者が「家族と楽しく話せる時がある」と回答し、「困ったとき家族は助けてくれる」とも88.9%が感じています。家族とは日常的に連絡を取り合っている人も多い(85.9%が「よく会話やメールをしている」)状況です。また、「何でも悩みを相談できる家族がいる」人も約76%に上り、家族に本音を打ち明けられる若者も約73%となっています。

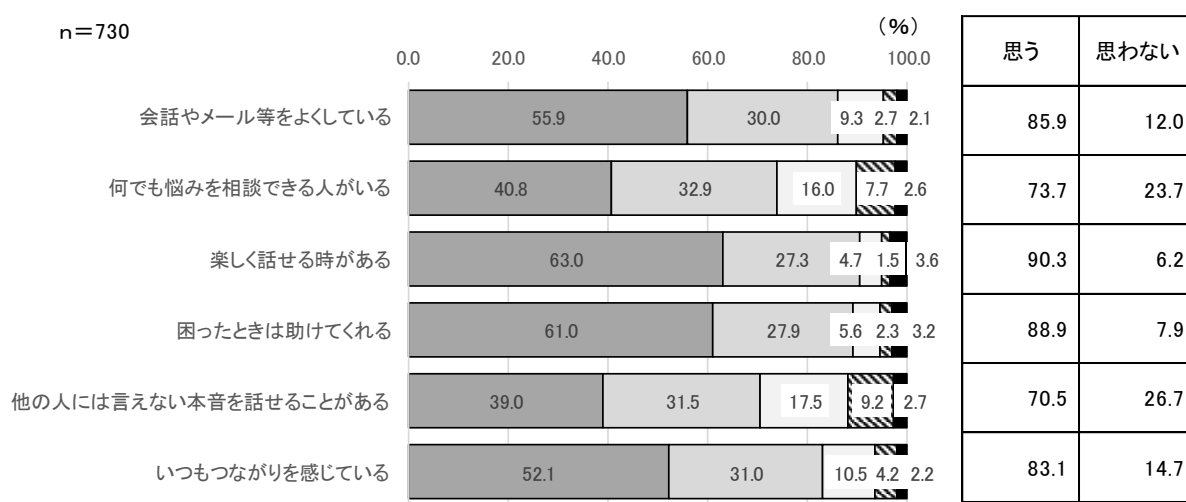
もっとも、家族に本音を話せない(26.7%が否定)や何でも相談できる人はいない(23.7%が否定)と感じる若者も20%程度おり、全ての若者が十分な家族支援を得られているわけではありません。

地域社会とのつながりは、「地域の活動や行事にまったく参加していない」若者が56.4%を占め、「たまに参加している」人が36.0%、「よく参加している」人は7.0%に過ぎません。過半数の若者が地域行事・団体活動に関与せず暮らしており、地域コミュニティとの接点が乏しい状況です。

高校生調査(令和7年度高校生アンケート)で「宮古市の人口減少は大きな問題だと思う」と回答した生徒が88.6%に達しており、多くの若者が地域の将来を憂慮しています。人口減少が続いた場合に懸念される点として、「子どもの数が少なくなる」、「まちの賑わい・活気がなくなる」、「地域産業の担い手が不足し、地域経済が衰退する」といった項目が上位に挙がり、地域の活力低下や経済縮小への危機感が共有されている状況です。

■ 家庭・友人・職場・地域とのつながり

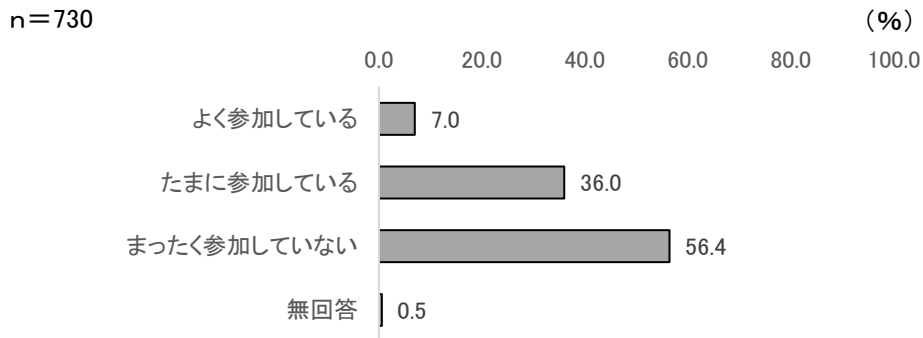
〈15～39歳 家族・親族とのかかわり〉



□ そう思う □ どちらかといえば、そう思う □ どちらかといえば、そう思わない ■ そう思わない ■ 無回答

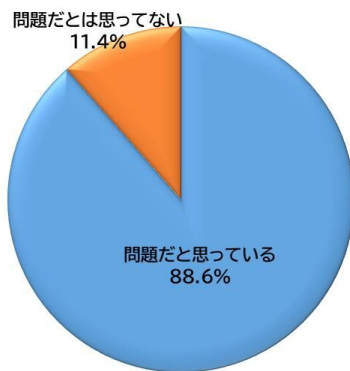


〈15～39 歳 地域の活動や行事にどの程度参加しているか〉



〈高校生 人口減少を大きな問題と捉えているか〉 n=297

〈高校生 人口減少が続いた場合に問題となると考える事項〉



項目	回答数
子どもの数が少なくなる	180
まちの賑わい・活気がなくなる	150
地域産業の担い手が不足し、地域経済が衰退する	89
店舗・商業施設等が減り不便になる	65
地区・集落がなくなる	59
地域から学校がなくなる	54
公共サービスの質が低下する	45
宮古にしかない伝統芸能・文化が消失する	43
医療施設が減り不便になる	43
空き家の増加によりまちが空洞化する	38
地域とのつながりが薄れる	17
自治会・地域組織の運営が成り立たない	13
特に問題となることは無い	5
合計	801



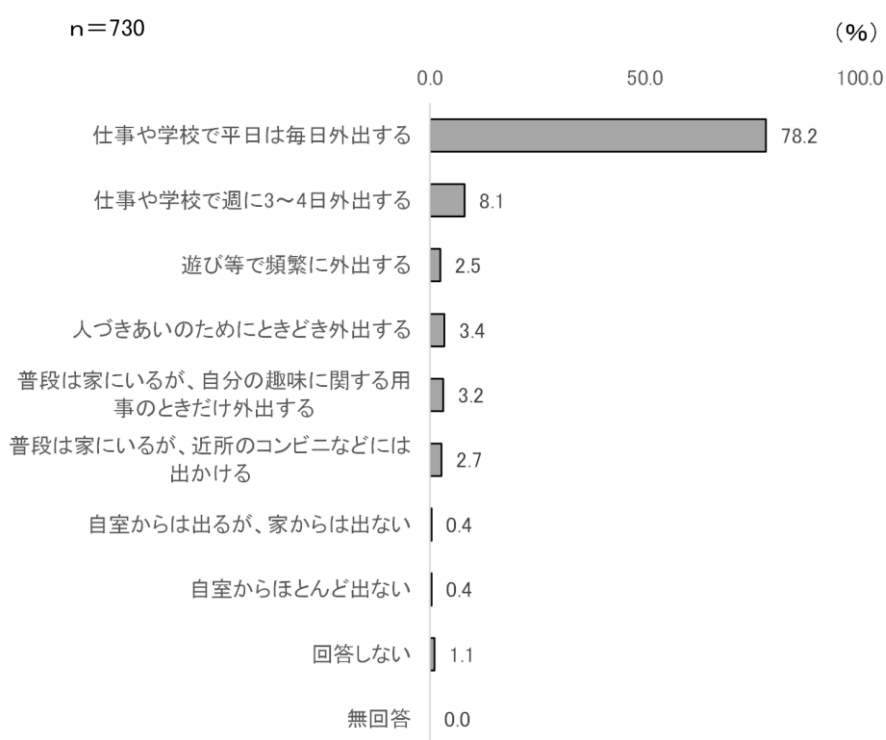
(4) ひきこもり傾向や社会生活を円滑に送れなかった経験

15～39歳対象調査では、ほとんど外出しない（ひきこもり傾向にある）若者も一部存在し、そうなった主な契機として「人間関係がうまくいかなかったこと」（31.0%）、「病気」（20.7%）、「学校になじめなかったこと」（17.2%）、「妊娠」（17.2%）などが挙げられました。特に10代後半～20代前半で不登校や対人関係の躓きを経験し、そのまま社会参加が滞っているケースが多いと推察されます。また、「就職活動がうまくいかなかった」「職場になじめなかった」といった就労上の挫折も背景に見られ、進学・就職の失敗が若者の長期的な社会不参加に直結するケースも示唆されます。

さらに、社会生活を円滑に送れなかった経験について尋ねたところ、若者の約46%が「これまでにそうした経験があった（または現在ある）」と回答しています。その要因を見ると、本人要因では「人づきあいが苦手」（46.2%）、「何事も否定的に考えてしまう」（30.3%）、「悩みや不安を相談できない」（27.1%）が上位に挙げられました。家族・家庭要因では「家庭が貧しい」（14.1%）や「家族内の不和・離別」（12.4%）が見られます。学校要因では「いじめを受けた」（19.7%）や「友人関係が悪かった」（18.8%）が挙げられ、職場要因では「働きたくない（意欲の欠如）」（22.4%）や「仕事の量・内容が自分の能力を超えている」（20.6%）が指摘されています。なお、そのような困難状態から「改善した経験がある」若者も70%強に達しており、適切な支援介入や時間の経過によって状況が好転するケースが多いことも示唆されます。

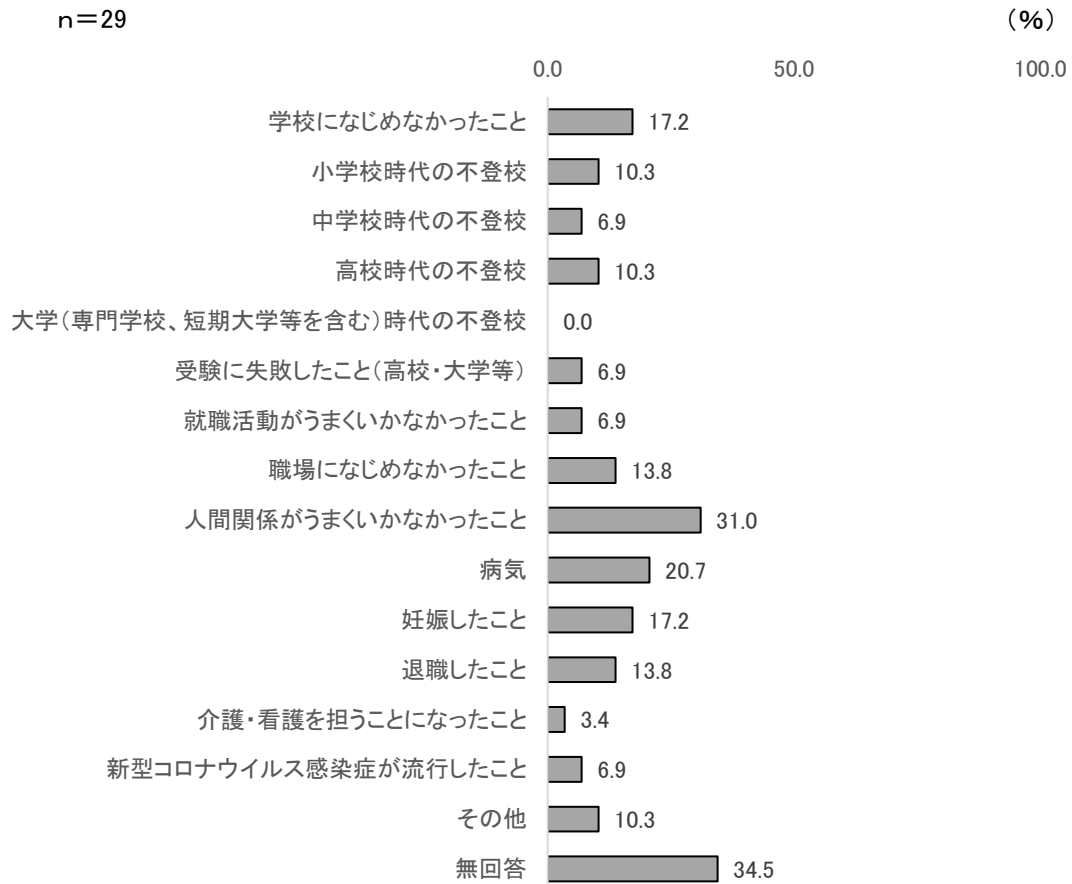
■ ひきこもり傾向や社会生活を円滑に送れなかった経験

〈15～39歳 ふだんどのくらい外に出かけるか〉

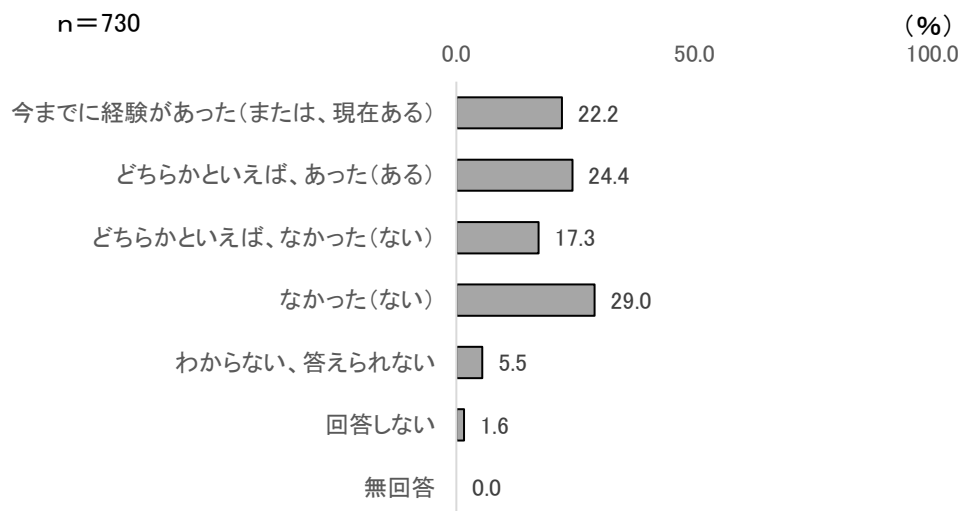




〈15～39 歳（6 か月以上ひきこもり傾向の人） 外出状況が今のようになった主な理由〉



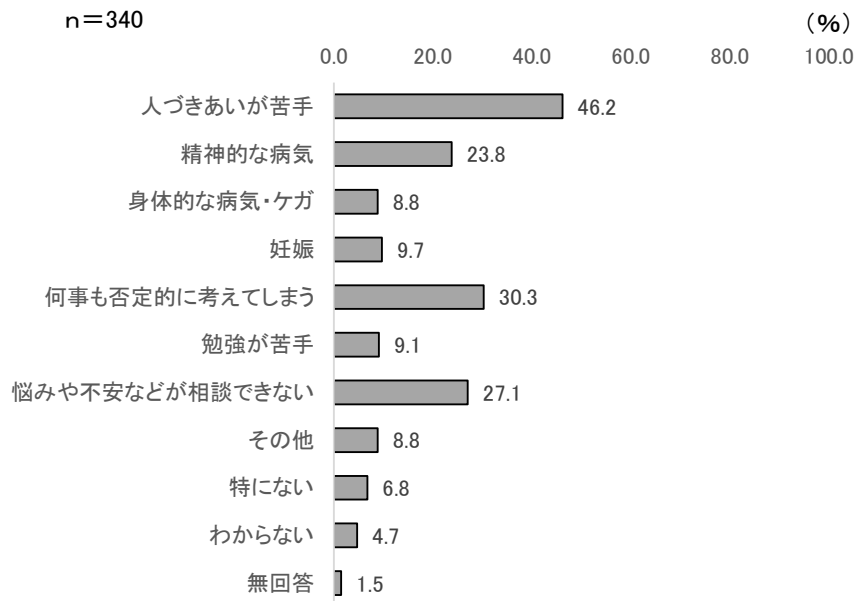
〈15～39 歳 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験〉



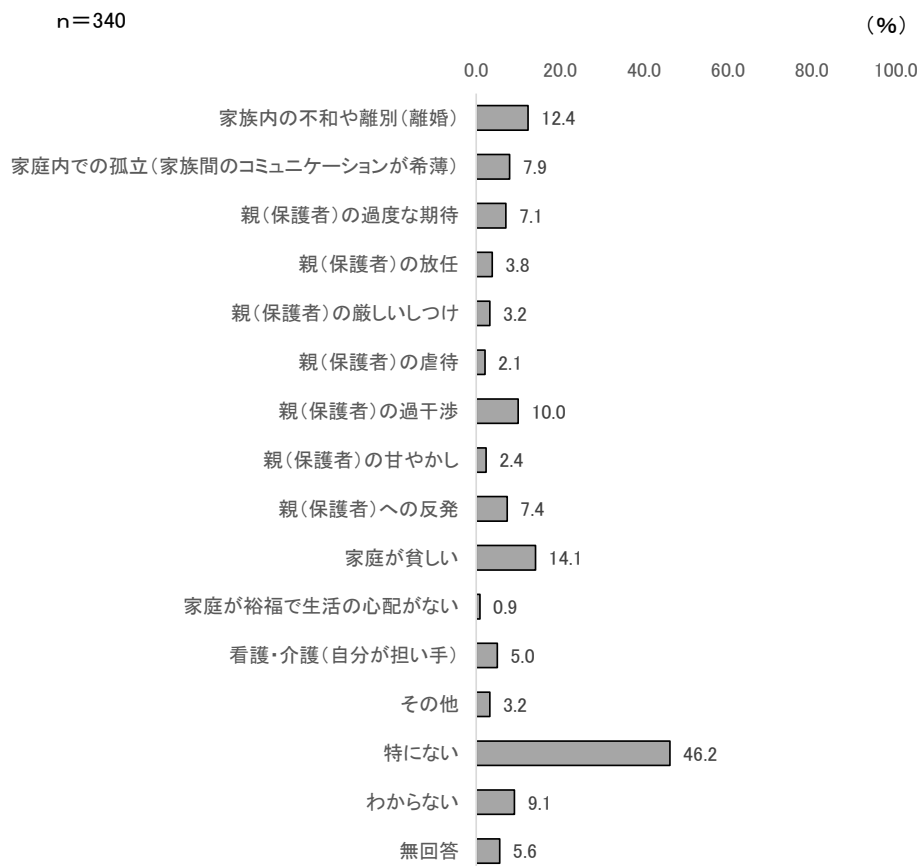


〈15～39 歳（経験がある人） 社会生活や日常生活を円滑に送れない問題を経験した主な原因〉

①本人要因

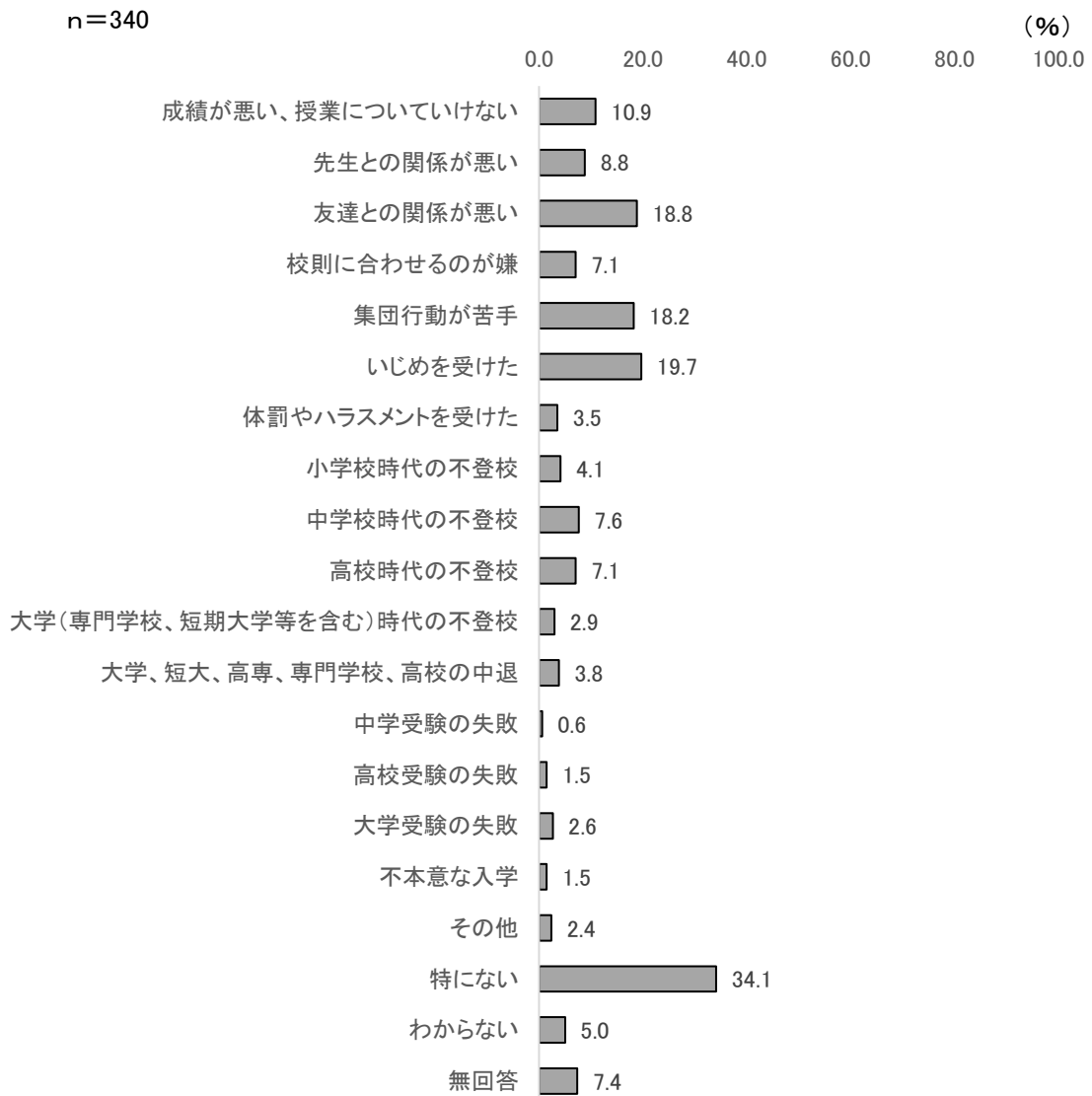


②家族・家庭要因



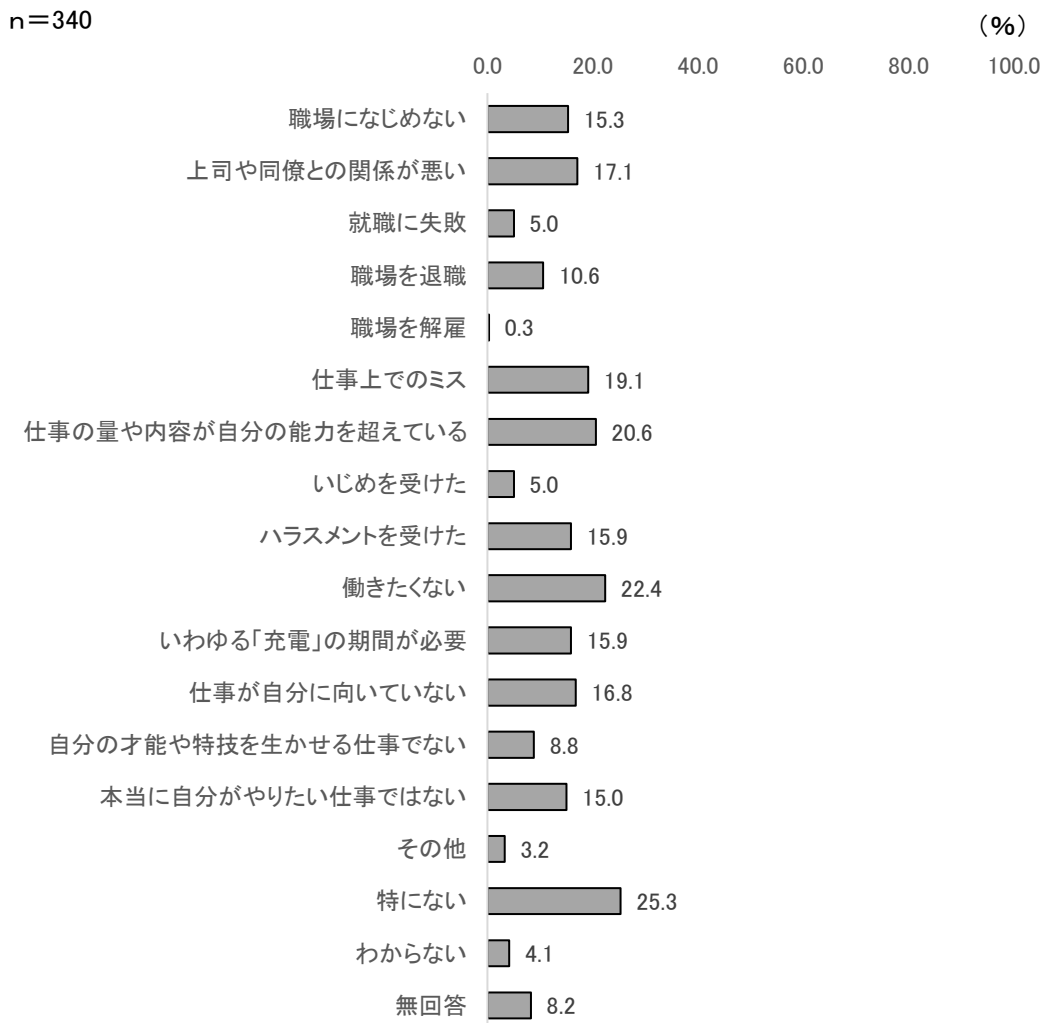


③学校要因





④職場要因





(5) ヤングケアラーの実態、支援ニーズ・困りごと

令和6年度ヤングケアラーに係る実態調査では、小学5年生から高校2年生の約3%が「家族の世話をしている」と回答しました。

そのうち約30%の児童生徒が「困っていることがある」と答えており、主な内容としては、ストレスの蓄積、宿題や勉強の時間がとれない、自分の自由な時間や居場所がないなどが挙げられました。

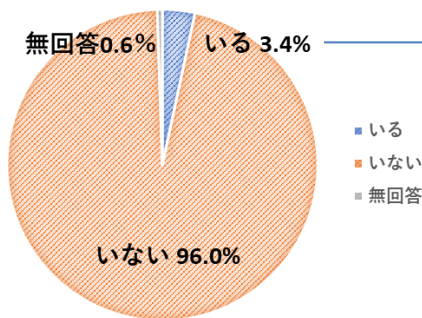
また、「ヤングケアラー」という言葉を知っていた児童生徒は全体の約30%にとどまり、認知度は低い状況です。

このため、こども本人や家族が自覚のないまま状況が悪化したり、学校や周囲の大人が気づかずに問題が潜在化してしまう可能性があります。

■ ヤングケアラーの実態、支援ニーズ・困りごと

〈小学5年生から高校2年生 家族の中に「お世話をしている人」の有無〉

お世話している人の有無（全体）



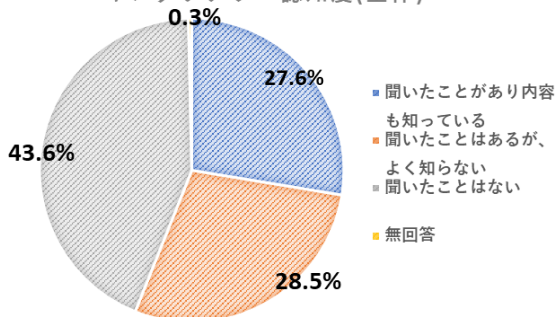
実数	小学生	中学生	高校生 (市内)	計	
困っていることがある	6	8	5	19名	33.9%
特になし	19	10	6	35名	62.5%
無回答	1	0	1	2名	3.6%
計	26名	18名	12名	56名	

・困っている内容（複数回答、多い順）

- ①ストレスを感じる ……11人
- ②宿題や勉強をする時間が取れない… 9人
- ③自由になる時間や場所が無い …… 8人

〈小学5年生から高校2年生 ヤングケアラー認知度〉

ヤングケアラー認知度(全体)





(6) 「こどもまんなか社会」の実現、こども政策への意見反映

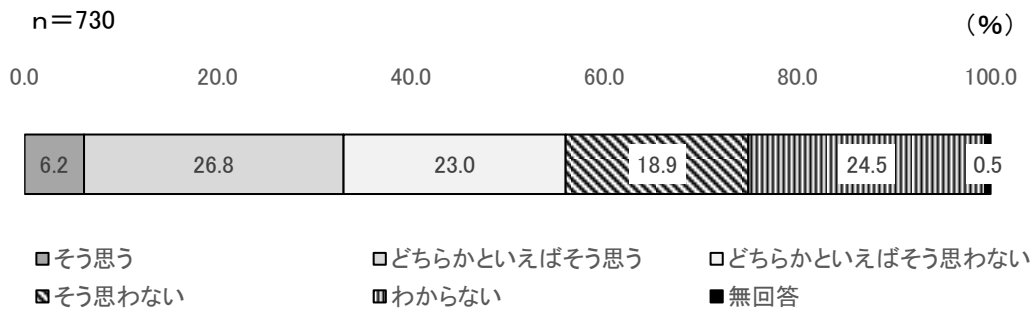
15～39歳対象調査で、宮古市が「こどもまんなか社会」の実現に向かっているかを聞いたところ、肯定的な回答（そう思う、どちらかといえば、そう思う）33%よりも、否定的な回答（そう思わない、どちらかといえば、そう思わない）41.9%が多い結果となっており、「わからない」（24.5%）との回答も比較的多く見られます。

また、自分の意見がこども政策に反映されていると思うかとの問いには、肯定的な回答（そう思う、どちらかといえば、そう思う）21.6%よりも、否定的な回答（そう思わない、どちらかといえば、そう思わない）46.3%が多い結果となっており、「わからない」（31.5%）との回答も比較的多く見られます。

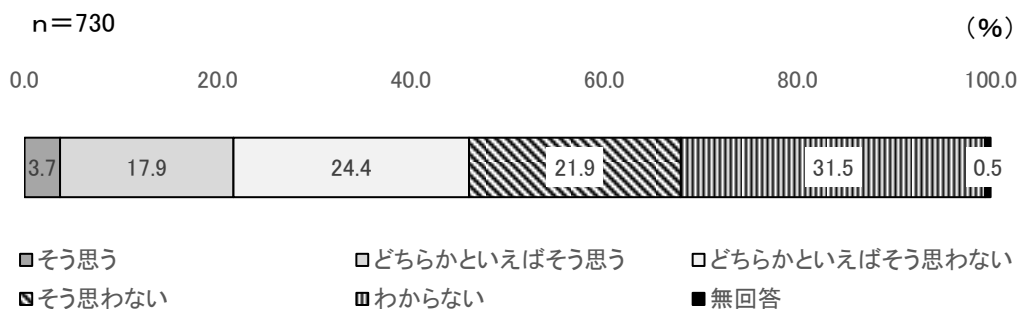
高校生調査（令和7年度高校生アンケート）で政策形成について、自分に近い考えを聞いたところ、全体の82.2%が「政策は、市民の意見により作り上げるべきだ」と回答しています。

■ 「こどもまんなか社会」の実現、こども政策への意見反映

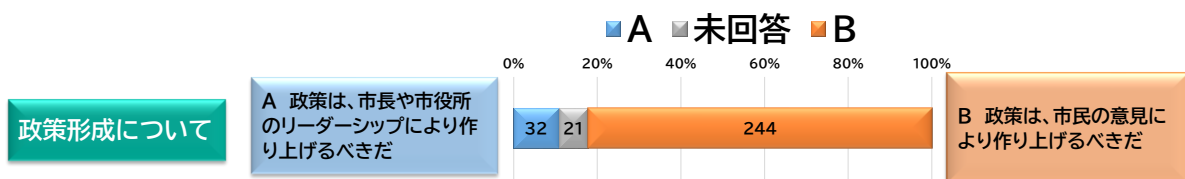
〈15～39歳 宮古市は「こどもまんなか社会」の実現に向かっているか〉



〈15～39歳 自分の意見がこども政策に反映されていると思うか〉



〈高校生 政策形成についてどちらの考えに近いか〉 n=297



7 本市における子育て支援に関する課題

本計画の策定にあたっては、各種調査の結果等に基づき、課題を7つに分類しました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 母子や子どもに対する切れ目のない支援体制の充実

本市では、母子保健事業として各種健診や健康教育、家庭訪問による支援、妊産婦や子どもの栄養支援などを実施しているほか、子ども家庭センターを設置し、保健師等の専門職による妊娠・出産・子育て等に関する相談支援を行っています。

一方、少子化に伴い子育て世帯の核家族化が進行しており、市が実施した就学前児童及び小学生の保護者へのアンケート調査によると、親族や知人といった子育て協力者が「いずれもない」という保護者が1割強、子育ての不安や悩みについて第三者への相談を「必要とする」保護者が4割前後に上ります。

全国的に児童虐待に関する相談対応件数が過去最多を更新する中、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実が求められています。

国の子ども大綱においても、子どもや子育て当事者のライフステージに応じて途切れなく支援を行うことや、施策の総合性を確保するため関係機関の連携を重視することが基本方針として示されており、本市においても妊娠・出産から子育てまで全ての家庭が必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育など関係部門が一体となった包括的な支援体制のさらなる充実が必要です。

課題2 多様化するニーズに対応した教育・保育、子育て支援サービスの充実

本市では、女性の就業率が上昇傾向にあり、就学前児童及び小学生の保護者への調査でも母親のフルタイム就労割合の上昇が見られるなど、全国的な動向と同様に今後も共働き世帯の増加が見込まれています。

これに伴い、保育所等の利用希望や一時保育をはじめ、仕事と子育ての両立を支援する施策のニーズが高まっており、就学前児童の保護者の約4割が一時保育の利用を希望する結果となっています。

また、本市で令和7年8月から開始した「乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）」や、障がいのある子ども・医療的ケアが必要な子ども、外国人児童への配慮・対応など、子どもを取り巻く状況の多様化に応じた教育・保育・子育て支援サービスの充実が求められています。

国の子ども大綱においても、地域や家庭の状況に関わらず全国どこにいても必要な支援を受けられる環境整備や、乳幼児期から全ての家庭への予防的な関わりの強化が掲げられており、また子育て当事者が経済的不安や孤立感を抱え込まないよう社会全体で切れ目なく支えることの重要性が示されています。



本市においても、ひとり親や多子世帯、祖父母と暮らす家庭など様々な家族形態やニーズに応じて、保育・子育て支援サービスを柔軟に提供できる体制を整備し、誰もが安心して子どもを育てられる環境を充実させていくことが必要です。

課題3 放課後等の安全・安心な居場所づくり

小学生の保護者へのアンケート調査によると、放課後の過ごし方について、低学年児童の保護者の過半数が放課後児童クラブ（学童保育）の利用を希望しており、共働き家庭の増加を背景に放課後の居場所確保に対する需要が高まっています。

また、子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査では、地域の図書館や公民館、公園などについて、「自分の居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）」と感じている子ども・若者が約半数を占めている一方、4人に1人は「どちらかといえば、そう思わない」、「そう思わない」と回答しています。

さらに、市内高校生を対象としたアンケート調査では、宮古市での暮らしに「暮らしにくさ」を感じる理由として「遊び・買い物する場所の少なさ」が指摘されており、若者の居場所のさらなる充実が課題であることが示唆されました。

現在、本市では学童保育や放課後子ども教室などにより放課後等のこどもの居場所を提供していますが、保護者の就労状況やこどもの発達段階に応じて、さらに質の高い安全・安心な居場所を拡充していくことが求められます。

国の子ども大綱においても、全ての子ども・若者が安心して過ごせる多くの居場所を持ち、多様な学びや体験活動を通じて自己肯定感を高め健やかに成長できるようにすることの重要性が強調されており、地域や学校、民間団体等と連携し、放課後や休日に子ども・若者が安心して活動できる場を充実させるとともに、見守り体制の強化や利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

課題4 こどもの健全育成のための取り組みの充実

本市では、乳幼児期からの読書支援（ブックスタート）や体験学習、市民と学校が連携した取り組みなど、こどもの健全育成に向けた様々な施策を展開しています。

子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査では、15～39歳の若者の約85%が「自分は親から愛されている」と感じ、84%が「自分には自分らしさがある」と回答しています。

一方で、55.9%の若者は「自分自身に満足している」と言えず、約33%が「自分は役に立たないと強く感じることもある」と述べており、思春期以降に自己肯定感が低下する傾向が見られました。

こうした課題に対応するため、家庭・地域・学校（保育所・認定子ども園・幼稚園）や民間団体・企業等が協働し、こどもの年齢や発達段階に応じた多様な体験活動の機会を提供していくことが重要です。

国のこども大綱においても、遊びや体験活動の重要性を改めて認識した上で、国・地方公共団体や地域・学校・家庭・民間等が連携して全てのライフステージに豊かな遊びと学びの機会を保障する方針が示されています。また、固定的な性別役割分担意識や価値観を押し付けず、多様な人格と個性を尊重し合う中でこどもが自分らしく成長できるよう支えていくことの重要性も指摘されています。

今後はさらに、こどもの自己肯定感や道徳性・社会性を育み、一人ひとりの個性と可能性を伸ばす質の高い教育・体験の推進が求められます。

一方、市内高校生を対象としたアンケート調査では、「いずれ結婚したい」と考える生徒は60.5%と過半数を占めましたが、結婚希望率は令和2年度の81.5%から低下しており、若者の価値観の多様化がうかがえます。

さらに、「将来こどもが欲しい」と答えた高校生は51.9%にとどまり、約半数はこどもを持つことに積極的ではありません。結婚や子育てに消極的な理由として、「自由や気楽さを失いたくない」「収入面が不安」「自分に育てる自信がない」といった声が上がっており、価値観の多様化や経済的不安が若者の将来設計に影響していることが示唆されます。

こうした若者の声を踏まえ、それぞれの個性と価値観を尊重しながら自己肯定感を高め、安心して将来像を描けるよう支援していくことが重要であり、地域ぐるみでこどもの健全育成を支援し、次代を担うこども・若者の豊かな人間性と生きる力を育む取り組みを一層充実させていく必要があります。

課題5 こどもの貧困の解消

本市では、こどもの貧困対策として関係機関や庁内各部署が連携し、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済的支援や相談支援など包括的な取り組みを進めています。

就学前児童及び小学生の保護者へのアンケート調査では、就学前児童の家庭の約24%、小学生の家庭の約30%は家計が「赤字（借入や貯蓄の取り崩しによる生活）」と回答しており、経済的理由で支払えなかったサービスや料金が「あった」とする回答も一定数見られました（就学前児童の家庭で電話料金・水道料金各5.8%、小学生の家庭で電話料金6.4%）。

家庭の経済状況がこどもの将来に影響を及ぼすことのないよう、貧困の連鎖を断ち切り、こどもの生活環境格差の是正に取り組むことが重要です。

また、市内高校生を対象としたアンケート調査では、進学や子育てに対して経済的不安を抱く声が多数上がっており（「子育てにお金がかかる」との回答が20%など）、奨学金制度の周知や就学・子育て世帯への経済的支援策の充実が望まれていました。

また、支援策の認知度も低く、例えば就職支援事業では「知っているものはない」と答えた生徒が最多になるなど、必要な支援が若者に行き届いていない可能性が示唆されています。



国のこども大綱においても、貧困と格差の解消は全てのこども・若者が健やかに成長するための前提であり、あらゆるこども施策の基盤と位置づけられています。また、困難な状況にある家庭を誰一人取り残さず、個別のニーズに応じたきめ細かな支援を行うことで貧困の解消と貧困の連鎖防止を図る方針が示されています。

本市においても、関係機関や庁内部署との連携により経済的に困難を抱えるこどもを早期に把握して必要な支援につなげ、教育・生活・就労等の各分野における支援をさらに充実させていくことが求められます。

課題6 困難な状況に置かれたこどもへの包括的支援の強化

近年、保護者による虐待や養育放棄などにより、保護を必要とするこどもに関する相談件数が増加しています。本市においても、こども虐待の未然防止および早期発見に向けた取り組みの強化が課題となっています。

また、本来大人が担うべき家事や家族の介護を日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの存在も、社会的な課題として顕在化しつつあります。

市が実施した実態調査では、市内の小学5年生から高校2年生の児童生徒のうち「ヤングケアラー」という言葉の認知度は約30%にとどまり、認知度の低さが明らかになりました。また、ヤングケアラーかどうかの判断は、こども自身の感じ方に左右される傾向があり、アンケート調査のみでは実態を十分に把握することが難しい状況です。

ヤングケアラーの認知度を高めるための啓発活動を推進するとともに、学校や関係機関と連携しながら、多面的な実態把握に努めることが求められます。あわせて、こども自身が自らの状況を適切に認識し、安心して相談できる環境を整えることも重要です。

国のこども大綱が示すように、困難な状況に置かれたこども・若者の早期発見や孤立防止、支援体制の充実喫緊の課題です。

また、こども・若者の意識と生活に関する調査でも、「困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制」が必要との回答が35.8%に上っており、包括的な支援体制への期待が示されています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、保健・福祉・教育・司法等の関係機関による情報共有と連携体制を一層強化し、虐待、いじめ、不登校、障がい、非行、経済的困窮などをはじめ、困難な状況に置かれたこども・若者の早期支援につなげる取り組みを充実させる必要があります。

課題7 こどもの権利の社会的共有と意見反映の仕組みづくり

令和4年施行のこども基本法及びこども大綱の策定により、こどもの権利保障と「こどもまんなか」の理念が改めて示されました。

こどもは心身の発達途上にあっても一人の権利の主体であり、その多様な人格と個性が尊重され、現在及び将来の最善の利益が図られるべき存在です。この理念を社会全体で共有し、こどもの権利を擁護する意識を高めていくことが重要です。

しかしながら、こどもの権利に対する社会的理解や、こどもの意見を施策に反映する仕組みはまだ十分に浸透・整備されているとは言えず、国のこども大綱では、こども・若者や子育て当事者の意見を政策に反映し、ともに施策を進めていくことが基本的な方針の一つとして掲げられています。

一方、こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査では、宮古市が「こどもまんなか社会」の実現に向かっていると考えている割合は約3割、また、こども政策に関して自身の意見を聴いてもらえていると感じている割合は約2割に留まっています。

こどもの権利について市民や関係者の理解を深め、こどもの最善の利益を第一に考える意識の醸成を図る取り組みが求められます。また、こどもや若者が安心して自らの意見を表明でき、それを市の施策や事業に反映できるような仕組みづくりも重要な課題です。

こどもの権利が社会全体で共有され、こどもの声が尊重される環境を整備することは、全てのこどもが安心して成長できる「こどもまんなか社会」の実現に不可欠であり、今後一層の施策推進が求められます。



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

《 基本理念 》

**こども・若者が夢や希望を持ち、
未来へ踏み出す力をみんなで応援するまち
～こどもまんなか・みやこ～**

「森・川・海」がもたらす豊かな自然は、宮古の宝です。そして、その自然に抱かれ育つこどももまたかけがえのない宝であり、未来への希望です。

全てのこどもがこの豊かな自然環境と家庭や地域の愛情に包まれながら、夢と希望を持って健やかに成長すること、地域社会の一員としてふるさと宮古に愛着と誇りを持つことは、私たち市民の願いです。（『宮古市子ども条例』前文より）

こどもは、かけがえのない地域の宝であり、将来の社会を担う大きな希望です。全てのこども・若者が未来への夢や希望を持って幸せに成長できるよう、こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、応援していくことが必要です。

また、少子化や核家族化の進行など、子育てを取り巻く環境は変化してきていますが、だれもが子育てに喜びと幸せを感じられるよう、安心して子育てができる良質かつ適切な環境づくりを行うことが重要です。

そして子育ては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、次代を担うこどもたちを育むため、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮された支援をしていく体制づくりが必要です。

これらの考え方に基づき、本計画は「こども・若者が夢や希望を持ち、未来へ踏み出す力をみんなで応援するまち ～こどもまんなか・みやこ～」を基本理念として、家族の豊かな愛情のもとで、地域が一体となってこどもの幸せを社会の真ん中に置いたまちづくりを総合的に進めていきます。

2 こどもの権利の尊重

本市では、市民憲章に定めるまちづくりを通じ、こどもの健やかな成長を全ての大人が力を合わせて支えることにより、安心してこどもを産み育てることができる「ふるさと宮古」の実現を目指していくために、日本国憲法や児童の権利に関する条約、児童福祉法の理念に基づき、令和2年12月に「宮古市子ども条例」を制定しました。

この条例に基づき、次の4つの基本理念を念頭に、全ての大人が力を合わせてこどもの健やかな成長を支え、安心してこどもを産み育てることができる「ふるさと宮古」の実現を目指していきます。

《「宮古市子ども条例」の4つの基本理念》

- ①子どもが、安心、安全に生きていくことができるよう子どもの基本的人権が尊重される。
- ②子どもが、生きる力を身に付けることができるよう支援される。
- ③子どもが、主体的に社会に参加することができるよう環境が整備される。
- ④保護者が、子どもの成長に伴う喜びを実感できるよう支援される。

3 計画の全体目標（数値目標）

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
自分を肯定的に感じている人の割合※ (①～③の項目に対し、肯定的な回答の割合) ①自分が好き ②親から愛されている ③幸せだと感じる (こども・若者の意識と生活に関する調査)	10～14歳；89.5% 15～39歳；73.7%	10～14歳； <u>95.0%</u> 15～39歳； <u>80.0%</u>
子育て環境に対する市民満足度 (市民意識調査)	42.1%	<u>50.0%</u>

※自己肯定感（ありのままの自分を認め、価値ある存在だと肯定する感覚）を総合的に捉えるため、3つの質問項目の総数を指標に設定するもの

4 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる環境づくり

- 「こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有」を進め、こどもや若者が自らの意見を表明し社会に参画できる環境を整備します。
- 遊びや体験を通じた成長支援を図ります。
- 親と子の健康づくりに関わる伴走型の相談支援や各種健康診査、保健指導、医療体制、産後ケアなどを充実させ、安全な妊娠・出産からこどもの心身の健やかな発達まで切れ目なく支援する体制を整えます。
- 地域全体でこども・若者の健やかな成長を支える仕組みを強化し、保健・医療・福祉・教育の連携により、あらゆるライフステージで一人ひとりが健やかに成長できる地域社会を目指します。



基本目標Ⅱ ライフステージに応じて切れ目なくこども・若者の成長を支える環境づくり

- 乳幼児期から青年期に至るまで、発達段階に応じた支援を重視し、学校教育・社会教育・地域活動が一体となって学びと成長を支える環境を整えます。
- 年齢に応じた多様な遊びや体験活動の機会を提供し、自然・文化・スポーツ・地域活動を通じて主体性と社会性を育むことを重視します。地域の自然や伝統文化を生かした体験活動の充実を図るとともに、思春期教育等を通じて生命を尊重する心や豊かな人間性を育みます。
- 放課後や休日等において、こども・若者が孤立することなく安心して過ごせる居場所を整備し、地域の見守り体制と交流の機会を広げることで、成長過程に応じた安心・安全な生活環境を確保します。

基本目標Ⅲ 子育てに希望を持ち、親子共に学び成長していける環境づくり

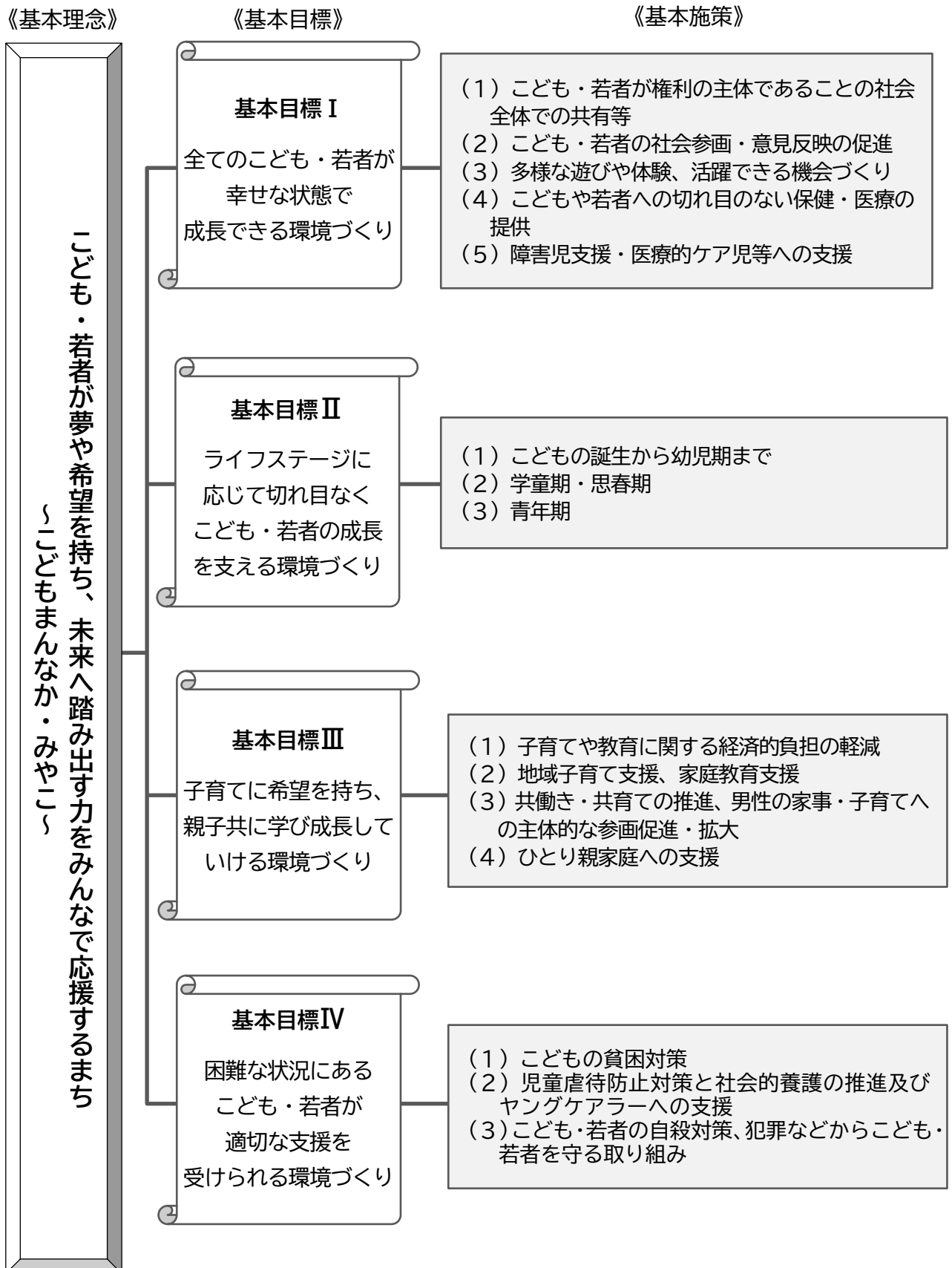
- 家庭の教育力向上と親子の学び合いを支える取り組みを推進し、子育てに関する情報提供や相談支援、親同士の交流などを通して、保護者が孤立せずに安心して子育てできる環境をつくれます。
- 仕事と育児の両立支援、父親の積極的な参画を促す取り組みを進め、社会全体で子育てを支える仕組みを強化します。
- 医療費助成、保育料・給食費の無償化、奨学金貸付・就学援助の充実など、家庭の経済的負担を軽減する施策を推進します。ひとり親世帯など支援を必要とする家庭への情報提供体制を整備し、貧困の連鎖を防ぐための就労支援や関係機関・団体との連携強化を図ります。

基本目標Ⅳ 困難な状況にあるこども・若者が適切な支援を受けられる環境づくり

- 貧困、虐待、ヤングケアラー、いじめ・自殺リスク、犯罪被害や非行など、こども・若者が抱える多様な困難を早期に把握し、専門的な相談や支援につなげます。
- 福祉・教育・医療・警察などの関係機関が連携し、切れ目のない総合的な支援を提供できる支援ネットワークを構築します。
- 支援が必要なこども・若者や家庭が安心して支援につながれるよう、情報提供の充実、支援へのアクセス向上、地域の見守り体制強化を図り、支援を受けやすい環境をつくれます。



5 施策の体系図





第4章

こども・若者・子育て支援施策の展開

第4章 こども・若者・子育て支援施策の展開

次世代育成支援対策推進法が令和6年に一部改正され、有効期限が令和17年3月31日まで延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正されました。

本市では、令和7年3月に策定した「宮古市第三期子ども・子育て支援事業計画」において、改正後の指針に基づく本市に必要な施策を盛り込みました。

そして今回の「宮古市こども計画」の策定にあわせて、この指針に基づく行動計画をこども計画に包含し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいきます。

なお、関連事業については「宮古市第三期子ども・子育て支援事業計画」の策定時に実施した第二期計画の進捗評価に従って、事業の評価ランクを掲載しています（第二期計画に未記載の事業は「－」で表記）。

◆ 各事業の評価指標 ◆

- 「A」：目標達成 「B」：推進できた
 「C」：実施中である 「D」：実施したが見直しが必要
 「E」：未実施

また、上記の市の施策・事業の現状・評価とともに、小学生、中学生、高校生、子育て世代を対象に実施した対話型ワークショップ（グループワーク）に寄せられた意見・要望等から、各重要事項の現状と課題を整理しました。

〈対話型ワークショップ（グループワーク）の実施時期と対象〉

小学生	中学生	高校生	子育て世代
令和7年9月8日 崎山小学校 5・6 年生	令和7年9月8日 第一中学校3年生 (2クラス)	令和7年11月5日 宮古北高校3年生 (8名)	令和7年10月22日 市内の子育て世代 (3名)

基本目標Ⅰ 全ての子ども・若者が幸せに成長できる環境づくり

(1) 子ども・若者を権利の主体とした社会の共有

現状と課題

- 本市では、令和2年に「宮古市子ども条例」を制定し、全ての子ども・若者を権利の主体として尊重し最善の利益を保障するまちづくりを推進しています。条例には、子どもが年齢や発達に応じ意見表明し社会参加できる権利が明記されており、国の子ども基本法の趣旨である「子どもの意見の反映」を踏まえた施策運営の姿勢が共有されたものとなっています。
- 中学生や高校生のワークショップでは、「子どもの気持ちを理解して受け止めてほしい」、「否定から入らないでほしい」といった対話を求める意見も多く、大人との信頼関係に基づく対話を望む傾向が見られます。
- 市内高校生を対象としたアンケート調査では、「自分たちの意見が子ども政策に反映されていると思わない」と感じる若者が半数近くであるほか、高校生のワークショップでは、地域のイベントやまちづくりへの積極的な関心も示されています。
- 「子どもまんなか社会」を実現するため、子どもの権利尊重の理念を地域社会全体に浸透させるとともに、子ども・若者を支援の対象ではなく地域づくりの主体として位置づけ、実効的な子ども参画の仕組みを構築するとともに、子どもの声を直接政策に反映する場づくりが課題です。

施策の方針

- 「子ども・若者は権利の主体である」という視点に立って、子ども基本法や児童の権利に関する条約の理念に基づき、子ども・若者が生まれながらに権利の主体であることを社会全体で共有できるよう、積極的な周知・啓発活動を展開します。
- 学校教育や地域イベント等を通じた人権教育の推進、広報媒体やSNSを活用した広報啓発により、子ども・若者本人、保護者や地域の大人に権利の重要性を周知します。
- いじめ・虐待・体罰・性暴力など権利侵害を許さない意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱える子ども・若者への理解と支援の気運を高めます。
- 行政各分野の施策立案や意思決定プロセスに、子ども・若者の意見が適切に反映される仕組みを構築します。

■主な事業

①子ども・若者の意見集約	担当課：各課	評価：－
《事業内容》 ホームページ、公式SNS、アンケート調査等を通じた、子ども・若者からの意見集約の場づくりを図り、その意見を反映した施策運営に努めます。		



(2) こども・若者の社会参画・意見反映の促進

現状と課題

- 本市は、こども・若者の声を社会に活かすための制度的・社会的な環境整備に注力しており、令和2年12月に制定された「宮古市子ども条例」では、こどもの権利尊重や健やかな成長のための基本理念が定められ、その中で「こどもが主体的に社会に参加できるよう環境を整備する」ことが掲げられています。この条例に基づき、全ての大人が力を合わせてこどもの育ちを支える「ふるさと宮古」の実現を目指し、こどもの意見表明権の尊重や最善の利益の確保といった理念が市政運営に組み込まれています。
- 本市では、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を導入し、保護者や地域住民が学校運営に参画できる体制を整備しており、今後も学校と地域が一体となってこどもたちを支えるとともに、こどもの意見が尊重され、教育活動に反映されるような環境づくりを進める必要があります。
- 行政計画の策定や事業実施の各段階で、アンケート調査等を通じて、こども・若者の意見を聴取しており、市内高校生を対象としたアンケート調査においても、8割以上の高校生が「政策は、市民の意見により作り上げるべき」との考えを示しています。
- 今後も多様なアプローチにより、成長段階にふさわしい方法でこども・若者の声を引き出し、参加を促す工夫とともに、施策への反映に努める必要があります。

施策の方針

- こども・若者が日常生活の中で自らの意見を表明し、その声が家庭、学校、地域社会において尊重される環境づくりを進めます。
- 学校や地域団体、関係機関と連携し、こども・若者の声を地域づくりやまちづくりの取り組みに反映させる仕組みづくりに努めます。
- こども・若者がまちづくりや行政施策に関する考えを表明し、行政がその意見を政策形成に生かすことができる環境づくりを進めます。
- こどもや若者が自らの意見を表明し、社会に参画するためには、正確でわかりやすい情報にアクセスできることが不可欠であることから、年齢や発達段階に応じて、こどもや若者が必要な情報を得られるよう、行政情報や地域の取り組みに関する発信方法（SNSの活用等）の改善に努めます。
- こども・若者自身が情報を理解し、活用できる力（情報リテラシー）を育めるよう、学校において調べ学習や情報モラル教育を推進します。

■主な事業

①コミュニティ・スクール	担当課：学校教育課	評価：A
<p>《事業内容》 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を有効に活用し、保護者や地域住民と連携・協働した学校運営に取り組みます。</p> <p>《評価理由等》 令和4年度から学校評議員から学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に移行し、保護者や地域住民と連携・協働した学校運営に取り組んでいます。</p>		
②情報モラル教育の推進	担当課：学校教育課	評価：－
<p>《事業内容》 学校教育の中でスマートフォンやタブレット、SNS等の適切な活用方法について学ぶとともに、ネットトラブルや詐欺、デジタル依存などのリスクに関する理解を深める教育を実施します。</p>		

※担当課は、令和7年度現在の名称で記載（以降も同様）



(3) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

現状と課題

- 本市では、放課後児童クラブ（学童保育）や放課後子ども教室を通じて、放課後の安全に過ごせる居場所づくりを推進しており、多様な遊びや学習の機会を地域と協力して提供しています。また、地域住民を安全管理員として配置し、放課後にこどもが安心して遊び学べる環境づくりにも取り組んでいます。
- 少子化や地域コミュニティの希薄化により、異年齢での遊びや地域行事への参加機会が減少している現状があり、多世代交流や多様な体験プログラムの充実が求められています。
- 小学生のワークショップでは、「公園をもっと増やしてほしい(大きい公園も)」など、地域に遊び場や施設がもっと欲しいとの要望があがっています。また、子育て世代のワークショップでは、屋内施設や多世代で利用できるスペースの整備がこどもの発達だけでなく保護者の安心感にも直結すると指摘されています。
- 中学生や高校生のワークショップでは、「気軽に行けるお店が少ない」、「遊ぶ場所がなく家で過ごすことが多い」といった声が多数あり、休日や放課後に安心して楽しめる場の不足が指摘されており、学校や家庭以外に「気軽に話せて安心して集まれる居場所」が欲しいという声を含め、心理的な安心感のある居場所づくりがこどもたちの豊かな体験を支える基盤となります
- 放課後の居場所については、利用希望に対し十分な受入れ体制を維持する必要があり、指導員の確保や施設整備も引き続き課題です。
- 地域ぐるみでこどもを育む取り組みを強化し、異年齢交流の場やこどもが「自分の居場所」と感じられる遊び場を整備することが求められ、家庭・学校・地域・民間が連携し、こどもの遊びと成長を支える地域社会の再構築が課題と言えます。

施策の方針

- 生涯にわたり豊かな人格を育む基礎として、成長段階を通じた多様な遊びや体験の機会づくりに取り組みます。
- 幼児期から青年期まで、年齢に応じた居場所や活動の場を確保し、自然体験や文化・スポーツ活動、地域行事への参加などを通じて、こども・若者が主体的に活動できる環境を整備します。
- 学校、地域、企業、NPO等と協働し、全てのこども・若者が等しく多彩な体験を得られる活動機会を計画的に創出します。
- 「放課後児童対策パッケージ2025」をはじめ、国における放課後児童対策の方針等を踏まえつつ、放課後児童健全育成事業（学童の家）と放課後子ども教室を一体的に提供し、多様な遊びや学習の場を地域と協力して提供します。
- こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を推進します。

■主な事業

ア 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

①総合学習の実施	担当課：学校教育課	評価：A
<p>《事業内容》 地域の中での学校独自の教育活動を通して、児童生徒が自ら考え行動する力を育成します。</p> <p>《評価理由等》 地域の中での学校独自の教育活動を通して、児童生徒が自ら考え行動する力の育成を図っています。</p>		
②情報教育の推進	担当課：学校教育課	評価：B
<p>《事業内容》 情報教育のさらなる推進のため、1人1台端末の十分な利活用に必要な学校のネットワークの改善等、通信環境の整備を進めます。</p> <p>《評価理由等》 令和3年度に1人1台端末を整備し、周辺のICT機器やシステム等の環境整備を行っています。</p>		
③遠距離通学の支援	担当課：学校教育課	評価：C
<p>《事業内容》 特に遠距離を通学する児童生徒のため、必要に応じて交通手段等を確保します。</p> <p>《評価理由等》 遠距離を通学する児童生徒に対し、スクールバス等の運行により通学支援を行っています。</p>		
④宮古JHS・パワーアップ作戦	担当課：学校教育課	評価：C
<p>《事業内容》 中学校の部活動における合同練習等を行うとともに、地域の指導者を活用して体力の向上と望ましい心身の伸長や態度の育成を図ります。</p> <p>《評価理由等》 部活動の合同練習等に対し、スクールバスの送迎や、施設利用料の支援を行っています。</p>		
⑤コミュニティ・スクール〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：A
<p>《事業内容》 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を有効に活用し、保護者や地域住民と連携・協働した学校運営に取り組みます。</p> <p>《評価理由等》 令和4年度から学校評議員から学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に移行し、保護者や地域住民と連携・協働した学校運営に取り組んでいます。</p>		
⑥子ども読書活動支援事業	担当課：学校教育課	評価：C
<p>《事業内容》 子ども読書活動支援員、学校図書館支援員を配置し、学校図書館及び読書活動の充実を図ります。</p> <p>《評価理由等》 学校図書館支援員を全小中学校に配置しています。</p>		
⑦自然環境学習	担当課：農林課	評価：B
<p>《事業内容》 グリーンピア三陸みやこ、区界地内の市有林を中心とした森林観察・除間伐体験と木工体験を通して、自然・森林・木について学ぶ機会を提供します。</p> <p>《評価理由等》 田老地内市有林での除間伐体験・木工体験、区界地内市有林での植樹体験、宮古市産業まつりでの木工・クラフト体験（いずれも小学生限定無し）を実施し多数の小学生が参加しました。森林・木への興味関心を引き出すことができました。</p>		
⑧林業体験	担当課：農林課	評価：B
<p>《事業内容》 きのこの植菌体験を通じて林業について学ぶ機会を提供します。</p> <p>《評価理由等》 小学校の児童を対象にしいたけ植菌体験（山口小学校）・グリーンピア三陸みやこにおけるしいたけ植菌体験（一般公募）を実施し、児童の林業への興味関心を引き出すことができました。</p>		

⑨地産地消推進事業	担当課：農林課	評価：A
《事業内容》 田植え、稲刈り等の農業体験イベントの開催をします。 《評価理由等》 計画どおり、田植え・稲刈り等の農業体験イベントを年4回開催しています。宮古市内の農家との交流や農作業、農産加工物を通じ、市内産の農作物や加工物の周知を図るとともに、幅広い世代の農業への興味関心を引き出すことができました。		
⑩青少年体験学習推進事業	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 小学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供します。 《評価理由等》 公民館の事業を通じて、創作体験や調理体験、郷土学習を行いました。		
⑪縄文体験学習	担当課：文化課	評価：A
《事業内容》 小・中学生と一般を対象に、体験学習を通して縄文時代について学ぶ機会を提供します。 《評価理由等》 宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアムを拠点として、土器づくり体験や弓矢体験を通して学ぶ機会を提供することができました。		
⑫芸術・文化活動支援	担当課：文化課	評価：A
《事業内容》 小中学校を対象に団体鑑賞事業を実施し、子どもたちが文化芸術に触れる機会を確保します。また、文化芸術の鑑賞や体験ができる各種事業についての情報を、各学校へ随時提供します。 《評価理由等》 小中学校への団体鑑賞事業や被災地支援事業等に児童生徒を招待し、文化芸術に触れる機会を提供しています。また、こどもの育成事業にあたっては、文化芸術の鑑賞や体験ができる各種事業についての情報を、各学校へ随時提供しています。		
⑬放課後児童健全育成 (学童の家・学童保育)	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、学童の家や児童館における学童保育の充実を図ります。 《評価理由等》 要望箇所へは、全て設置のうえ継続運営を行っています。		
⑭不登校児童生徒支援事業 (サーモン教室)	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 適応指導教室（サーモン教室）を設置し、長期間にわたる不登校児童生徒に対し、学習支援、体験活動などを行いながら、生活リズムの回復や学校への復帰を促します。 《評価理由等》 適応指導教室（サーモン教室）を設置し、不登校児童生徒の生活リズムの回復や学校への復帰を支援しています。		
⑮放課後子ども教室推進	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 学びや地域住民との交流の場の提供を図ります。 《評価理由等》 地域の住民を安全管理員として配置し、放課後に安心して学習や遊びができる場所の提供を行いました。		

イ こどもまんなかまちづくり

①バリアフリー化推進	担当課：都市計画課	評価：C
《事業内容》 公園施設について、全ての公園利用者が安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進します。 《評価理由等》 令和2年度に田の神公園トイレ、令和6年度にひばり公園トイレを整備し、令和9年度には西公園トイレを整備予定です。		
②化学物質環境対策	担当課：環境課	評価：C
《事業内容》 化学物質に関する啓発や情報提供を行います。 《評価理由等》 大気汚染及び水質汚濁については定点観測を実施しており、環境基準の超過はありませんでした。環境基準を超過した場合には、市民への情報提供を行います。		
③交通安全教育	担当課：市民協働課	評価：C
《事業内容》 日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会などによる交通安全教育をより一層推進します。 《評価理由等》 日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、「交通安全教室」開催していましたが、コロナ禍の影響により実施回数が減り、参加者数は減少したものの、毎年一定の参加者数を確保しています。		
④防犯設備整備	担当課：建設課	評価：A
《事業内容》 通学路における防犯灯の整備を推進します。 《評価理由等》 地域や学校の要望に応じて、防犯灯の新設やLED化を進めています。		
⑤住環境の整備推進	担当課：建築住宅課	評価：A
《事業内容》 居住者が住みやすいと実感できるユニバーサルデザインによる住環境の整備を促進します。 《評価理由等》 住宅新築の事前相談や確認申請審査を通じて、法令に則した施設整備の指導を継続しました。		
⑥公営住宅建設	担当課：建築住宅課	評価：A
《事業内容》 良質な公営住宅の整備を推進します。 《評価理由等》 良質な市営住宅の供給のために長寿命化型改善等を継続して実施しています。		
⑦シックハウス対策	担当課：建築住宅課	評価：A
《事業内容》 室内空気汚染に関する相談対応を行います。 《評価理由等》 化学物質等による室内環境の相談受付体制を継続しました。		
⑧建築基準法の遵守	担当課：建築住宅課	評価：A
《事業内容》 住宅やビル等の居室を対象として、クロルピリホスの使用禁止、ホルムアルデヒドに関する建築材料の使用制限等の義務付けを指導します。 《評価理由等》 住宅新築の事前相談や確認申請審査を通じて、法令遵守の指導を継続しました。		

ウ こども・若者が活躍できる機会づくり

①地産地消推進事業〈再掲〉	担当課：農林課	評価：A
《事業内容》 田植え、稲刈り等の農業体験イベントの開催をします。 《評価理由等》 計画どおり、田植え・稲刈り等の農業体験イベントを年4回開催しています。宮古市内の農家との交流や農作業、農産加工物を通じ、市内産の農作物や加工物の周知を図るとともに、幅広い世代の農業への興味関心を引き出すことができました。		
②青少年体験学習推進事業〈再掲〉	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 小学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供します。 《評価理由等》 公民館の事業を通じて、創作体験や調理体験、郷土学習を行いました。		

エ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

①男女共同参画醸成	担当課：各課（市民協働課）	評価：C
《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を図るため、研修会の開催や広報活動を実施します。 《評価理由等》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、機会を捉え、パネル展や講座等を開催し、市ホームページ、広報、男女共同参画通信、SNS等を活用し周知しています。		
②母子家庭等自立支援給付金事業	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 母子家庭の母及び父子家庭の父の自立に向けた資格取得等の取り組みを支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の給付を行います。 《評価理由等》 事業は継続実施していますが、利用希望者が少ない状況です。		
③育児休業制度等普及啓発	担当課：企業立地推進課	評価：C
《事業内容》 事業所における育児休業制度の一層の普及を促進するための啓発を実施します。 《評価理由等》 市ホームページに掲載し、啓発しています。		
④女性就労者健康管理啓発	担当課：企業立地推進課	評価：C
《事業内容》 妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護を図るための啓発を実施します。 《評価理由等》 外部セミナー等の案内をメールマガジンにて配信し、啓発しています。		
⑤子の看護休暇制度啓発	担当課：企業立地推進課	評価：C
《事業内容》 こどもの看護のための休暇制度の普及啓発を図ります。 《評価理由等》 市ホームページに掲載し、啓発しています。		

(4) こどもへの切れ目ない保健・医療の提供

現状と課題

- 妊娠期から乳幼児期、学童期まで切れ目ない保健医療サービス提供体制の強化が図られています。本市では「こども家庭センター」を中心に妊娠期から子育て期まで伴走型の相談支援を実施し、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）を行って母子の状況把握と必要な支援につなげています。
- 乳幼児健診や予防接種を計画的に実施し、定期的な発育チェックと育児相談により早期支援に努めています。発達遅れや障がいの早期発見のための相談体制も整備されており、専門機関との連携による発達相談・療育支援を行っています。
- 小児医療については、夜間・休日の小児救急受入体制の充実など医療機関との協力により緊急時にも対応できる環境整備に努めています。
- 妊産婦が安心して相談できる場の充実を図り、周産期うつ病等メンタルヘルス支援や育児不安へのケア体制を一層強化する必要があります。
- 特に孤立しがちな家庭へのアウトリーチによる相談機会など、切れ目なくこどもと保護者を支える仕組みを構築していくことが求められます。
- 子育て世代のワークショップでは、小児救急への不安や地域の医師不足への懸念が示されているほか、現在の医療体制に大きな不満はないものの、「医者が高齢になったらどうなるのか」といった将来への不安がうかがえ、引き続き地域医療の持続性を確保する取り組みが課題です。

施策の方針

- 安全な妊娠・出産のため、正しい知識や情報の提供、メンタルヘルスに関する取り組みなど、産前産後の支援の充実を図るとともに、伴走型の相談支援を行いながら母子の心身の状況や養育環境の把握に努め、助言や指導を行い適切な養育環境の確保に努めます。
- 妊産婦等の妊娠期及び産後の負担を軽減し、安全安心な妊娠・出産と乳児の健やかな成長のため、こども家庭センターを中心に、産前産後から子育て期を通じた切れ目ない継続的な支援を行うとともに、各種母子保健事業等を展開します。
- 全ての乳児のいる家庭を早期に訪問し、母親の育児不安の軽減を図るとともに、必要に応じ関係機関との連携を図り適切な支援を実施します。
- 訪問指導、健康診査などを通じて、健康状態や発達の遅れ、育児放棄、虐待などを早期に把握し適切な支援を実施します。
- 妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行います。
- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習や情報提供を行います。

- 小児救急医療の充実を図り、安心してこどもを産み、健やかに育てることができる小児医療体制の整備を図ります。
- こども・子育てに関して気軽に相談できる場の設置に努め、こどもやその保護者、妊婦やその家族に対し関係づくりに努めます。
- 子育て関連情報の分かりやすい周知を行います。

■主な事業

①乳児家庭全戸訪問	担当課：こども家庭センター	評価：A
<p>《事業内容》 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母と子の心身の状況や養育環境を把握し、育児支援につなげます。</p> <p>《評価理由等》 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、早期の状況把握に努めています。</p>		
②健康診査	担当課：こども家庭センター	評価：B
<p>《事業内容》 心身の障がいや疾病などの異常を早期に発見し、発育、栄養、生活習慣、むし歯の予防、その他育児に関する指導を行います。</p> <p>《評価理由等》 健康診査で異常の早期発見に努め、育児に関する相談・指導を行っています。未受診者へは受診勧奨を行っています。</p>		
③健康教育	担当課：こども家庭センター	評価：A
<p>《事業内容》 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及を行います。</p> <p>《評価理由等》 両親学級や幼児健康教育を実施しています。正しい知識の普及に加え、母子の不安等を把握できるよう努めています。</p>		
④健康相談	担当課：こども家庭センター	評価：A
<p>《事業内容》 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦、乳幼児の保護者に対し相談指導を行います。</p> <p>《評価理由等》 両親学級や幼児健康相談を実施しています。不安や疑問に対し助言・指導を行っています。</p>		
⑤予防接種	担当課：健康課	評価：C
<p>《事業内容》 予防に重点をおいたこどもの健康づくりとして、接種率を維持するとともに未接種者に対し接種を促します。</p> <p>《評価理由等》 麻疹風しんや五種混合などの小児の予防接種を実施しています。</p>		
⑥小児救急医療対策	担当課：健康課	評価：C
<p>《事業内容》 休日急患診療所の充実を図るとともに、小児の救急医療の確保、充実を図ります。</p> <p>《評価理由等》 宮古市休日急患診療所において、発熱等の小児患者を受け入れ、医療の提供を行っています。</p>		

⑦妊産婦栄養支援	担当課：こども家庭センター・健康課	評価：A
<p>《事業内容》 妊産婦等が食生活の重要性を理解し、望ましい食生活が実践できるよう、食に関する学習の機会や情報を提供します。</p> <p>《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室や妊産婦の不安や疑問に対する個別相談を実施しています。</p>		
⑧子どもの栄養支援	担当課：こども家庭センター・健康課	評価：B
<p>《事業内容》 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育教室を実施します。(乳幼児期・学童期・思春期の食育)</p> <p>《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室を通して、発達段階に応じた食に関する情報を提供しています。</p>		
⑨妊婦等包括相談支援事業	担当課：こども家庭センター	評価：-
<p>《事業内容》 全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施します。</p>		
⑩こども家庭センター運営事業	担当課：こども家庭センター	評価：-
<p>《事業内容》 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦やこども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援します。</p>		
⑪子育てマップ等作成	担当課：こども家庭センター	評価：A
<p>《事業内容》 各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成、提供します。</p> <p>《評価理由等》 子育て支援センターで、毎年継続的に作成しており、目標を達成しています。</p>		
⑫つどいの広場	担当課：こども家庭センター	評価：A
<p>《事業内容》 主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流の場を提供する「つどいの広場」の内容の充実を図ります。</p> <p>《評価理由等》 市内3箇所で、委託事業により実施しており、目標を達成しています。</p>		
⑬地域子育て支援センター	担当課：こども家庭センター	評価：A
<p>《事業内容》 保育所等による地域の子育て家庭に対する相談指導、出前ひろば、子育てサークルへの支援活動等の総合的な子育て支援を促進します。</p> <p>《評価理由等》 小山田保育所で継続的に実施しており、目標を達成しています。</p>		



(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

現状と課題

- 本市では、障がいのあるこどもへの専門支援のため、保健・医療・療育・教育機関の連携を強化し、一人ひとりのニーズに応じた早期療育・発達支援を提供しています。
- 医療的ケアが必要なこどもへの支援では、関係機関と協力し保育所等での受け入れ体制整備や通園時の移動支援、家族へのレスパイト（一時休養）支援に取り組んでいます。
- 子育て世代のワークショップでは、子育てにおいて「一人で全て抱え込まない、逃げ場がある」ことの重要性が指摘されています。
- 障がいのあるこどもを育てる家庭の孤立を防ぐため、家族のレスパイト支援や相談支援体制を充実させ、地域全体でこどもと家族を支える環境づくりを進めるとともに、障がいの早期発見から就学以降まで切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

施策の方針

- 障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもも、地域で安心して成長できるように包括的な支援体制の構築に努めます。
- 障がいのあるこどもに対し、保育所や放課後等デイサービスにおいて保育サービス等を提供するとともに、専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 学校教育において、特別支援教育支援員を配置等し、様々な困りごとをもつ児童生徒に対する学校生活上の介助や学習支援を行います。
- 発達が気になるこどもへの早期発見・早期支援体制の充実を図ります。
- 就学前の発達が気になる幼児を対象に相談や指導を行い、こどもの就学に向けての支援シート（PASS）を活用するなど円滑な就学を支援します。
- 早期からの教育相談や就学指導の充実を図ります。また、全てのこどもの能力や可能性を最大限伸ばしていく教育を進めるとともに、特別な教育的支援が必要なこどもについては、その状況や程度に応じた指導・支援を実施します。
- 保育所、幼稚園等において、発達が気になるこどもの様子に気づき、日常生活の中でサポートしていける支援者の育成を図ります。

■主な事業

①障がい児保育〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 障がいのあるこども（身体障害者手帳、療育手帳等を所持）で、保育の実施を要する児童に対し、保育所において保育サービスを提供します。		
《評価理由等》 公立の3保育所に看護師を配置し実施しています。		

②障害児通所支援事業	担当課：福祉課	評価：C
<p>《事業内容》 障がいのあるこどもに対し、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施し、支援の強化を図ります。</p> <p>《評価理由等》 毎月継続的にサービスについて支給しています。</p>		
③難聴児補聴器購入費助成事業	担当課：福祉課	評価：C
<p>《事業内容》 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の獲得を促進するため、補聴器購入費の助成を行います。</p> <p>《評価理由等》 令和6年度は2件支給しました。</p>		
④自立支援医療（育成医療）	担当課：福祉課	評価：C
<p>《事業内容》 身体障がい児等が障がいを除去、軽減する手術等の医療を行う場合に、医療費の一部助成を行います。</p> <p>《評価理由等》 第二期計画期間中は事業対象者はいませんでした。</p>		
⑤発達支援事業	担当課：こども家庭センター	評価：B
<p>《事業内容》 主に乳幼児から中学生までを対象に、発達が気になるこどもや発達のアンバランスによる困りごとを抱えているこどもに早期に気づき、よりよい将来に向けて成長・発達を促していけるよう支援します。相談やこどもを理解するための援助など支援者の支援を基本に、支援情報等の引継ぎの推進、関係機関のネットワークづくり等を行います。</p> <p>《評価理由等》 生活の中で心配や困りごとがあるこどもやその保護者、支援者に対して、そだちの見立てや子育ての相談などの取り組みを行い、早い段階から支援を開始できるように努めています。生活する場が変わっても切れ目なく支援を継続できるように支援情報シートを活用しての引継ぎの推進と作成の支援を行っています。</p>		
⑥特別支援教育事業	担当課：学校教育課	評価：C
<p>《事業内容》 特別な支援を要する児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、学校生活の支援を行います。</p> <p>《評価理由等》 特別な支援を要する児童生徒に対して、特別支援教育支援員や介助員を配置し、学校生活の支援を行っています。</p>		
⑦児童発達支援センターを中核とする地域生活への参加・包摂（インクルージョン）の推進	担当課：福祉課	評価：-
<p>《事業内容》 障がいの有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進します。</p>		
⑧発達相談	担当課：こども家庭センター	評価：B
<p>《事業内容》 集団健診等において発達が気になり経過観察となったこどもを対象に、健やかな発達を促すため、発達相談を実施します。今後は発達支援事業の一部として引き続き実施します。</p> <p>《評価理由等》 発達相談の機会を設定し、こどもたちの健やかな発達を促す手立てを保護者や支援者とともに検討しています。</p>		

基本目標Ⅱ ライフステージに応じて切れ目なくこども・若者の成長を支える環境づくり

(1) 誕生前から幼児期まで（妊娠・出産期及び乳幼児期）

現状と課題

- 本市では、人生のスタートである妊娠期・乳幼児期における支援充実のため、妊産婦への早期からの保健指導や助産師等による産前・産後ケアの提供体制を整備しています。
- 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、産婦と乳児の健康状態や養育環境を把握して必要な助言・支援につなげており、乳児期は1か月児健診をはじめ計画的な各種健康診査や予防接種を行い、発育状況の確認と育児相談を実施しています。
- 発達が気になるこどもに対しては、相談窓口を設けて発達に関する相談に応じるとともに、就学前教育施設への訪問支援や療育教室の案内など、早期からの支援に取り組んでいます。
- 子育て世帯の経済的負担を軽減するため、医療費助成（高校卒業相当までの子ども医療費の給付）や保育料無償化などの経済支援策を実施しています。
- 育児不安の解消に向け、こども家庭センターでの相談支援や、母親学級・両親学級の開催による育児知識の提供など、切れ目のないサポート体制を構築しています。
- 子育て世代のワークショップでは、「緊急時にこどもを預ける場所がない」との意見があり、急な事態に頼れる支援先が求められているほか、「一人で全て抱え込まないで済む環境」が理想として語られており、産後うつや育児不安を防ぐためにも、産後ケアや地域の一時預かりをはじめ、切れ目のないサポート体制のさらなる強化が課題です。

施策の方針

- 妊産婦の周産期うつ病や育児ストレスに対応するメンタルヘルス支援の充実や、ハイリスク妊産婦へのきめ細かなフォローアップを図り、全ての親子が安心して子育てを始められる環境整備を一層強化します。
- 保育環境の整備については、保育所等において0歳～2歳児の受け入れ枠を維持・拡充し、希望する保護者が安心して乳幼児保育を利用できるよう必要な定員の確保と保育の質向上に取り組めます。
- 保護者の就労有無に関わらず、多様化するニーズに対応した乳幼児期の教育・保育、子育て支援サービスの充実を図ります。

- 乳幼児期の食育について、妊産婦への栄養指導や離乳食教室の開催などを通じ、幼少期から健全な食習慣を身に付けられるよう支援、家庭と地域が一体となって乳幼児の健やかな成長発達を支える環境づくりを推進します。
- 妊娠・出産から乳幼児期に至るまでの切れ目ない支援体制をより強固にし、親子の孤立防止と心身の健康支援を包括的に推進します。

■主な事業

ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

①乳児家庭全戸訪問〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母と子の心身の状況や養育環境を把握し、育児支援につなげます。 《評価理由等》 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、早期の状況把握に努めています。		
②健康診査〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 心身の障がいや疾病などの異常を早期に発見し、発育、栄養、生活習慣、むし歯の予防、その他育児に関する指導を行います。 《評価理由等》 健康診査で異常の早期発見に努め、育児に関する相談・指導を行っています。未受診者へは受診勧奨を行っています。		
③健康教育〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及を行います。 《評価理由等》 両親学級や幼児健康教育を実施しています。正しい知識の普及に加え、母子の不安等を把握できるよう努めています。		
④健康相談〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦、乳幼児の保護者に対し相談指導を行います。 《評価理由等》 両親学級や幼児健康相談を実施しています。不安や疑問に対し助言・指導を行っています。		
⑤予防接種〈再掲〉	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 予防に重点をおいたこどもの健康づくりとして、接種率を維持するとともに未接種者に対し接種を促します。 《評価理由等》 麻疹風しんや五種混合などの小児の予防接種を実施しています。		
⑥小児救急医療対策〈再掲〉	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 休日急患診療所の充実を図るとともに、小児の救急医療の確保、充実を図ります。 《評価理由等》 宮古市休日急患診療所において、発熱等の小児患者を受け入れ、医療の提供を行っています。		
⑦妊産婦栄養支援〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 妊産婦等が食生活の重要性を理解し、望ましい食生活が実践できるよう、食に関する学習の機会や情報を提供します。 《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室や妊産婦の不安や疑問に対する個別相談を実施しています。		

⑧子どもの栄養支援〈再掲〉	担当課：こども家庭センター・健康課	評価：B
<p>《事業内容》 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育教室を実施します。(乳幼児期・学童期・思春期の食育)</p> <p>《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室を通して、発達段階に応じた食に関する情報を提供しています。</p>		
⑨妊婦等包括相談支援事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
<p>《事業内容》 全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施します。</p>		
⑩こども家庭センター運営事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
<p>《事業内容》 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦やこども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援します。</p>		
⑪養育支援訪問事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
<p>《事業内容》 養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、こどもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。</p>		
⑫子育て短期支援事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
<p>《事業内容》 児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行います。</p>		
⑬子育て世帯訪問支援事業	担当課：こども家庭センター	評価：－
<p>《事業内容》 保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦等、支援を要する対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行います。</p>		
⑭親子関係形成支援事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
<p>《事業内容》 保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行います。</p>		
⑮産後ケア事業	担当課：こども家庭センター	評価：－
<p>《事業内容》 産後の母親が安心して子育てできるよう、通所または訪問により、心と体のケアや育児のサポートを行います。</p>		
⑯生殖補助医療等費用助成事業	担当課：こども家庭センター	評価：－
<p>《事業内容》 不妊治療に要した費用の一部を助成します。また、がん等の治療をされる方に対し、将来の妊娠の可能性を温存する治療等に要した費用の一部を助成します。</p>		

イ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

①病後児保育	担当課：こども家庭センター	評価：C
《事業内容》 児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所等において一時的に預かります。 《評価理由等》 令和2年以降も小山田保育所で継続実施しています。		
②乳児保育	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 産休明けからの乳児保育について継続実施します。 《評価理由等》 0歳、1歳、2歳の乳児について、各園にて乳児保育を実施しています。		
③延長保育	担当課：こども家庭センター	評価：C
《事業内容》 開所時間を超える保育について継続実施します。 《評価理由等》 民間保育所2箇所・認定こども園3箇所において、11時間を超える保育を実施しています。		
④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	担当課：こども家庭センター	評価：-
《事業内容》 保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握しつつ、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。		
⑤一時保育	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急時に一時的に行う保育について継続実施します。 《評価理由等》 令和2年以降も小山田保育所、田老保育所、新里保育所で継続実施しており、目標を達成しています。		
⑥夜間保育	担当課：こども家庭センター	評価：E
《事業内容》 午後6時以降、保護者が仕事等により保育できない場合、保護者に代わって保育をします。需要の動向を見極めながら実施を検討します。 《評価理由等》 一部、事業所内保育施設又は、認可外保育施設でのみ実施されています。		
⑦休日保育	担当課：こども家庭センター	評価：E
《事業内容》 日曜、祝祭日の保育について、需要の動向を見極めながら実施を検討します。 《評価理由等》 継続して実施に向けた検討を進めます。		
⑧（幼稚園における）預かり保育	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 希望する園児を対象に私立幼稚園で行っている預かり保育の充実を支援します。 《評価理由等》 令和2年以降も民間幼稚園等で継続実施しており、目標を達成しています。		
⑨障がい児保育	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 障がいのあるこども（身体障害者手帳、療育手帳等を所持）で、保育の実施を要する児童に対し、保育所において保育サービスを提供します。 《評価理由等》 公立の3保育所に看護師を配置し実施しています。		

⑩園児バスの運行	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 重茂児童館及び小国保育所への園児送迎バスを運行します。 《評価理由等》 現状は送迎バスの利用が無いため未実施ですが、希望に応じて重茂児童館及び小国保育所で送迎バスを運行します。		
⑪保育人材の確保	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 平成30年度より、宮古市子ども・子育て幸せ基金を活用し、「民間保育士住居費支援事業補助金」「民間保育士奨学金等返済助成金」「民間保育士再就職支援金」を給付するなど、保育士の確保に努めています。 《評価理由等》 計画どおりに実施し、毎年平均4人の新規就業につながっています。		
⑫保育所等適正配置	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 民間活力の活用も含めた保育所等の適正配置を進め待機児童の解消に努めています。 《評価理由等》 待機児童ゼロを継続しています。		
⑬私立保育所等振興事業	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 教育保育施設の振興や職員の資質向上を図ることを目的として、補助金交付による支援を行います。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		

(2) 学童期・思春期（小学生から高校生年代まで）

現状と課題

- 本市では、児童生徒が安心して学び健やかに成長できるよう、地域と学校が連携してこどもを育むコミュニティ・スクールを推進しており、家庭や地域住民が学校運営に参画する仕組みづくりを進めています。これにより学校教育の質向上と地域全体でこどもを見守る体制強化が図られています。
- 学力向上に向けては、基礎学力の定着を図るとともに、読解力・表現力を養う総合的学習の充実、一人一台端末を活用したICT教育の推進など時代に即した教育内容の充実に努めています。さらに、地域人材や外部講師を招いた体験学習の機会を提供し、児童生徒の視野を広げ自主性・社会性を育む取り組みも行われています。
- 思春期の心と体の健康支援にも注力しており、学校保健活動や地域と連携した思春期教育により、喫煙・飲酒・薬物乱用防止や性感染症予防、望まない妊娠防止等について正しい知識の啓発を行っています。
- いじめ防止や不登校対策は重要な課題であり、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門相談体制の充実や、家庭・関係機関との連携支援を図っています。
- 不登校傾向の児童生徒には、適応指導教室「サーモン教室」で学習や生活のサポートを行い、卒業後の自立支援まで継続して対応しています。
- 高校生世代に対しては、キャリア教育や進路相談の充実、地元企業とのマッチング支援等を通じて、卒業後の就労や進学を後押しする取り組みも進めています。
- 全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開いていけるよう、個別最適な学びと協働的な学びが求められています。
- 小学生や中学生のワークショップでは、「行事を増やしてほしい」、「もっと色々な行事や交流があれば学校が楽しくなる」といった意見が寄せられており、学習面だけでなく活動の場や人間関係の充実とともに、こどもが主体的に取り組める活動機会を増やすことが求められています。
- 豊かな心を育み、郷土に対する愛情を深めるために、本市の恵まれた自然を活用した体験活動の充実や、伝統文化に触れる機会の拡充が必要です。
- 放課後等の安全・安心な居場所や、学校以外の学習支援の場など、こどもの居場所づくりが求められています。
- 思春期世代特有の悩み（進路、不安、友人関係等）への対応とともに、いじめや不登校、孤立・孤独感など、メンタルヘルスの課題に迅速に対応できる支援体制づくりが求められます。



施策の方針

- こどもたちが生涯を通じて学び続ける資質や能力を育成するために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進を図ります。
- 学校教育における情報教育の充実や、各教科、総合的な学習の時間の活動における「調べ学習」「学び方学習」等を充実させるため、1人1台端末等を活用したコンピュータ教育を推進します。
- 体験や創作活動といったこどもの成長に合わせた学習機会の充実を図ります。
- 小規模の小・中学校において、複数の学校が連携しながら、合同授業や体験教室の開催、中学校運動部の合同練習など教育活動を活性化させ、教育効果の向上を図ります。
- 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」に向けて、学校運営協議会と連携・協働することにより、コミュニティ・スクールを推進します。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による専門の相談体制の充実を図ります。
- いじめ・不登校ゼロを目指す取り組みの徹底や、教育・福祉・地域が連携した支援体制のさらなる強化に努めます。
- 放課後等の居場所の充実とともに、こども・若者同士の交流を促し、孤立や孤独感を感じることがないような、学校だけでなく地域ぐるみで居場所づくりを検討していきます。

■主な事業

ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

①総合学習の実施〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：A
《事業内容》 地域の中での学校独自の教育活動を通して、児童生徒が自ら考え行動する力を育成します。 《評価理由等》 地域の中での学校独自の教育活動を通して、児童生徒が自ら考え行動する力の育成を図っています。		
②情報教育の推進〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 情報教育のさらなる推進のため、1人1台端末の十分な利活用に必要な学校のネットワークの改善等、通信環境の整備を進めます。 《評価理由等》 令和3年度に1人1台端末を整備し、周辺のICT機器やシステム等の環境整備を行っています。		
③遠距離通学の支援〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 特に遠距離を通学する児童生徒のため、必要に応じて交通手段等を確保します。 《評価理由等》 遠距離を通学する児童生徒に対し、スクールバス等の運行により通学支援を行っています。		

④宮古JHS・パワーアップ作戦〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 中学校の部活動における合同練習等を行うとともに、地域の指導者を活用して体力の向上と望ましい心身の伸長や態度の育成を図ります。 《評価理由等》 部活動の合同練習等に対し、スクールバスの送迎や、施設利用料の支援を行っています。		
⑤コミュニティ・スクール〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：A
《事業内容》 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を有効に活用し、保護者や地域住民と連携・協働した学校運営に取り組みます。 《評価理由等》 令和4年度から学校評議員から学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に移行し、保護者や地域住民と連携・協働した学校運営に取り組んでいます。		
⑥子ども読書活動支援事業〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 子ども読書活動支援員、学校図書館支援員を配置し、学校図書館及び読書活動の充実を図ります。 《評価理由等》 学校図書館支援員を全小中学校に配置しています。		
⑦特別支援教育事業〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 特別な支援を要する児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、学校生活の支援を行います。 《評価理由等》 特別な支援を要する児童生徒に対して、特別支援教育支援員や介助員を配置し、学校生活の支援を行っています。		

イ 居場所づくり

①放課後児童健全育成（学童の家・学童保育）〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、学童の家や児童館における学童保育の充実を図ります。 《評価理由等》 要望箇所へは、全て設置のうえ継続運営を行っています。		
②不登校児童生徒支援事業（サーモン教室）〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 適応指導教室（サーモン教室）を設置し、長期間にわたる不登校児童生徒に対し、学習支援、体験活動などを行いながら、生活リズムの回復や学校への復帰を促します。 《評価理由等》 適応指導教室（サーモン教室）を設置し、不登校児童生徒の生活リズムの回復や学校への復帰を支援しています。		
③放課後子ども教室推進〈再掲〉	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 学びや地域住民との交流の場の提供を図ります。 《評価理由等》 地域の住民を安全管理員として配置し、放課後に安心して学習や遊びができる場所の提供を行いました。		
④児童育成支援拠点事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：-
《事業内容》 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供します。		

ウ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

①思春期教室	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 小中高生・保護者等に対し、命と心の大切さや性に関する正しい情報を伝えていきます。 《評価理由等》 生=性教育講演会を実施した学校に対し、講師謝礼金の支払いを行っています。		
②子どもの栄養支援〈再掲〉	担当課：こども家庭センター・健康課	評価：B
《事業内容》 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育教室を実施します。(乳幼児期・学童期・思春期の食育) 《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室を通して、発達段階に応じた食に関する情報を提供しています。		

オ いじめ防止

①要保護児童対策〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会活動の推進や要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発を進めます。 《評価理由等》 要保護児童対策地域協議会を開催し、児童相談所等、関係機関と連携して推進しています。		
②教育相談室〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 児童生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどの教育に関する相談を行います。 《評価理由等》 児童生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどの教育に関する相談を行っています。		
③不登校児童生徒支援事業 (サーモン教室)〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 適応指導教室(サーモン教室)を設置し、長期間にわたる不登校児童生徒に対し、学習支援、体験活動などを行いながら、生活リズムの回復や学校への復帰を促します。 《評価理由等》 適応指導教室(サーモン教室)を設置し、不登校児童生徒の生活リズムの回復や学校への復帰を支援しています。		

カ 不登校のこどもへの支援

①要保護児童対策〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
<p>《事業内容》 地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会活動の推進や要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発を進めます。</p> <p>《評価理由等》 要保護児童対策地域協議会を開催し、児童相談所等、関係機関と連携して推進しています。</p>		
②教育相談室〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
<p>《事業内容》 児童生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどの教育に関する相談を行います。</p> <p>《評価理由等》 児童生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどの教育に関する相談を行っています。</p>		
③不登校児童生徒支援事業 (サーモン教室)〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
<p>《事業内容》 適応指導教室(サーモン教室)を設置し、長期間にわたる不登校児童生徒に対し、学習支援、体験活動などを行いながら、生活リズムの回復や学校への復帰を促します。</p> <p>《評価理由等》 適応指導教室(サーモン教室)を設置し、不登校児童生徒の生活リズムの回復や学校への復帰を支援しています。</p>		

(3) 青年期（高校卒業後の若者世代）

現状と課題

- 本市では、進学や就職で市外に出た若者との繋がりを保ち、将来的なUターン等を支援する取り組みとして、Jターン就職支援や地域定着促進策（企業説明会、新卒者チャレンジ奨励金等）を実施しています。
- 若者世代の結婚・定住を後押しする取り組みとしては、婚活イベントの開催、岩手県結婚サポートセンターへの入会補助、新婚世帯への住居・引越費用補助（結婚新生活支援事業）を一体的に実施する事業を実施しています。
- 将来的なUターン・地元定着を促す取り組みの継続や充実が求められるほか、高校卒業後に進路未定や就労に課題を抱える若者（いわゆるニートやフリーター）への包括的支援も課題であり、関係機関と連携して相談支援体制を整える必要があります。
- 高校生のワークショップでは、「話を聞いてほしい」、「大人の体験談を聞きたい」といった意見が目立っており、自立に向かう中で、進路や将来への不安が強く、社会全体で“若者の声を受け止める”ことが求められています。
- 相談しやすい環境（秘密が守られ信頼できる窓口）を整備するとともに、学校卒業後に孤立しがちな若者へのアウトリーチを強化し、家族以外の支援者とつながる機会を提供することが重要です。

施策の方針

- 青年期の若者が社会的に自立し活躍できるよう、また、人生の自立期にある全ての若者が地域の一員として自己実現できるよう、切れ目ない支援体制の構築に努めます。
- UIJターンを含む就職支援や地元定着促進策、大学生や専門学校生等への奨学金貸付による進学支援、若年無業者（ニート）やひきこもり状態にある若者への相談支援など、社会への円滑な移行と安定したキャリア形成のための取り組みを進めます。
- 結婚・子育て世代となる若者への支援として、経済的基盤の安定や住居支援、結婚支援イベントの開催などにも関係機関と連携して取り組み、将来世代が希望を実現できる地域環境を整備します。新婚世帯が円滑に子育て期へ移行できるよう、妊娠期からの相談支援や出産費用助成、子育て支援サービスの充実など結婚支援策を将来の子育て環境整備と連動させて展開します。
- 社会とのつながりから孤立しがちな若者を早期に支援するため、行政、学校、ハローワーク、NPO等が連携した、切れ目のない相談支援体制を強化します。

■主な事業

ア 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取り組み

①UIJターン就職支援等	担当課：企業立地推進課	評価：－
《事業内容》 宮古市へのUIJターン就職支援や地域定着促進策（企業説明会、宮古市新規学卒者及びU・Iターン者等就業奨励金等）を実施する事業です。		
②定住化促進奨学資金返還免除制度	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 市内に住所を有し、就労している人の奨学資金の返還を免除します。 《評価理由等》 令和6年度から所得要件・成績要件を廃止するなど、対象を拡大し、貸付を行っています。		
③医師等養成奨学資金貸付	担当課：健康課	評価：－
《事業内容》 市の指定医療機関等で医師や看護師、歯科衛生士として、働く意欲のある学生に奨学資金の貸付を行います。一定期間、指定医療機関等に従事するするなど条件を満たせば償還が免除されます。		
④民間保育士等奨学金等返済助成	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 奨学金を活用して保育士等の資格を取得し、市内の民間保育施設等に就職した保育士等に、償還金の一部を助成します。		

イ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

①男女共同参画醸成〈再掲〉	担当課：各課（市民協働課）	評価：C
《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を図るため、研修会の開催や広報活動を実施します。 《評価理由等》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、機会を捉え、パネル展や講座等を開催し、市ホームページ、広報、男女共同参画通信、SNS等を活用し周知しています。		
②乳幼児ふれあい体験〈再掲〉	担当課：こども家庭センター 生涯学習課	評価：B
《事業内容》 高校生を対象に乳幼児にふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図ります。 《評価理由等》 乳幼児期家庭教育学級の実施に合わせて、高校生ふれあい体験を実施し、次世代を担う高校生を対象に、子育てについての知識や、子育てをめぐる状況を学習する機会を提供しました。		
③結婚支援事業	担当課：企画課	評価：－
《事業内容》 結婚を希望する方へ、婚活イベントの開催“いきいき岩手”結婚サポートセンター「i-サポ」への入会補助、新婚世帯への住居・引越費用補助（結婚新生活支援事業）を一体的に実施し、結婚や定住を後押しする包括的な事業です。		

ウ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

①くらしネットみやこ相談室	担当課：福祉課	評価：－
《事業内容》 様々な理由により働きたくても働けない、住むところがない、経済的に困っているなど、幅広い生活の悩み、不安、困りごとの相談を受け付けています。		
②みやこ自立サポートセンター	担当課：福祉課	評価：－
《事業内容》 不登校やひきこもり等、生きにくさを抱え、社会との関係から遠ざかっている本人やご家族を多角的に支援します。		

基本目標Ⅲ 子育てに希望を持ち、親子共に学び成長していける環境づくり

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

現状と課題

- 本市では、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、市独自の施策も含めた支援を強化しています。教育・保育や医療に係る費用負担の軽減策について、次のような取り組みを継続・拡充しています。
 - ・医療費助成の拡大:18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童・生徒
 - ・保育料等の無償化:国の幼児教育・保育無償化の対象とならない0～2歳児についても、市独自に保育所・幼稚園等の利用料を全額無償化
 - ・奨学金の貸付:高校生及び大学生等を対象に宮古市奨学金の貸付を行い、進学希望者の教育機会を支援
 - ・就学援助の充実:経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等を支給
 - ・学校給食費の無償化:令和5年度より、市内全ての公立小中学校において学校給食費を完全無償化
 - ・障害福祉サービスの無償化:障がい児が利用する障害福祉サービスの利用料を無償化
- 子育て世代のワークショップでは、仕事と育児を両立する中で発生する費用(延長保育料や習い事費用等)や、就労時間確保のためのサービスの利用に対する公的支援など、家計の出費と時間負担を減らす施策の強化が求められており、総合的な経済支援を推進し、安心してこどもを産み育てられる経済的基盤づくりに努める必要があります。

施策の方針

- 子育て家庭が経済的理由でこどもを持つことや教育を断念することのないよう、費用負担の軽減策を強化します。幼児期から義務教育まで切れ目ない経済支援を行い、安心して子育てできる環境づくりを進めます。
- 高校進学や大学等への進学に向け、奨学金情報の提供や相談支援を行い、必要なこともが支援を受けられる環境を整備します。
- 現金給付策に加え、第2子以降の保育料無償化や多子世帯への支援強化など、こどもの人数に応じた支援策も講じます。
- 国の施策動向に応じつつ、市独自施策も交えた総合的な経済支援を推進します。

■主な事業

①妊産婦・乳幼児・小学生・中学生・高校生・ひとり親家庭等医療費給付事業	担当課：総合窓口課	評価：A
《事業内容》 妊産婦、乳幼児、小中学生及びひとり親家庭の医療費負担を軽減するため、医療費支援を行います。 《評価理由等》 乳幼児、小中学生に加え、令和3年4月から、医療費助成の対象を高校生まで拡大しました。また、妊産婦について、令和3年4月から、世帯の課税状況に関わらず、一律に、自己負担無しとしました。		
②保育料負担軽減	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 保育所や幼稚園の保育料について、子育て支援を推進するため、保護者の負担軽減を図ります。 《評価理由等》 国制度による保育料免除の対象とならない全てのこどもの保育料を無償としています。		
③児童手当	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 次世代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するために、中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
④児童扶養手当	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
⑤養育医療給付事業	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院治療が必要な児童に対して、指定養育医療機関が行う養育に係る医療費等の一部を助成します。 《評価理由等》 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院治療が必要な児童に対して、指定養育医療機関が行う養育に係る医療費等の一部を助成しています。		
⑥定住化促進奨学資金返還免除制度 〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 市内に住所を有し、就労している人の奨学資金の返還を免除します。 《評価理由等》 令和6年度から所得要件・成績要件を廃止するなど、対象を拡大し、貸付を行っています。		
⑦就学援助	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 経済的な理由で学校に通うことが難しい児童生徒のため、学用品費などの援助を行います。 《評価理由等》 令和4年度から新たにオンライン学習通信費を対象費目に追加しました。		
⑧宮古市在宅子育て支援金	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 市内でお子さん（誕生月から3歳の誕生月まで）を養育する世帯のうち、保育施設などを利用しないで子育てをしている世帯に対して多様な子育てができるように、経済的な支援を行うため子育て支援金の給付を行います。 《評価理由等》 計画どおり、対象世帯へ給付を行いました。		



⑨副食費の助成	担当課：こども家庭センター	評価：A
<p>《事業内容》 保育所や認定こども園、幼稚園等に通う3歳児以上のこどものうち、国制度による副食費免除の対象とならない全てのこどもの副食費を助成しています。</p> <p>《評価理由等》 国による幼保無償化の対象とならない副食費（おかず・おやつ代）についても、市独自の助成として月4,800円を超えない範囲で軽減を行っています。</p>		
⑩子どもの国保税均等割減免	担当課：総合窓口課・税務課	評価：C
<p>《事業内容》 子育て世代の負担軽減を図るため、平成31年年度分より18歳以下のこどもを対象に国民健康保険税におけるこどもの均等割減免を実施します。</p> <p>《評価理由等》 国保被保険者者のうち、18歳以下のこどもの国保税の均等割を減免しています。</p>		
⑪学校給食費の無償化	担当課： 教育委員会事務局総務課	評価：－
<p>《事業内容》 子育て世帯の経済的負担軽減のため、市内小中学校の児童生徒の学校給食費の完全無償化を実施します。</p>		
⑫一時的保育の無償化	担当課：こども家庭センター	評価：－
<p>《事業内容》 子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、一時的保育にかかる利用料を無償とします。</p>		
⑬病後児保育の無償化	担当課：こども家庭センター	評価：－
<p>《事業内容》 子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、病後児保育にかかる利用料を無償とします。</p>		
⑭障害福祉サービスの無償化	担当課：福祉課	評価：－
<p>《事業内容》 子育て世帯の経済的負担軽減のため、障がいのあるこどもが利用する障害福祉サービス利用料の無償化を実施します。</p>		

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

現状と課題

- 本市では、地域ぐるみで子育て家庭を支え、家庭での教育力向上を図るための支援策を充実させています。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化により、育児不安を抱えがちな現状を踏まえ、身近な地域で気軽に相談できる場づくりや、親子が学び合い交流できる機会の提供に力を入れており、次のような取り組みを継続・拡充しています。
 - ・ワンストップ相談窓口の整備:令和4年の法改正を受けて設置された宮古市こども家庭センターが、妊娠・出産・子育てに関するワンストップ相談窓口として機能しています。
 - ・地域子育て支援拠点・交流の場の充実:子育て中の親子が交流し仲間づくりができる場として、「つどいの広場」を市内3箇所で運営しています。
 - ・新生児・乳児訪問による家庭支援:生後4か月までの全ての乳児がいる家庭を対象に、訪問指導員（助産師や保健師等）が家庭訪問を行っています。
 - ・子育て情報提供の充実:子育て情報提供の充実:子育て世帯が必要な情報を得やすいよう、市のホームページに子育て支援ポータルサイトを設置しています。また、各種サービスをまとめた「子育て支援マップ」や子育てガイドブックを作成・配布しています。
 - ・家庭教育支援と親育ち支援:乳幼児期から学齢期にかけて、「家庭教育学級」を開催し、子育てに関する知識提供や相談対応、親子交流の場を提供しています。
 - ・子育てに関する啓発活動:地域全体で子育て家庭を支える意識づくりのため、講演会や研修会を開催して啓発を図っています。
- 親同士や地域とのつながりづくりを支援し、「孤育て」を防ぐ取り組みを進める必要があります。
- 子育て世代のワークショップでは、「リフレッシュや一時預かり、緊急時対応といった“逃げ場”の整備が不可欠」との指摘があり、急な病気や用事の際に助け合える仕組みを強化し、家庭の負担を軽減することが求められます。

施策の方針

- 親子が地域で安心して交流・相談できる場の充実と、家庭教育を支える仕組みづくりに取り組みます。行政と地域、教育機関が連携し、子育て家庭を見守り支援する体制を強化します。
- 就学児童を含むこどもの居場所づくりを推進します。こうした地域ぐるみの見守りにより、親も子も孤立しない環境づくりを目指します。
- 市内の各子育て支援関係機関や民間団体との情報共有と連携強化を図り、支援が必要な家庭を地域全体で早期に把握・支援できるようにします。

○保護者が必要な情報にアクセスしやすい環境を整え、不安や悩みの軽減につなげます。

■主な事業

①ファミリー・サポート・センター	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を行うため、センターの充実を図ります。 《評価理由等》 計画どおり、委託事業により実施しており、目標を達成しています。		
②つどいの広場〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流の場として「つどいの広場」を開設しています。 《評価理由等》 市内3箇所、委託事業により実施しており、目標を達成しています。		
③こども家庭センター運営事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦やこども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援します。		
④地域子育て支援センター〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 保育所等による地域の子育て家庭に対する相談指導、出前ひろば、子育てサークルへの支援活動等の総合的な子育て支援を促進します。 《評価理由等》 小山田保育所で継続的に実施しており、目標を達成しています。		
⑤幼稚園における子育て支援活動	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を促進します。 《評価理由等》 各園において、未就園児と保護者のためのイベント等を実施しています。		
⑥民生委員・児童委員活動	担当課：福祉課	評価：C
《事業内容》 民生委員・主任児童委員によるこどもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図ります。 《評価理由等》 各年度において、相談支援活動の約21%がこどもに関する分野であり、継続的な活動が実施できています。		
⑦乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握しつつ、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。		
⑧妊産婦栄養支援〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 妊産婦等が食生活の重要性を理解し、望ましい食生活が実践できるよう、食に関する学習の機会や情報を提供します。 《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室や妊産婦の不安や疑問に対する個別相談を実施しています。		

⑨子どもの栄養支援〈再掲〉	担当課：こども家庭センター・健康課	評価：B
《事業内容》 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育教室を実施します。(乳幼児期・学童期・思春期の食育) 《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室を通して、発達段階に応じた食に関する情報を提供しています。		
⑩講演会・研修会等開催	担当課：こども家庭センター・生涯学習課	評価：B
《事業内容》 講演会、研修会などの開催により、子育てに関する学習の場を提供します。 《評価理由等》 家庭教育学級の中央講座を開催し、子育てに関する学習の場を設けました。		
⑪家庭教育学級	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 乳幼児期、小・中学校期において、子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育を支援します。 《評価理由等》 幼児期、小中学校期において、子育ての学習機会や情報の提供を行いました。		
⑫地域学校協働本部事業	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域との連携体制の構築を図り、ボランティアによる多様な形態の教員支援を行うとともに、地域の教育力の向上を目指します。 《評価理由等》 市内全小中学校において、地域の住民を地域学校協働推進員として学校に配置し、地域連携に関わる内容について企画・運営を行いました。		
⑬放課後子ども教室推進〈再掲〉	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 学びや地域住民との交流の場の提供を図ります。 《評価理由等》 地域の住民を安全管理員として配置し、放課後に安心して学習や遊びができる場所の提供を行いました。		
⑭子育てマップ等作成〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成、提供します。 《評価理由等》 子育て支援センターで、毎年継続的に作成しており、目標を達成しています。		
⑮子ども食堂	担当課：こども家庭センター	評価：-
《事業内容》 中学校区ごとに、地域のボランティアが参加する子ども食堂を実施し、子どもと子育て家庭を地域が見守る体制づくりに取り組んでいます。		



(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

現状と課題

- 本市では、仕事と家庭の両立支援や男女共同参画の促進を重要な施策として位置づけ、共働き・子育てしやすい環境づくりに取り組んでおり、次のような取り組みを継続・拡充しています。
 - ・ 企業への働きかけと職場環境づくり:働く場におけるワーク・ライフ・バランス推進のため、市は関係機関と連携しながら事業所への働きかけを行っています。
 - ・ 男性の育児・家事参画と意識改革:家庭生活は男女共同の責任であるとの理念に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発にも取り組んでいます。
 - ・ 職業生活と家庭生活の両立支援:女性労働者が妊娠中や出産後も健康を守りながら働き続けられるよう、関係機関と連携してマタニティハラスメント防止や母性保護に関する啓発にも努めています。
- 子育て世代のワークショップでは、「まずはパートナー、子育てを共にできる人」の存在が何より重要であるとの声が上がっており、家庭内でパートナーが主体的に育児に関わり、役割を分担できるよう支援することが不可欠です。
- 男女が共に協力して子育てできる環境を整えることで、育児によるキャリア中断や経済的機会損失を減らし、家庭における育児の喜びを夫婦で分かち合える地域社会づくりが求められます。
- 企業や地域と連携しながら、仕事と子育ての両立支援策を強化し、男性の家庭参画のさらなる拡大に取り組んでいく必要があります。

施策の方針

- 男女がともに仕事と家庭責任を担い、子育てを共有できる社会の実現に向け、宮古市は働き方改革の支援と意識改革の双方から取り組みます。男性の育児参画を促進し、夫婦が協力して子育てできる環境づくりを市内全域で進めます。
- 市内事業所向けに育児休業制度の周知や男性の育休取得促進キャンペーンを実施し、男性社員の積極的な育休取得を後押しします。テレワークや時短勤務、フレックスタイム制等の柔軟な働き方の導入について企業への働きかけを行い、出産・育児を理由とした優秀な人材の離職防止に努めます。
- 共働き世帯やひとり親世帯が安心して働けるよう、保育所の受け入れ拡充と多様な保育サービスの充実を図ります。
- 性別に関わらず誰もが家庭生活と仕事を両立できる風土づくりを進めます。
- 夫婦で支え合いながら子育てできるよう包括的に支援します。

■主な事業

①男女共同参画醸成〈再掲〉	担当課：各課（市民協働課）	評価：C
《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を図るため、研修会の開催や広報活動を実施します。 《評価理由等》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、機会を捉え、パネル展や講座等を開催し、市ホームページ、広報、男女共同参画通信、SNS等を活用し周知しています。		
②母子家庭等自立支援給付金事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 母子家庭の母及び父子家庭の父の自立に向けた資格取得等の取り組みを支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の給付を行います。 《評価理由等》 事業は継続実施していますが、利用希望者が少ない状況です。		
③育児休業制度等普及啓発〈再掲〉	担当課：企業立地推進課	評価：C
《事業内容》 事業所における育児休業制度の一層の普及を促進するための啓発を実施します。 《評価理由等》 市ホームページに掲載し、啓発しています。		
④女性就労者健康管理啓発〈再掲〉	担当課：企業立地推進課	評価：C
《事業内容》 妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護を図るための啓発を実施します。 《評価理由等》 外部セミナー等の案内をメールマガジンにて配信し、啓発しています。		
⑤子の看護休暇制度啓発〈再掲〉	担当課：企業立地推進課	評価：C
《事業内容》 こどもの看護のための休暇制度の普及啓発を図ります。 《評価理由等》 市ホームページに掲載し、啓発しています。		



(4) ひとり親家庭への支援

現状と課題

- 本市では、ひとり親家庭に対する支援を充実し、家庭の安定とこどもの健やかな育ちを包括的にサポートしています。経済的支援はもとより、生活面・就労面での自立支援や相談支援まで切れ目なく実施し、ひとり親家庭が地域で安心して子育てできるよう、次のような取り組みを継続・拡充しています。
- ・ 経済的支援（児童扶養手当等）：ひとり親家庭のこどもに対しては、国制度である児童扶養手当が支給されており、加えて、本市では医療費助成制度を拡充する形で、ひとり親家庭のこどもの医療費も高校生まで自己負担なしとし、医療面の経済的不安を解消しています。
- ・ 生活支援（ホームヘルプサービス等）：ひとり親家庭の親が病気や仕事等で一時的に養育が困難な場合、家庭生活支援員（ホームヘルパー）を派遣する「ひとり親家庭等日常生活支援事業」を実施しています。
- ・ 就労・自立支援：母子家庭の母や父子家庭の父が資格取得や技能習得を目指す際には、「自立支援教育訓練給付金」や「高等技能訓練促進費」を支給し、受講費用や養成機関への通学を経済的に支援しています。
- ・ 相談支援と総合的なサポート：こども家庭センターでは、ひとり親家庭を含むあらゆる子育て家庭の相談に応じる体制を敷いています。特に母子・父子家庭からの養育や生活に関する相談には、専門の相談員（母子・女性相談員等）を配置して丁寧に対応しています。
- 子育て世代のワークショップでは、理想的なコミュニティ像として「実家や頼れる人が近くにいて、会える人が多くいる」状態が挙げられており、特にひとり親家庭については孤立しない環境づくりが引き続き重要です。
- 関係機関との連携を図りながら、ひとり親家庭が孤立せず自立に向け子育てできるよう、経済的支援、生活支援、就労支援、相談支援を総合的に展開していく必要があります。

施策の方針

- ひとり親家庭の経済的自立と子育て環境の安定を図るため、多面的な支援策を講じます。経済支援、就労支援、生活支援を組み合わせ、ひとり親家庭が安心してこどもを育てられる環境づくりに取り組みます。
- 国・県の施策（自立支援教育訓練給付や就業支援員配置事業等）とも連携しながら、ひとり親家庭への切れ目ない支援体制を強化していきます。

■主な事業

①男女共同参画醸成〈再掲〉	担当課：各課（市民協働課）	評価：C
<p>《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を図るため、研修会の開催や広報活動を実施します。</p> <p>《評価理由等》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、機会を捉え、パネル展や講座等を開催し、市ホームページ、広報、男女共同参画通信、SNS等を活用し周知しています。</p>		
②女性相談支援〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
<p>《事業内容》 様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力（DV）を未然に防止する取り組みを進めます。</p> <p>《評価理由等》 女性相談支援員を配置し事業を推進しています。</p>		
③児童扶養手当〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
<p>《事業内容》 ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。</p> <p>《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。</p>		
④特別児童扶養手当	担当課：こども家庭センター	評価：A
<p>《事業内容》 心身に障がいのあるこどもを扶養する親等に対し、手当を支給します。</p> <p>《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。</p>		
⑤母子・父子・寡婦福祉資金等貸付	担当課：こども家庭センター	評価：B
<p>《事業内容》 母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。</p> <p>《評価理由等》 事業は継続実施していますが、利用希望者が少ない状況です。</p>		
⑥ひとり親家庭等日常生活支援事業	担当課：こども家庭センター	評価：B
<p>《事業内容》 母子家庭の母等が疾病等により一時的に支援を要する場合に、家庭生活支援員を派遣します。</p> <p>《評価理由等》 事業は継続していますが、利用希望者が少ない状況です。</p>		
⑦母子家庭等自立支援給付金事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
<p>《事業内容》 母子家庭の母及び父子家庭の父の自立に向けた資格取得等の取り組みを支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の給付を行います。</p> <p>《評価理由等》 事業は継続実施していますが、利用希望者が少ない状況です。</p>		
⑧母子自立支援プログラム策定事業	担当課：こども家庭センター	評価：B
<p>《事業内容》 母子家庭の母の自立に向けたプログラムを策定し、ハローワーク等と連携した支援を行います。</p> <p>《評価理由等》 事業を実施し、ハローワークのマザーズコーナーへの引継ぎを行っていますが、利用者が少ない状況です。</p>		
⑨家庭児童相談〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
<p>《事業内容》 いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性について支援を行います。</p> <p>《評価理由等》 相談員1名を配置し関係機関と協力しながら実施しています。</p>		

⑩こども家庭センター運営事業 〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦やこども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援します。		
⑪養育支援訪問事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、こどもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。		
⑫子育て短期支援事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行います。		
⑬子育て世帯訪問支援事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦等、支援を要する対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行います。		
⑭親子関係形成支援事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行います。		

基本目標Ⅳ 困難な状況にある子ども・若者が適切な支援を受けられる環境づくり

(1) こどもの貧困対策

現状と課題

- こどもの貧困解消に向けて、本市は教育・生活・就労・経済の各分野で総合的な支援策を講じています。
- 子ども食堂など地域の見守りの場への支援、ひとり親世帯への就労支援・生活相談の充実等により生活面の安定にも取り組んでいるほか、保育料無償化や奨学金制度、子育て世帯への各種手当・給付金など国・県の施策とも連動した経済的支援策の強化により、貧困の連鎖防止と家庭の生活基盤安定を図っています。
- 就学前児童及び小学生の保護者へのアンケート調査では、経済的理由で必要な食料や衣類を買えなかった家庭が一定数存在する実態が明らかになっているほか、子ども・若者の意識と生活に関するアンケート調査では、社会生活上の困難を経験した若者のうち約14%が「家庭が貧しい」と感じている結果となっており、経済的困窮がこどもの成長に影響を及ぼす状況がうかがわれます。
- 子育て世代のワークショップでは、共働き前提でも家計のやりくりには余裕がない家庭の状況も見られます。
- 家庭の経済事情によってこどもの育ちや進路が左右されないよう、支援策の情報を確実に必要な家庭へ届ける仕組み強化が必要です。また、ひとり親世帯や多子世帯など特に経済的負担の大きい家庭への追加支援、子ども食堂・学習支援教室等への利用促進策も課題です。
- 貧困の連鎖を断ち将来世代の自立につなげるため、保護者の就労支援や職業訓練のさらなる充実、地域企業と連携した就労機会創出など包括的な支援体制の継続が求められます。

施策の方針

- こどもの貧困の解消に向け、教育・生活・就労・経済の各分野から総合的な支援策を講じます。
- 教育・福祉など多様な関係者との連携協力のもと地域の実情に即した取り組みを展開し、その効果を検証しながら継続的な改善を図ります。
- 若者が将来に希望を持ち、経済面の支援と安心して子育てに臨める社会的支援の充実に向けて、支援の効果と優先度を見極めつつ、持続可能で効果的な貧困対策を推進します。

■主な事業

〈第7章 こどもの貧困の解消に向けた対策〉を参照

(2) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

現状と課題

- 本市では、児童虐待の未然防止と早期発見・対応に向け、新生児訪問や乳幼児健診等を通じて家庭の養育状況を把握し、虐待の兆候やリスクを早期に発見した場合は速やかに支援につなげています。
- 「要保護児童対策地域協議会（要対協）」を中心に福祉・医療・警察・教育など多機関連携による情報共有と定期的なケース会議を行い、虐待の恐れがあるケースに適切に対処する体制を整備しています。
- 民生委員・児童委員など地域の見守り役による家庭訪問や子育て相談活動を通じて、子育て家庭の孤立防止にも努めています。
- 社会的養護が必要なこどもについては、児童相談所等と連携し里親委託や児童養護施設入所措置を適切に進めるとともに、施設退所後のアフターケアとして自立相談支援を継続するなど、家庭的養護の推進と自立支援にも取り組んでいます。
- ヤングケアラーに係る実態調査では、市内の小学5年生から高校2年生の約3%が日常的に家族の世話をしていると回答しました。ただし、回答内容のみではヤングケアラーかどうかを判断するには至らないケースが多く、本人の感じ方や状況に応じた丁寧な把握が必要です。
- 「ヤングケアラー」という言葉の認知度が低いことから、こどもが自分の置かれた状況に気づかず悩みを抱えている可能性も考えられます。本人が「きつさを感じていない」と自己評価している場合でも、支援が必要なケースが潜在している可能性があるため、市民への認識向上と、支援が必要な家庭を的確に把握する仕組みの充実が求められます。
- 児童虐待の相談対応件数は全国的に増加傾向にあり、小学生のワークショップでは、大人に伝えたい社会・地域に関することとして「虐待をしないでほしい」という率直な意見もあがっており、どの家庭においても暴力やネグレクトを許さず、また、地域や医療機関、学校などからの通報・相談体制をさらに強化し、リスク情報を見逃さない仕組みづくりが必要です。

施策の方針

- 児童虐待の未然防止と早期発見・対応に向け、地域と関係機関が一体となった体制を強化します。
- 乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査、こども家庭センターの取り組みなどを通じ、児童虐待の早期発見と早期支援を図ります。
- 「要保護児童対策地域協議会」を中心に、福祉・医療・警察・教育など多機関ネットワークによる情報共有と虐待の恐れがあるこどもへの適切な対応を図ります。

- 被害を受けたこどもの精神面の立ち直りを支援するため、こどもに対するカウンセリングや保護者に助言を行うなど、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を行います。
- 官民協働の包括的支援により、虐待やヤングケアラーなど困難を抱えるこどもと家庭を社会全体で見守り、その健やかな育ちを保障していきます。

■主な事業

①乳児家庭全戸訪問〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母と子の心身の状況や養育環境を把握し、育児支援につなげます。 《評価理由等》 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、早期の状況把握に努めています。		
②健康診査〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 心身の障がいや疾病などの異常を早期に発見し、発育、栄養、生活習慣、むし歯の予防、その他育児に関する指導を行います。 《評価理由等》 健康診査で異常の早期発見に努め、育児に関する相談・指導を行っています。未受診者へは受診勧奨を行っています。		
③要保護児童対策	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会活動の推進や要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発を進めます。 《評価理由等》 要保護児童対策地域協議会を開催し、児童相談所等、関係機関と連携して推進しています。		
④幼児言語障害教育（ことばの教室）	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 ことばに遅れ等がみられる幼児とその保護者を対象に検査、指導及び相談を行います。 《評価理由等》 ことばに遅れ等がみられる幼児とその保護者を対象に検査、指導及び相談を行っています。		
⑤発達支援事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 主に乳幼児から中学生までを対象に、発達が気になるこどもや発達のアンバランスによる困りごとを抱えているこどもに早期に気づき、よりよい将来に向けて成長・発達を促していけるよう支援します。相談やこどもを理解するための援助など支援者の支援を基本に、支援情報等の引継ぎの推進、関係機関のネットワークづくり等を行います。 《評価理由等》 生活の中で心配や困りごとがあるこどもやその保護者、支援者に対して、そだちの見立てや子育ての相談などの取り組みを行い、早い段階から支援を開始できるように努めています。生活する場が変わっても切れ目なく支援を継続できるように支援情報シートを活用しての引継ぎの推進と作成の支援を行っています。		
⑥教育相談室	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 児童生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどの教育に関する相談を行います。 《評価理由等》 児童生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどの教育に関する相談を行っています。		

⑦こども家庭センター運営事業 〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦やこども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援します。		
⑧児童育成支援拠点事業	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供します。		
⑨家庭児童相談	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性について支援を行います。 《評価理由等》 相談員1名を配置し関係機関と協力しながら実施しています。		
⑩養育支援訪問事業	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、こどもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。		
⑪子育て短期支援事業	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行います。		
⑫子育て世帯訪問支援事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦等、支援を要する対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行います。		
⑬親子関係形成支援事業	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行います。		

(3) こども・若者の自殺対策、犯罪などからの保護

現状と課題

- 小・中・高校生の自殺者数は全国的に増加傾向にあり、危機的状況となっています。
- 市内の全小中学校では「いじめ防止基本方針」に基づく対策を徹底し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実とメンタルヘルスケアに取り組んでいます。
- インターネット利用の低年齢化による有害情報やトラブルからこどもを守るため、学校教育での情報モラル教育や保護者向け講座を充実させ、こどもたちが適切なりテラシーを身に付けられるよう支援しています。
- こども・若者の意識と生活に関するアンケート調査では、若者の約33%が「自分は役に立たないと強く感じることもある」と回答し、自己効力感の低下が一定数で見られました。また「人付き合いがないと感じることがある」若者が約47%おり、直近半年間「家族以外とほとんど会話しなかった」若者も3割に上るなど、若者世代の中に孤立感を抱える層がいることが浮き彫りになっています。
- 若年層の自殺を防ぐため、家庭・学校・地域が一体となった総合的な対策が依然として課題です。特に長期休暇明けなどハイリスク時期のこどものSOSを見逃さない体制を強化する必要があります。
- インターネットを介した犯罪被害やいじめ(ネットいじめ含む)も増加傾向にある中、家庭と連携したフィルタリングやリテラシー教育の徹底、警察との情報共有による迅速な対応が必要です。
- 防犯などの安全面については、青少年センターや学校と連携し、非行防止の啓発活動や夜間の街頭補導を継続実施して地域ぐるみで青少年を見守っているほか、警察や関係機関と連携した青少年の犯罪被害防止策として、防犯ブザーの配布や地域の見守り活動を推進し、こどもを犯罪から守る安全な地域づくりに努めています。
- 中学生や高校生のワークショップでは、「夜道が暗くて怖い」、「街灯が増えればいいのに」との意見・要望が出ているほか、一部地域では「クマが出る」など野生動物への不安も指摘されており、様々な安全対策の充実が求められています。

施策の方針

- こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、自殺予防や非行防止・犯罪被害から守る対策に力を入れます。
- 自殺対策については、児童生徒のSOSを見逃さないよう教職員研修や相談窓口の周知徹底を図るほか、教育委員会と福祉部局が連携して心のケア体制を整備し、ハイリスク事案には専門機関とも協働して適切に対応します。

- 学校現場だけでなく、地域や医療、警察との情報共有・連携を図り、こどもの異変に気づいた際には迅速に支援につなげる仕組みづくりに努めます。
- 青少年センターや学校、警察をはじめ、関係機関と連携した青少年の犯罪被害防止策や安全対策を進めます。

■主な事業

①児童生徒のSOSの出し方に関する教育	担当課：学校教育課	評価：－
《事業内容》 いじめを苦にした自殺予防と児童・生徒・保護者等のこころの健康づくりの取り組みの推進を図るため、県が主体となって実施している「SOSの出し方に関する教育」(生活上の困難やストレスに直面したときに助けをを求めることを学ぶ教育)を、市内の学校等においても活用し、推進します。		
②情報モラル教育の推進〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：－
《事業内容》 学校教育の中でスマートフォンやタブレット、SNS等の適切な活用方法について学ぶとともに、ネットトラブルや詐欺、デジタル依存などのリスクに関する理解を深める教育を実施します。		
③少年センター運営	担当課：市民協働課	評価：C
《事業内容》 関係機関・団体や、家庭・学校・地域と連携した朝の挨拶・声掛け運動及び街頭巡回を市内各所で継続的に実施し、少年犯罪(非行)の防止活動をより一層推進します。 《評価理由等》 関係機関・団体や、家庭・学校・地域と連携し、挨拶運動街頭指導、広報活動など、少年犯罪(非行)の防止に取り組んでいます。		
④地域安全活動推進	担当課：各課(市民協働課)	評価：C
《事業内容》 関係機関・団体等の地域住民と連携・協力して関係業界に対するこどもへの有害情報の自主的措置の働きかけを推進するとともに関係機関や地域と連携したインターネット利用マナー啓発を定期的実施します。 《評価理由等》 関係機関等と連携・協力し、関係業界に対するこどもへの有害情報の自主的措置を継続中です。コロナ禍を契機に子供たちは外出する機会が減り、インターネットを利用する機会が増える中、関係機関や地域と連携したインターネット利用マナー啓発を定期的実施しています。		
⑤要保護児童対策〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会活動の推進や要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発を進めます。 《評価理由等》 要保護児童対策地域協議会を開催し、児童相談所等、関係機関と連携して推進しています。		
⑥教育相談室〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 児童生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどの教育に関する相談を行います。 《評価理由等》 児童生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどの教育に関する相談を行っています。		

⑦健康相談・健康教育の実施	担当課：健康課	評価：－
《事業内容》 こころの健康に悩みを抱える方には、個別に寄り添った支援を行い、必要に応じて関係機関とも連携します。また、健康教室などを活用し、心の健康づくりに関する知識の普及・啓発にも取り組みます。さらに、健康相談や健康教育など、あらゆる機会を通じて相談窓口の周知にも努めていきます。		
⑧妊産婦等相談支援（利用者支援事業）	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 妊婦及び配偶者等に対して、面談や情報提供、相談などを行い、妊婦及び配偶者等の心身の状況や環境を把握し、母子保健や子育てに関する支援を行います。		
⑨女性相談支援〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力（DV）を未然に防止する取り組みを進めます。 《評価理由等》 女性相談支援員を配置し事業を推進しています。		
⑩地域子育て支援拠点事業	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。		
⑪家庭児童相談〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性について支援を行います。 《評価理由等》 相談員1名を配置し関係機関と協力しながら実施しています。		
⑫こども発達支援事業	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 主に乳幼児から中学生までを対象に、発達が気になるこどもや発達のアンバランスによる困りごとを抱えているこどもに早期に気づき、よりよい将来に向けて成長・発達を促していけるよう支援します。相談やこどもを理解するための援助など支援者の支援を基本に、支援情報等の引継ぎの推進、関係機関のネットワークづくり等を行います。		



第5章

子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

教育・保育の提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、また、地域の実情に応じて設定することとされています。

本市における教育・保育の提供区域については、次の視点に基づき設定することとしました。

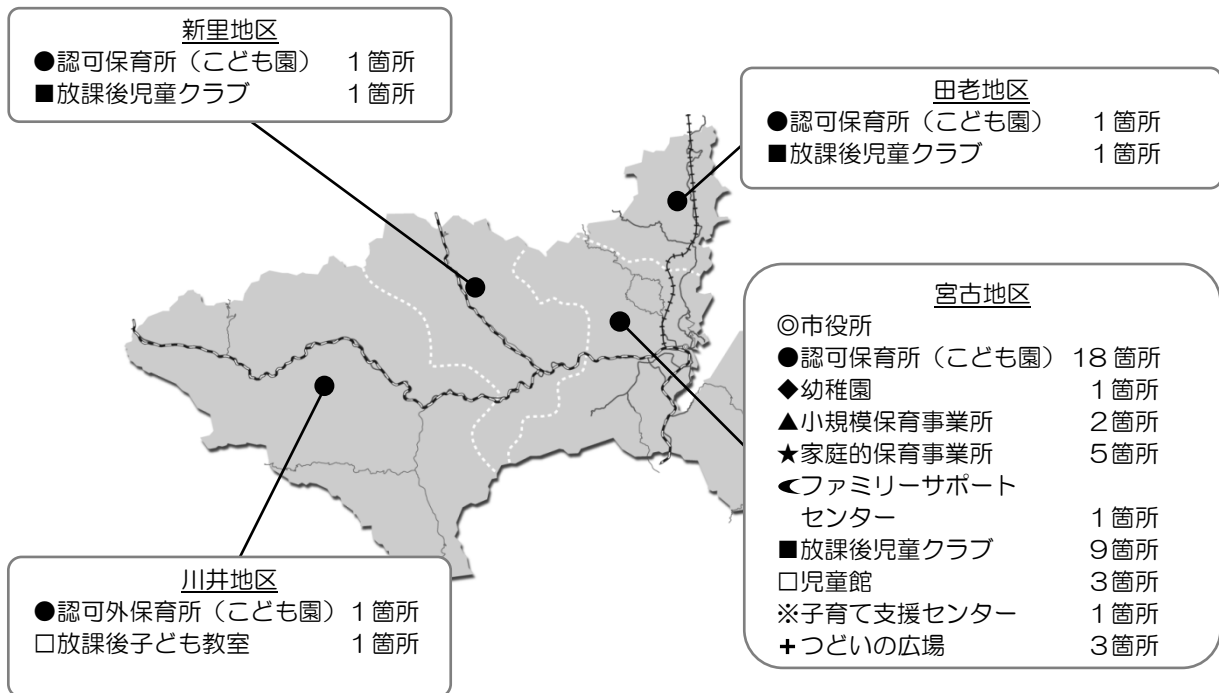
- ①利用者及び事業者にとって、分かりやすい区域設定が適切であること。
- ②待機児童の解消や今後の保育需要の推移に対し、柔軟に、かつ、効率的に対応可能な区域設定が必要であること。
- ③通勤等居住エリア以外での利用ニーズにも対応できる区域設定が必要であること。

また、本市の地域特性としては、以下のことが挙げられます。

- ①旧4市町村単位でみた場合、地域ごとに児童数（5歳以下人口）の違いが著しいこと。
また、幼稚園が設置されていない地域が存在すること。
- ②児童の保護者の就労場所については、地域をまたいで通勤している状況であること。

以上に基づき、本市の「教育・保育提供区域」は1区域として設定することとしました。

■ 【宮古市】の全域



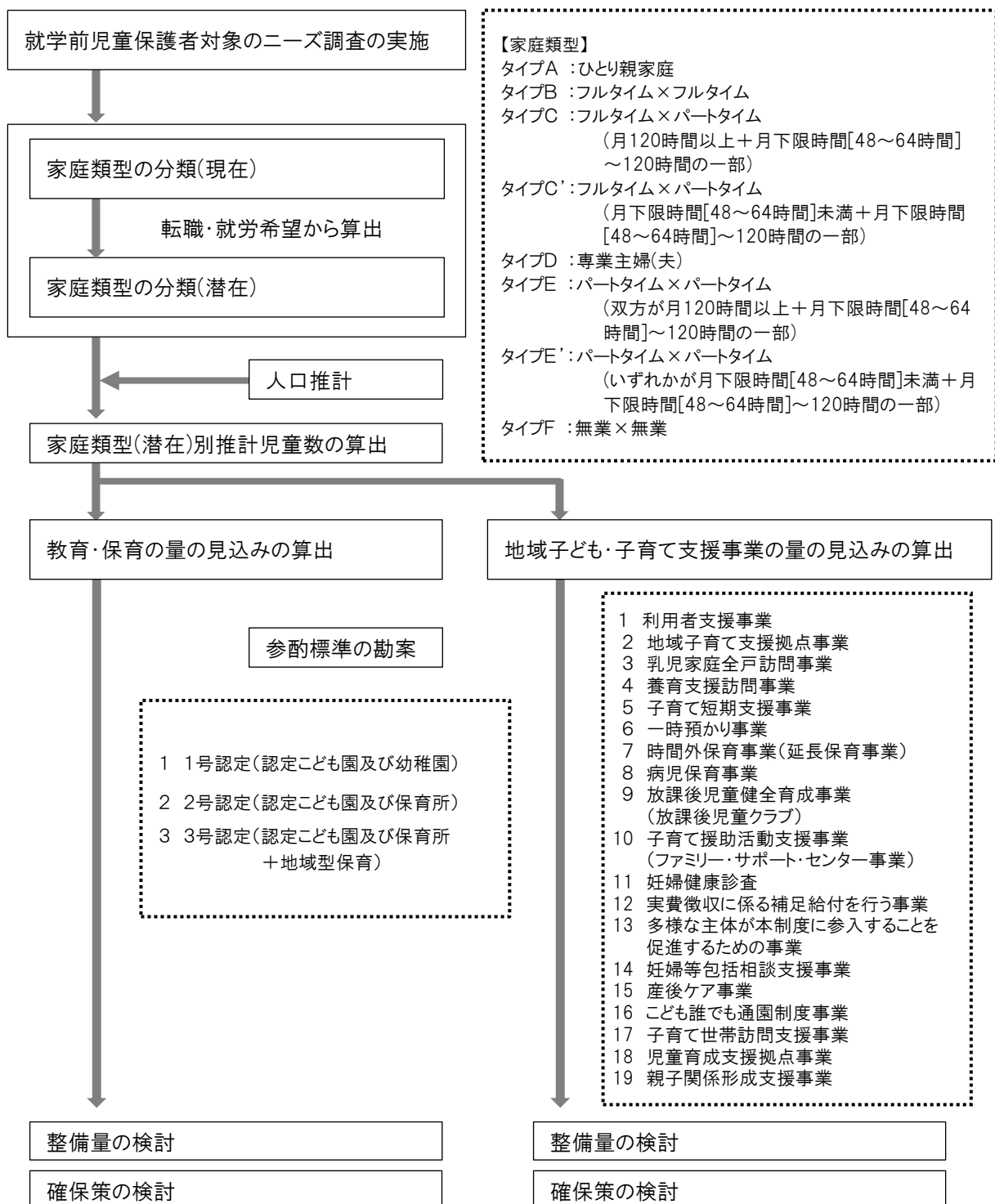


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、以下のフローに沿って就学前児童保護者対象のニーズ量調査の結果をもとに推計したニーズ量のほか、第二期計画期間（令和2年度～6年度）の各事業等の実績をもとに推計したニーズ量を勘案し、各事業等の実情や方向性に見合ったニーズ量を設定しました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



(2) こども人口の推計

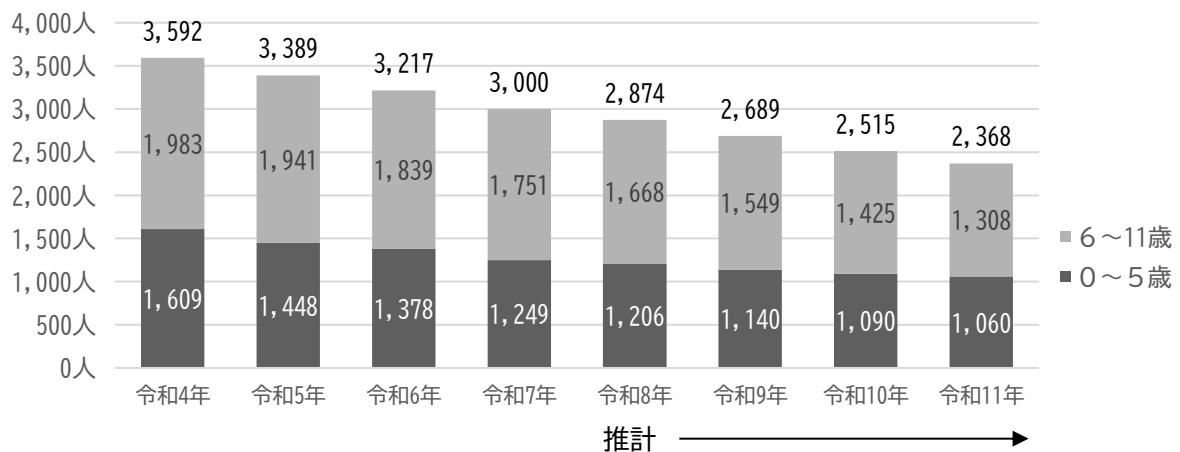
本市のこども人口の推計について、0～5歳では令和7年の1,249人から令和11年には1,060人と、189人の減少（13.7%減）が予測されています。一方、6～11歳では令和7年の1,751人から令和11年には1,308人と、443人の減少（24.1%減）が予測されています。

■ こども人口の推移と推計

単位：人

	実績値				推計値			
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	3,592	3,389	3,217	3,000	2,874	2,689	2,515	2,368
0歳	234	192	195	162	192	184	177	169
1歳	253	224	197	189	199	189	181	174
2歳	266	243	221	193	188	195	185	177
3歳	281	256	238	217	187	182	189	179
4歳	271	275	259	230	211	184	179	186
5歳	304	258	268	258	229	206	179	175
0～5歳	1,609	1,448	1,378	1,249	1,206	1,140	1,090	1,060
6歳	330	295	252	266	246	222	200	174
7歳	339	322	293	250	257	243	219	198
8歳	308	331	318	292	245	253	238	216
9歳	343	302	331	317	285	242	250	236
10歳	352	343	301	325	311	281	239	247
11歳	311	348	344	301	324	308	279	237
6～11歳	1,983	1,941	1,839	1,751	1,668	1,549	1,425	1,308

■ こども人口の推計



資料：令和4年～7年は、住民基本台帳（各年3月31日）、令和8年以降は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労に関わらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があります。

現状と課題

- 令和6年度現在、幼稚園1園、認定こども園5園で実施しています。
- 幼児教育の振興と職員の資質の向上を図ることを目的として、私立幼稚園教育振興事業費補助金を交付しています。
- こどもの人口の減少と共働き家庭の増加に伴い、1号認定は減少傾向であり、今後もこの傾向が継続する見通しです。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数					
1号認定	265	248	191	166	136
②第二期計画値	250	250	250	250	250
乖離（②－①）	▲ 15	2	59	84	114



■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
1号認定	136	113	95	83	74
②確保目標量					
1号認定	184	184	184	184	184
乖離（②－①）	48	71	89	101	110

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○市内における幼稚園及び認定こども園の現在の施設数を確保しつつ、幼稚園の認定こども園への移行を支援します。



② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育所とは、保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

一方、認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

また、地域型保育事業とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

○保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育園に対し、保育士等処遇改善事業補助金を交付しています。

○私立保育園の振興と職員の資質向上を図ることを目的として、私立保育所研修事業費等補助金を交付しています。

○こどもの人口の減少に伴い、2号認定は減少傾向です。一方、3号認定については、人数は減少しているものの、対象人口（0～2歳）に占める比率は令和2年の47.0%から令和6年には59.9%に上昇しており、第三期計画期間中は、共働き家庭の増加や低年齢児の保育ニーズの拡大に伴い、増加を見込みます。

■ 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	1,079	1,026	1,012	948	953
2号認定	674	612	615	580	586
3号認定	405	414	397	368	367
0歳	48	45	33	25	44
1・2歳	357	369	364	343	323
②第二期計画値	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161
乖離（②－①）	82	135	149	213	208



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所、地域型保育事業）の量の見込みと確保目標量
 単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	914	877	852	837	836
2号認定	565	514	477	464	466
3号認定	349	363	375	373	370
0歳	38	37	37	37	36
1歳	151	164	163	163	163
2歳	160	162	175	173	171
②確保目標量	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297
2号認定	811	811	811	811	811
3号認定	486	486	486	486	486
0歳	113	113	113	113	113
1歳	181	181	181	181	181
2歳	192	192	192	192	192
乖離（②－①）	383	420	445	460	461

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○3歳未満児保育のニーズに対応するため、保育士の確保等に努め、提供体制の確保に努めます。

(2) 地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

事業には、A～Cまでの3つの類型があり、小規模保育事業A型及びB型の定員は6～19人、C型の定員は6～10人となります。

現状と課題

○令和6年度現在、本市では2箇所で開催しています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育ニーズを考慮しつつ、必要に応じ認可の決定について検討します。

② 事業所内保育事業

企業など事業所内にある市町村が条例で定める最低基準に適合した保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業であり、市町村による認可事業です。

現状と課題

○令和6年度現在、本市では未実施の事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育ニーズを考慮しつつ、必要に応じて認可の決定について検討します。

③ 家庭的保育事業

市町村が条例で定める最低基準に適合した保育者の居宅等において、家庭的保育者が保育を行う事業で、市町村による認可事業であり、定員が5人以下のものをいいます。

現状と課題

○令和6年度現在、本市では5箇所を実施しています。

○平成30年度から「宮古市子ども・子育て幸せ基金」を活用し、「宮古市家庭的保育事業所開設準備事業」として家庭的保育事業を実施しようとする事業者に、保育環境を整えるための開設にかかる経費を補助する事業を行っています。合わせて、家庭的保育事業等において、保育従事者として必要な研修を実施し、子育て支援員を養成することで、事業実施に必要な人材を育成する「宮古市子育て支援員研修事業」も行っています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育ニーズを考慮し、必要に応じ認可の決定について検討します。



④ 居宅訪問型保育事業

障がいや疾病等により集団保育が著しく困難な場合等に、家庭的保育者が児童の自宅において保育を行う事業であり、市町村による認可事業です。

現状と課題

○令和6年度現在、本市では未実施の事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可の決定について検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本事業には、子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型（旧母子保健型）」の3種類があります。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設（こども家庭センター）とともに、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備が努力義務となっています。

現状と課題

- こども家庭センターにおいてこども家庭センター型（旧母子保健型）を実施しています。
- 妊娠期～子育て期にかけて、切れ目のない相談支援が求められています。

■ 利用者支援事業の実施箇所数の推移

単位：実施箇所数（箇所）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施箇所数	0	1	1	1	1
②第二期計画値	0	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	1	1	1	1



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：実施箇所数（箇所）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	<ul style="list-style-type: none"> ○こども家庭センターが母子保健や子育て支援サービスなどの包括的な相談体制窓口となり、サポート体制の充実を図っていきます。 ○地域子育て相談機関については、国の設置の目安（中学校区に1つ）を踏まえつつ、設置を検討していきます。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○子育て支援センターとして、子育て支援センター「にこにこルームみやこ」(小山田保育所内)を開設しています。また、つどいの広場として「すくすくランド」(宮古市地域創生センター(うみマチひろば)内)、「ひよこクラブ」(認定こども園宮古ひかり内)、「のびっこクラブ」(認定こども園そけい幼稚園内)を開設しています。

○令和3年度及び4年度は、コロナ禍により利用者数が大幅に減少した一方、令和5年度には利用の回復がうかがえる状況です。

■ 地域子育て支援拠点事業の延利用者数の推移

単位：年間延利用者数(人回)

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間延利用者数	9,245	4,708	6,790	10,445
②第二期計画値	13,666	13,591	13,157	12,692
乖離(②-①)	4,421	8,883	6,367	2,247



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間延利用者数(人回)

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,896	10,840	11,692	12,189	12,641
②確保目標量	9,896	10,840	11,692	12,189	12,641
乖離(②-①)	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの子育て家庭に利用していただけるよう、事業を積極的に広報・周知します。 ○こども家庭センターなどと情報を共有し、サービスの連携を図ります。

③ 【新規事業】妊婦等包括相談支援事業

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間面談実施合計回数（人回）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
年間実利用者数	176	168	161	155	148
1人当たり面談回数	3	3	3	3	3
年間面談実施合計回数	528	504	483	465	444
②確保目標量	528	504	483	465	444
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○こども家庭センターの事業として、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。



(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○市内の乳児（生後4か月を迎えるまで）のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

○要支援・要保護児童（保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童）やその家庭の早期把握に努める必要があります。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の訪問乳児数の推移

単位：年間訪問乳児数（人）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間訪問乳児数	264	228	199	213
②第二期計画値	270	256	243	230
乖離（②－①）	6	28	44	17



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間訪問乳児数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	190	180	173	166	159
②確保目標量	190	180	173	166	159
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○全戸訪問を目指すとともに、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。



② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○乳児家庭全戸訪問事業で把握した方に対し、相談・助言等を行っています。

■ 養育支援訪問事業の訪問児童数の推移

単位：年間訪問児童数（人）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間訪問児童数	103	123	151	119
②第二期計画値※	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—

※量の見込み未設定



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間訪問児童数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	96	90	85	81	79
②確保目標量	96	90	85	81	79
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○専門職（保健師・助産師等）による実施体制を確保し、対象家庭の養育能力を向上させるための支援等を図ります。

③ 【新規事業】子育て世帯訪問支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦等、支援を要する対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

■ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間訪問回数（人回）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	70	68	66	64	62
② 確保目標量	70	68	62	62	62
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○令和7年度から実施する新規事業として、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等が連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、児童虐待の未然防止を図ります。



(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

- 令和6年度現在、本市では未実施の事業です。
- 対象ケースには、短期入所にかわる施設として公立保育所で受け入れを図っています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○養育を受けることが一時的に困難になった児童が出た場合の受け入れ先は必要になるため、短期入所にかわる施設として公立保育所で受け入れができる体制を継続します。



② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○幼稚園の在園児への事業（預かり保育）のほか、市内3保育所（小山田、田老、新里）で一時的保育を実施しています。

○幼稚園の預かり保育は、第二期計画の見込みを上回る利用者数となっています。

■ 一時預かり事業の延利用者数の推移

単位：年間延利用者数（人日）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間延利用者数	11,107	11,949	10,974	9,472
幼稚園の預かり保育	10,729	11,639	10,630	9,104
保育所の一時的保育	378	310	344	368
②第二期計画値	10,380	10,058	9,747	9,445
幼稚園の預かり保育	9,476	9,182	8,898	8,622
保育所の一時的保育	904	876	849	823
乖離（②-①）	▲ 727	▲ 1,891	▲ 1,227	▲ 27



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間延利用者数（人日）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,833	7,907	7,936	7,756	7,591
幼稚園の預かり保育	7,474	7,528	7,539	7,353	7,182
保育所の一時的保育	359	379	397	403	409
②確保目標量	7,833	7,907	7,936	7,756	7,591
幼稚園の預かり保育	7,474	7,528	7,539	7,353	7,182
保育所の一時的保育	359	379	397	403	409
乖離（②-①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○ニーズに対応した保育士等の確保とともに、人材育成のための研修等を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。



③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○本市では、通常の利用時間を超えて保育を実施する延長保育を、保育所2箇所、認定こども園3箇所で開催しています。

○保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズに対応するため、延長保育を実施する保育所に対し、宮古市延長保育事業費補助金を交付しています。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の実利用者数の推移

単位：年間実利用者数（人）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間実利用者数	65	58	60	51
②第二期計画値	87	85	82	79
乖離（②－①）	22	27	22	28



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：年間実利用者数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	54	52	51	50	51
②確保目標量	54	52	51	50	51
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○保護者ニーズに応じた延長時間の拡大など、事業者と連携を図りながら、提供内容の充実に努めます。

④ 病児保育事業

病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

- 令和6年度現在、本市では病児保育は未実施であり、病後児保育を1箇所（小山田保育所）で実施しています。
- 第二期計画の見込みを下回る利用者数となっています。

■ 病後児保育事業の延利用者数の推移

単位：年間延利用者数（人日）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間延利用者数	2	12	14	3
②第二期計画値	30	30	30	30
乖離（②－①）	28	18	16	27



■ 病後児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間延利用者数（人日）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	5	5	5
②確保目標量	6	6	5	5	5
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○既存の実施体制で受け入れを図ります。事業の周知とともに、共働き家庭の増加や勤務形態の多様化（フレックスや在宅勤務等）を踏まえつつ、利用状況や意向の把握に努めます。



⑤ 【新規事業】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）※

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保目標量
単位：必要定員数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	13	12	10	10	10
0歳	9	9	8	8	8
1歳	2	2	1	1	1
2歳	2	1	1	1	1
② 確保目標量	13	12	10	10	10
0歳	9	9	8	8	8
1歳	2	2	1	1	1
2歳	2	1	1	1	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○令和7年度より実施する新規事業として、他市の試行的事業の状況や保護者のニーズ、市内施設の受け入れ体制等を総合的に勘案しつつ、実施方法や利用方法を検討するほか、事業の開始後は、必要な指導監査等を行いつつ、サービスの質の維持・向上に努めます。

⑥ 【新規事業】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

計画期間中に本事業の実施は見込まず、対象者やニーズの把握に努めます。

⑦ 【新規事業】親子関係形成支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

計画期間中に本事業の実施は見込まず、対象者やニーズの把握に努めます。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握及び保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

○市で委託している医療機関において実施しており、1人あたり14回分の妊婦健康診査受診票及び1回分の子宮頸がん検診受診票を交付しています。

○県外等の委託外医療機関については、償還払いにより実施しています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：年間妊娠届出数（人）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間妊娠届出数	239	215	224	163
②第二期計画値	438	418	399	381
乖離（②－①）	199	203	175	218



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間延利用者数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
年間妊娠届出数	176	168	161	155	148
年間延利用者数	2,331	2,225	2,132	2,053	1,960
②確保目標量	2,331	2,225	2,132	2,053	1,960
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○指定医療機関での妊婦健診について、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」を交付し、公費助成を行っており、今後も受診勧奨とともに、利用にあわせた助成を行います。



② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、令和5年度末現在で依頼会員287名、提供会員103名、双方会員17名となっており、依頼会員、提供会員とも登録者数が年々増加しています。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の延利用者数の推移
単位：年間延利用者数（人日）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間延利用者数	145	243	19	11
②第二期計画値	430	430	430	430
乖離（②－①）	285	187	411	419



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の量の見込みと確保目標量
単位：年間延利用者数（人日）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	87	81	74	56
②確保目標量	90	87	81	74	56
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○一時的な預かりニーズに対応するため、事業受託者との連携を図り、事業の充実を図ります。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○対象者に教材費等や副食材料費の助成を行います。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○必要に応じて、新規参入施設等への巡回支援等を実施します。

⑤ 【新規事業】産後ケア事業※

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

※令和6年度現在実施中の既存事業（令和6年10月よりデイサービス型を実施）ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」等の掲載は今回の第3期計画からとなります。

■ 産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位：延利用産婦数（人日）

推計値		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み						
年間延利用産婦数	訪問型	56	66	75	85	95
	デイサービス型	99	95	91	88	84
②確保目標量		155	161	166	173	179
乖離（②－①）		0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○デイサービス型（日帰りタイプの産後ケア）と訪問型（助産師等の訪問による自宅での産後ケア）の2種類により事業を実施します。

5 こどもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

○令和6年度現在、本市における放課後児童クラブ実施箇所数は、学童の家が12箇所、児童館3箇所の計15箇所で開催しています。

○共働き家庭の増加等に伴い、第二期計画の見込みを上回る利用者数となっています。

■ 放課後児童クラブの実利用者数の推移

単位：年間実利用者数（人）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間実利用者数	587	597	572	566
1年生	144	178	151	145
2年生	148	131	152	136
3年生	125	128	110	128
4年生	77	88	86	77
5年生	54	43	51	49
6年生	39	29	22	31
②第二期計画値	501	490	486	478
乖離（②－①）	▲ 86	▲ 107	▲ 86	▲ 88



■ 放課後児童クラブの量の見込みと確保目標量

単位：年間実利用者数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	543	534	513	489	454
1年生	137	132	122	113	100
2年生	127	131	126	116	107
3年生	119	109	112	108	99
4年生	83	85	78	80	77
5年生	53	48	49	45	46
6年生	24	29	26	27	25
③ 確保目標量	655	655	655	655	655
乖離（②－①）	112	121	142	166	201

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○小学校の余裕教室の活用を含め、施設、職員配置等について検討し、受け入れ体制の充実を図ります。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化などによらず、柔軟に、こどもを受け入れられる施設であり、本市においても保育所や幼稚園の認定こども園への移行が進んでいます。

保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野にいれ検討していきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、全てのこどもの健やかな育ち、こどもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのあるこども、医療的ケアが必要なこどもなど特別な支援を要するこどもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、児童発達支援センター等の機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

一人ひとりのこどもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう、こどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努めます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

こどもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、さらには中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。



第6章

教育・保育施設の適正配置

第6章 教育・保育施設の適正配置

1 教育・保育施設の入所状況

本市の教育・保育施設の入所状況は、一時の待機児童の発生等の状況から一転、令和2年度以降は入所児童の減少が進んでいます。

就学前児童（0～5歳）の人口は、減少傾向で推移しており、保育所入所児童のうち3歳未満児数も減少傾向にあります。3歳未満人口における利用率は、令和2年度の40.0%から令和7年度には47.2%に上昇しており、今後も利用率は共働き家庭の増加に伴い上昇する見込みです。

このような動向を踏まえつつ、今後は、限られた財源の効率的な活用と、人員の効果的な配置と共に、民間活力の活用を含めた保育サービスの充実を図るために、保育所の適正な配置、運営を図ることが必要です。

■ 保育所入所児童数

単位：上段…人、下段…%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定員	906	906	906	906	906	866
入所児童数 (定員に対する割合)	753 (83.1)	702 (77.5)	664 (73.3)	618 (68.2)	614 (67.8)	585 (67.6)
うち3歳未満児数 (3歳未満人口に対する割合)	345 (40.0)	338 (41.4)	320 (42.5)	287 (43.6)	284 (46.3)	257 (47.2)
〈参考〉3歳未満人口	862	817	753	659	613	544

資料：こども家庭センター調べ（各年度4月1日現在）

■ 幼稚園入園児童数

単位：上段…人、下段…%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定員	90	90	75	75	60	60
入園児童数 (定員に対する割合)	76 (84.4)	70 (77.8)	60 (80.0)	58 (77.3)	48 (80.0)	47 (78.3)

資料：こども家庭センター調べ（各年度4月1日現在）

■ 認定こども園入園児童数

単位：上段…人、下段…%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定員	553	559	529	514	469	404
入園児童数 (定員に対する割合)	505 (91.3)	492 (88.0)	466 (88.1)	411 (80.0)	389 (82.9)	330 (81.7)

資料：こども家庭センター調べ（各年度4月1日現在）

■ 地域型保育事業利用児童数

単位：上段…人、下段…%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
定員			25	33	56	74
利用児童数 (定員に対する割合)			12 (48.0)	26 (78.8)	35 (62.5)	39 (52.7)

資料：こども家庭センター調べ（各年度4月1日現在）

■ 待機児童数

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
待機児童数	0	0	0	0	0	0

資料：こども家庭センター調べ（各年度4月1日現在）

2 教育・保育施設の適正配置

教育・保育施設については、少子化が進行する一方で、保育ニーズが多様化するなど、教育・保育を取り巻く環境が大きく変化しています。

民間活力の活用も含めた適正な配置及び運営を図るため、保育ニーズ量に対応できる確保方策を講じることを大前提に、「宮古市立保育所等適正配置全体計画」（令和8年3月～令和17年3月）に基づき、保育施設の現状や人口の将来的な見通しを踏まえ、保育所の適正な配置を図ります。

■ 教育・保育施設等一覧

施設名		定員	設置者	備考	
公立保育所	愛宕保育所	45	宮古市		
	千徳保育所	60	宮古市		
	津軽石保育所	45	宮古市	運営は指定管理者による	
	小山田保育所	120	宮古市		
	花輪保育所	45	宮古市	運営は指定管理者による	
	山口保育所	45	宮古市		
	佐原保育所	70	宮古市		
	磯鶏保育所	45	宮古市		
	崎山保育所	60	宮古市		
	田老保育所	70	宮古市		
	新里保育所	70	宮古市		
	合計	675			
私立保育所	常安寺保育園	50	個人		
	宮古保育園	50	社会福祉法人三宝会		
	いずみ保育園	50	学校法人宮古泉学園		
	いずみ保育園分園	35	学校法人宮古泉学園		
	合計	185			
児童館	重茂児童館	80	宮古市	運営は指定管理者による	
	高浜児童館	50	宮古市	運営は指定管理者による	
	合計	130			
へき地保育所	門馬保育所	30	宮古市	休所中	
	小国保育所	30	宮古市		
	合計	60			
幼稚園	小百合幼稚園	60	学校法人東北カトリック学園		
	合計	60			
認定こども園	認定こども園 宮古泉幼稚園	150	学校法人宮古泉学園		
	認定こども園 宮古ひかり	120	学校法人岩手キリスト 教学園		
	認定こども園 そけい幼稚園	70	学校法人磯鶏学園		
	認定こども園 あかまえこども園	49	社会福祉法人慈愛会		
	認定こども園 あかまえこども園分園	10	社会福祉法人慈愛会	休園中	
	合計	399			
	小規模保育事業所	小規模保育事業所 ククナの家	15	特定非営利活動法人 輝きの和	
		小規模保育園みいつけた	16	個人	
かきのき保育園		13	社団医療法人新和会		
合計		44			
家庭的保育事業所	家庭的保育ルームつくしんぼ	5	個人		
	ぶどうのき	5	学校法人岩手キリスト 教学園		
	ぼかぼかてらす	5	個人		
	家庭的保育室いちごハウス	5	個人		
	こぐまハウス	5	個人		
	保育室モア二	5	個人		
合計	30				

※令和7年10月現在

■ 教育・保育施設等建物調査

施設名	開設年月日	建築年月日	延べ床面積	構造	屋外遊戯場面積	経過年数	摘要	
保育所	愛宕保育所	昭和43年4月1日	昭和42年11月30日	301.42	木造モルタル造平屋建	231.00	57年4月	
	千徳保育所	昭和44年4月1日	平成8年3月20日	427.00	木造平屋建	934.00	28年11月	
	津軽石保育所	昭和45年4月1日	平成28年2月29日	481.12	軽量鉄骨平屋建	1,619.02	9年1月	
	小山田保育所	昭和46年4月1日	平成21年3月7日	916.83	鉄骨造2階建	877.28	15年11月	
	花輪保育所	昭和48年4月1日	令和2年2月14日	546.75	木造平屋建	703.69	4年1月	
	山口保育所	昭和49年4月1日	昭和49年3月25日	459.59	木造モルタル造平屋建	677.00	50年11月	
	佐原保育所	昭和52年4月1日	昭和51年10月30日	423.99	木造モルタル造平屋建	680.00	48年5月	
	磯鶏保育所	昭和53年4月1日	昭和53年2月28日	382.58	木造モルタル造平屋建	860.22	47年1月	
	崎山保育所	昭和58年4月1日	昭和57年12月20日	386.72	木造モルタル造平屋建	1,024.00	42年3月	
	田老保育所	昭和28年6月1日	平成28年1月21日	584.01	木造平屋建	2,153.31	9年2月	
	新里保育所	昭和40年4月1日	平成13年4月	693.79	鉄骨造平屋建	1,410.00	24年0月	
私立保育所	常安寺保育園	昭和25年7月1日	昭和26年1月1日	498.558	木造平屋建	811.81	74年3月	
	宮古保育園	昭和32年12月1日	昭和30年9月30日	239.50	木造平屋建	770.25	69年6月	
	いずみ保育園	平成16年4月1日	平成16年3月31日	380.17	木造平屋建	2,176.00	20年11月	
	いずみ保育園分園 てつらんど	平成30年4月1日	平成30年2月28日	362.07	軽量鉄骨2階建	317.37	6年0月	
児童館	重茂児童館	昭和42年1月19日	平成20年2月18日	498.71	木造2階建	898.77	17年1月	
	高浜児童館	昭和52年4月1日	昭和51年3月20日	309.70	木造モルタル造平屋建	1,047.43	48年11月	
へき地保育所	門馬保育所	平成10年4月1日	平成10年3月10日	117.52	鉄骨造平屋建	323.67	26年11月	出張所、デイサービスセンターと合築
	小国保育所	平成12年4月1日	平成12年1月25日	203.79	鉄骨造平屋建	203.79	25年2月	出張所、デイサービスセンターと合築
幼稚園	小百合幼稚園	昭和28年9月6日	平成元年12月8日	1,022.00	鉄骨造2階建	1,004.00	35年3月	
認定こども園	認定こども園 宮古泉幼稚園	昭和43年11月	平成12年4月	1,394.00	鉄骨造2階建	2,176.00	25年0月	
	認定こども園 宮古ひかり	昭和44年4月	平成27年8月31日	1,335.49	鉄骨造2階建	622.00	9年7月	
	認定こども園 そけい幼稚園	昭和43年4月1日	昭和61年12月 平成12年4月	940.56	鉄筋コンクリート造2階建 鉄骨造2階建	1,327.40	鉄筋 38年3月 鉄骨造 25年0月	
	認定こども園 あかまえ こども園	昭和53年4月1日	平成23年2月28日	587.63	鉄筋コンクリート造2階建	618.95	14年1月	
地域型保育事業所	小規模保育事業 所ククナの家	平成31年4月1日	令和4年3月14日 令和6年2月28日	120.94 74.19	鉄骨造平屋建 木造平屋建	192.00	2年0月 1年1月	
	小規模保育園 みいつけた	令和6年4月1日	令和5年12月25日	130.91	鉄骨造2階建	106.81	1年3月	
	家庭的保育ルーム つくしんぼ	平成30年4月1日	※	147.90	木造2階建	無	※	
	ぶどうのき	令和4年4月1日	※	51.11	木造平屋建	無	※	
	家庭的保育室 いちごハウス	令和5年4月1日	※	53.00	木造2階建内、1階一部	70.65	※	
	こぐまハウス	令和6年4月1日	※	55.48	木造2階建内、1階一部	25.0	※	
	ぼかぼかてらす	令和4年4月1日	※	89.40	木造2階建内、1階一部	無	※	
	かきのき	令和7年4月1日	昭和51年11月5日	335.26	木造平屋建	247.95	48年4月	
モア二	令和7年4月1日	平成7年9月18日	88.60	木造平屋建	30.6	28年5月		

※家庭的保育事業所のうち民家を活用した施設

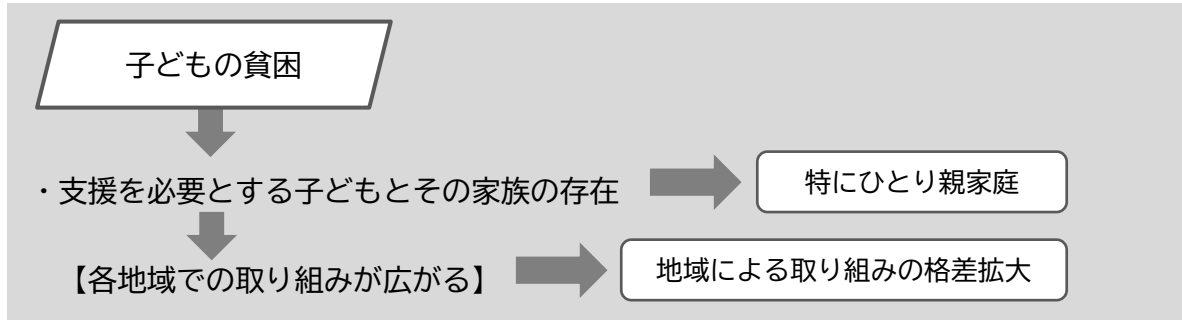


第7章

こどもの貧困の解消に向けた対策

第7章 こどもの貧困の解消に向けた対策

1 こどもの貧困の解消に向けた対策計画策定の背景



平成 25 年 6 月：「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の公布

平成 26 年 8 月：「子供の貧困対策に関する要綱」の閣議決定

令和元年 6 月：「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布

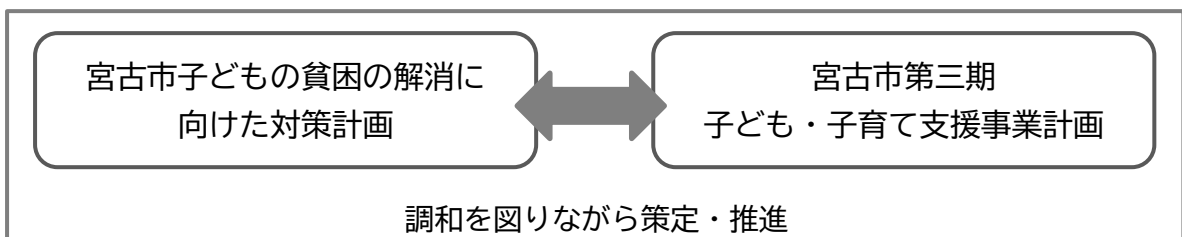
- ・子どもが置かれた現状を含め、子どもの年齢や発達に応じてその意見が尊重される。
- ・子どもの最善の利益が優先して考慮されるよう対策を包括的かつ早期に講じられる。
- ・貧困の背景にある様々な社会的要因を踏まえ関係機関相互の密接な連携のもと総合的な取り組みとして行う。
- ・市町村計画の策定（努力義務）

令和 5 年 12 月：「こども大綱」（「子供の貧困対策に関する大綱」は廃止）

- 《「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現》
- ↓
- ・こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
 - ・良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。

令和 6 年 6 月：「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布

- ・名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められる。
- ・こども大綱の記述を踏まえて、「目的」及び「基本理念」において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化。
- ・民間の団体が行う支援活動を支援するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる規定を新設。





2 家庭における状況まとめ

令和6年6月に実施した子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査に基づき、家庭の生活や経済的な状況等をまとめると次のとおりです。

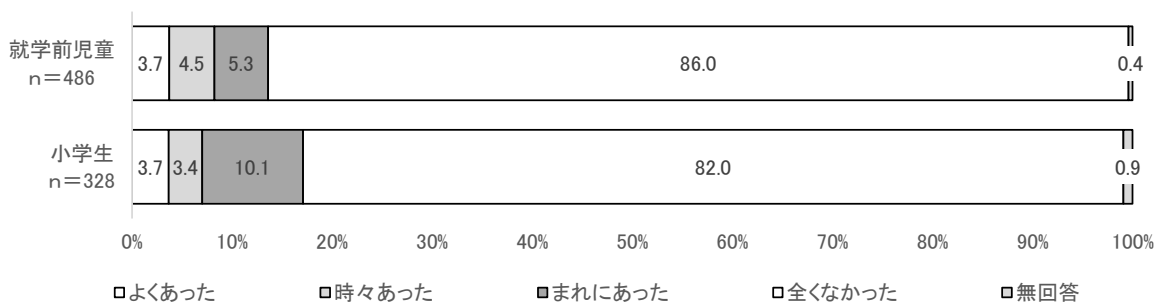
(1) 生活状況

○家庭において、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことでは、「ある（「よくあった」と「時々あった」と「まれにあった」の合計）」は就学前児童が13.5%、小学生が17.2%となっています。

○家庭において、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えないことでは、「ある（「よくあった」と「時々あった」と「まれにあった」の合計）」は就学前児童が14.8%、小学生が21.4%となっています。

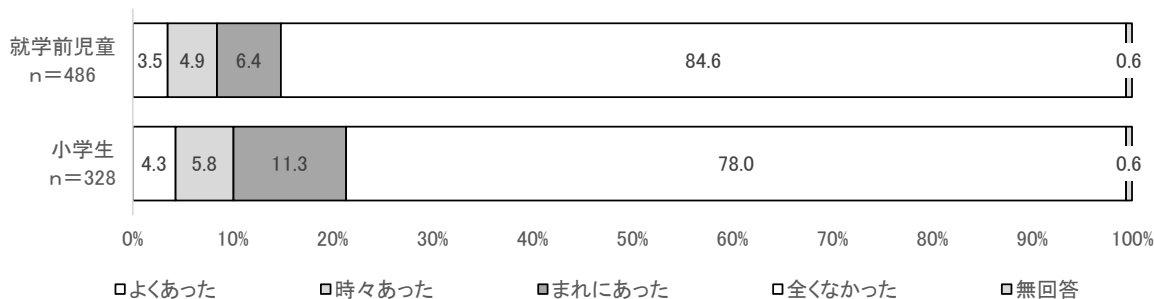
○家庭において、平日の夕方から夜の時間帯に、お子さんだけで過ごすことでは、「ある（「ほぼ毎日」と「時々ある」の合計）」は就学前児童が3.1%、小学生が10.9%となっています。

■ 過去1年間で食料が買えない状況



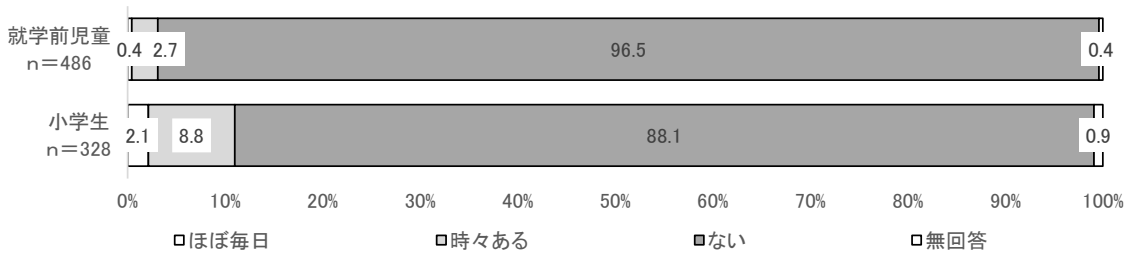
資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

■ 過去1年間で衣類が買えない状況



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

■ 平日の夕方から夜の時間帯に、お子さんだけで過ごす状況



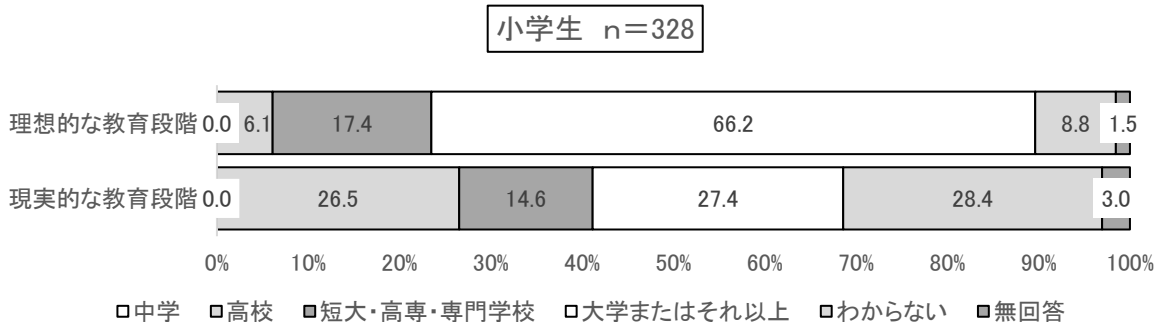
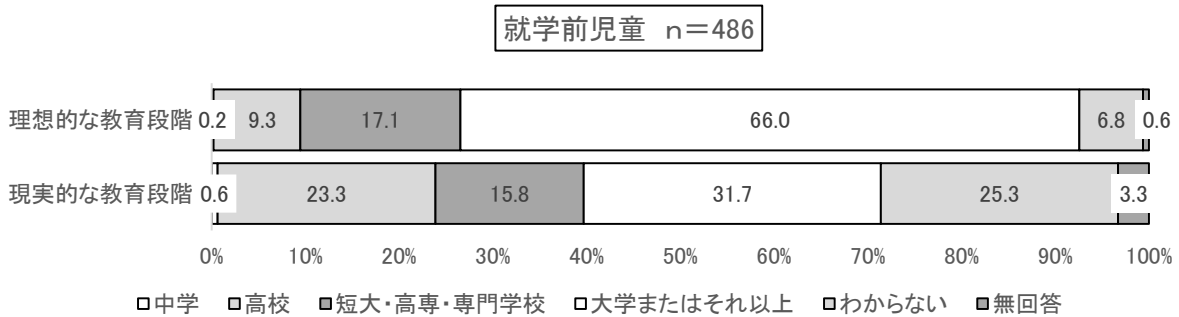
資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

(2) 教育の状況

○こどもに受けさせたい教育の段階では、就学前児童の『理想的な教育段階』は「大学またはそれ以上」(66.0%)が最も高く、次いで「短大・高専・専門学校」(17.1%)、『現実的な教育段階』は「大学またはそれ以上」(31.7%)が最も高く、次いで「高校」(23.3%)となっています。

○小学生の『理想的な教育段階』は「大学またはそれ以上」(66.2%)が最も高く、次いで「短大・高専・専門学校」(17.4%)、『現実的な教育段階』は「大学またはそれ以上」(27.4%)が最も高く、次いで「高校」(26.5%)となっています。

■ 受けさせたい教育の段階



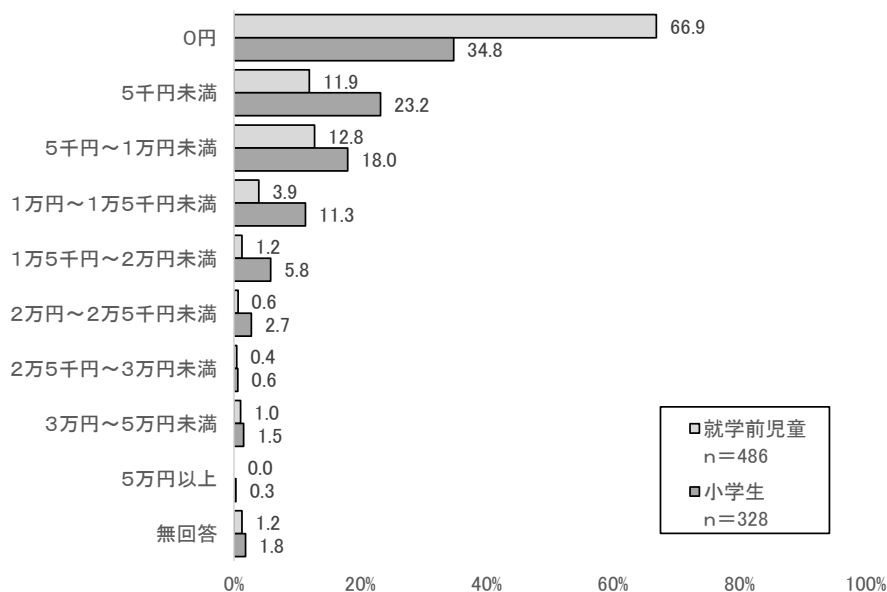
資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）



○学校以外の教育（学習塾や習い事）にかかる1か月あたりの平均支出では、就学前児童は「0円」（66.9%）が最も高く、次いで「5千円～1万円未満」（12.8%）となっています。

○小学生は「0円」（34.8%）が最も高く、次いで「5千円未満」（23.2%）となっています。

■ 学校以外の教育（学習塾や習い事）にかかる1か月あたりの平均の支出



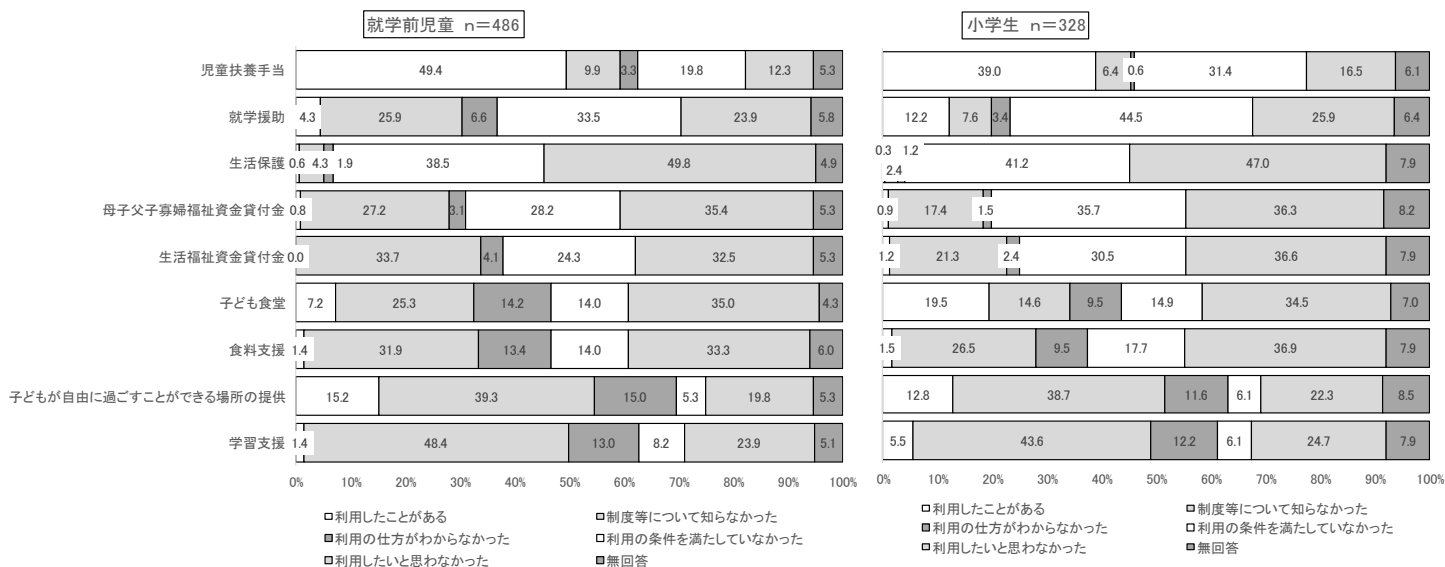
資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

（3）子育て家庭への支援制度の利用状況

○子育て家庭への支援制度の状況を見ると、『制度等について知らなかった』は「学習支援」（48.4%）、「こどもが自由に過ごすことができる場所の提供」（39.3%）が高く、『利用の仕方がわからなかった』は「こどもが自由に過ごすことができる場所の提供」（15.0%）、「子ども食堂」（14.2%）が高くなっています。

○小学生では、『制度等について知らなかった』は「学習支援」（43.6%）、「こどもが自由に過ごすことができる場所の提供」（38.7%）が高く、『利用の仕方がわからなかった』は「学習支援」（12.2%）「こどもが自由に過ごすことができる場所の提供」（11.6%）が高くなっています。

■ 支援制度利用状況



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

3 調査結果に基づく現状と課題

- 過去1年で、経済的な要因から必要とする食料や衣類を買えなかった経験を持つ家庭が、就学前児童の家庭では15%弱、小学生の家庭では20%前後いる状況です。保護者の就労状況は、経済的な面だけでなく、こどもとのふれあいの時間の確保に影響することから、ひとり親家庭などへの就労支援や養育費の確保支援、経済的支援が求められます。
- こどもに受けさせたい教育の段階について、就学前児童の保護者、小学生の保護者のいずれも『理想的な教育段階』と『現実的な教育段階』には差が見られます。家庭の経済状況は、こどもの教育や体験に格差を生む要因であり、こどもの生活や成長に大きな影響を及ぼすものと考えられます。こども一人ひとりの能力や可能性を伸ばし、教育の機会を失うことがないよう、就学援助の充実や各種支援制度の周知が必要です。
- 市などの支援制度について、例えば「学習支援」は半数近くの保護者に知られていない状況です。貧困の状況にあるこどもは特に、社会的な孤立から必要な支援が受けられない状況に置かれてしまう恐れがあり、利用できる各種制度について周知を強化し、有効活用を促すことが必要です。

4 こどもの貧困の解消に向けた対策に関する取り組み

こどもの貧困の解消に向けた対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要となります。

また、施策の実施状況等の検証・評価では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）に基づき、《教育の支援》、《生活の安定に資するための支援》、《保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援》、《経済的支援》、《民間の団体の活動の支援》の5つの重点施策と指標に基づき、施策の実施状況や対策の効果等を評価していきます。

5 具体的な施策

(1) 教育の支援

家庭の経済状況が理由で学習が制約されたり、進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが夢や希望を持ち、様々なことに挑戦できるよう、地域と学校が連携した学習支援や不登校児童生徒への支援、体験学習の機会を提供します。

また、こどもたちの就学継続と希望する進学の実現を支援する取り組みを推進します。

取り組み事業	
●総合学習の実施	●情報教育の推進
●コミュニティ・スクール	●家庭教育学級
●不登校児童生徒支援事業（サーモン教室）	●乳幼児ふれあい体験
●講演会・研修会等開催	●地域学校協働本部事業
●幼児言語障害教育（ことばの教室）	●特別支援教育事業
●男女共同参画醸成	●教育相談室
●遠距離通学の支援	●難聴児補聴器購入費助成事業
●バリアフリー化推進	●園児バスの運行

(2) 生活の安定に資するための支援

未来を担う子どもたちの健やかな成長は、社会の大きな願いです。

また、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることがないよう、保護者及びその子どもに対する生活支援に関する相談事業の充実や平成30年度より始まった子ども食堂など適切な見守りや居場所づくりを進めます。

さらに、ひとり親家庭の自立を支援する事業や子どもに関する悩みの相談に対応する事業を推進するとともに、生活困窮者自立支援事業を通じて、包括的な相談支援や個々の状況に応じた生活支援を図ります。

取り組み事業	
●家庭訪問（新生児・乳児）	●健康診査
●健康教育（妊婦教室等含む）	●健康相談
●予防接種	●小児救急医療対策
●妊産婦栄養支援	●子どもの栄養支援
●発達相談	●ファミリー・サポート・センター
●つどいの広場	●地域子育て支援センター
●幼稚園における子育て支援活動	●民生委員・児童委員活動
●子育てマップ等作成	●保育所地域活動
●要保護児童対策	●子ども食堂
●発達支援事業	●障害児通所支援事業
●婦人相談	●ひとり親家庭等日常生活支援事業
●家庭児童相談	●生活習慣病予防健診
●少年センター運営	●防犯設備整備
●住環境の整備推進	●公営住宅建設
●生活困窮者自立支援事業	

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親世帯や母子世帯等の保護者の就労に向け、職業訓練や就業能力向上などの支援を行うとともに、多様な保育サービスや子育て支援サービスの展開を図り、収入の増加と生活の安定、仕事と子育ての両立のための支援に取り組みます。

取り組み事業	
●保育所等適正配置	●病後児保育
●乳児保育	●延長保育
●一時保育	●(幼稚園における)預かり保育
●障がい児保育	●母子家庭等自立支援給付金事業
●放課後児童健全育成(学童の家)・放課後子ども教室	●母子自立支援プログラム策定事業
●育児休業制度等普及啓発	●女性就労者健康管理啓発
●子の看護休暇制度啓発	

(4) 経済的支援

各種手当や金銭の給付や貸与など、各種の支援策が必要な方に確実に支援の手が届くよう周知を行います。

また、保育料負担軽減や学校給食費の無償化をはじめ、教育や保育にかかる経済的負担の軽減のための市独自の取り組みを推進し、貧困家庭等の生活基盤を支えています。

取り組み事業	
●養育医療給付事業	●保育料負担軽減
●幼稚園就園奨励助成	●幼稚園預かり保育料負担軽減
●児童手当	●児童扶養手当
●特別児童扶養手当	●母子・父子・寡婦福祉資金等貸付
●就学援助	●定住化促進奨学資金返還免除制度
●こどもの国保税均等割減免	●自立支援医療(育成医療)
●妊産婦・乳幼児・小学生・ひとり親家庭等医療費給付事業	
●学校給食費の無償化	

(5) 民間の団体の活動の支援

子ども食堂をはじめ、こどもの貧困の解消等に向けた民間の団体が行う活動を支援するため、国や県の助成事業等に関する情報提供や活動に関する相談支援に努めます。

取り組み事業
●子ども食堂



第8章

計画の推進・評価体制



第8章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

(1) 市の推進体制

市では、本計画を総合的に推進していくため、「宮古市子ども・子育て会議」において、計画の具体的施策の進捗状況の把握や評価、課題等についての検討などを行います。

また、本市に関わる全ての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえ、施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子育てに関連した総合的な計画の推進に向け体制づくりを進めるとともに、庁内各課との調整・連携を図り、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 関係機関・関係団体等との連携

子育て支援に関する施策を進めるにあたり、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等、関係機関や関係団体との連携を深め、子育て支援に対する理解や自主的な取り組みを促進するなど、それぞれの役割分担を行いながら円滑な推進を図ります。

2 計画の公表及び周知

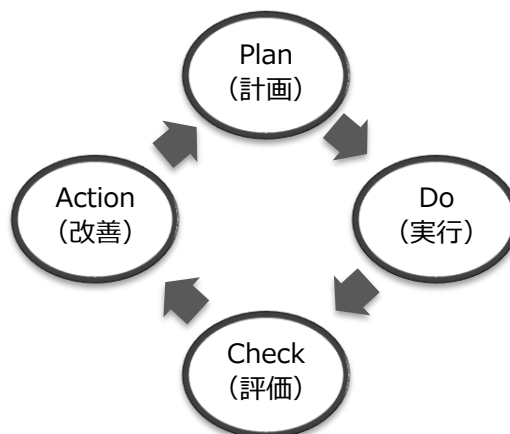
計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

こども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。



そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。

《KPI・目標指標》 子育て環境に関する市民満足度や利用率の向上

宮古市総合計画（後期基本計画 目標年次：令和11年度）では、子育て支援策の成果を測る指標として以下の目標値※が設定されています。

- 子育て環境に対する市民満足度：
令和5年度時点43.4点 → 令和11年度目標 50.0点
- 子育て支援拠点施設の利用満足度
現状値（令和5年度）測定無し → 令和11年度目標 80.0点
- 子育て情報に関する市ホームページの閲覧数
令和5年度実績60,797件 → 令和11年度目標 85,000件
- 「子どもを預けたいときに預けられる場所があること」に対する満足度
令和5年度44.5点 → 令和11年度目標 50.0点
- 放課後児童クラブ利用者の満足度
令和5年度91.0点 → 令和11年度目標 92.0点
- 放課後子ども教室利用者の満足度
令和5年度91.3点 → 令和11年度目標 95.0点
- 子育てに関する講座の参加者数
令和5年度2,003人 → 令和11年度目標 3,800人

※目標値の設定根拠：満足度は概ね半数以上が満足と感じる水準（50点超）や現状維持・向上を目指した値としており、講座参加者数はコロナ禍前の水準への復活を目標としています。



資料編



資料編

1 宮古市こども条例

令和2年12月24日

条例第52号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 責務（第4条—第9条）

第3章 子ども及び子育て家庭への支援のための基本的な施策（第10条—第18条）

第4章 子どもを大切にすまちづくりの推進（第19条—第23条）

附則

「森・川・海」がもたらす豊かな自然は、宮古の宝である。

そして、その自然に抱かれ育つ子どももまたかけがえのない宝であり、未来への希望である。

全ての子どもがこの豊かな自然環境と家庭や地域の愛情に包まれながら、夢と希望を持って健やかに成長すること、地域社会の一員としてふるさと宮古に愛着と誇りを持つことは、私たち市民の願いである。

私たちは、日本国憲法や児童の権利に関する条約、そして児童福祉法の理念に基づき子どもの権利を尊重しながら、市民憲章に定めるまちづくりを通じて、子どもの健やかな成長を全ての大人が力を合わせて支えることにより、未来を担う子どもたちを安心して産み、育てることができるふるさと宮古の実現を目指し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子ども及び子育て家庭への支援についての基本理念を定め、市、保護者等及び学校等の責務並びに市の施策の基本的事項を明らかにすることにより、前文に掲げた理念を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住し、又は通勤し、通学し、通園し、若しくは通所する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学する者又は市内で市民活動若しくは地域活動を行う個人若しくは団体であって、子ども以外のものをいう。
- (4) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設その他子どもが学

び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所し若しくは利用する施設をいう。

(5) 事業者 市内において事業を営む個人、法人又は団体をいう。

(6) 保護者等 保護者、市民等及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 子ども及び子育て家庭への支援は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

(1) 子どもがいじめ、体罰、虐待及び差別に悩み、苦しむことなく、安全で安心して生きていくことができるよう子どもの基本的人権が尊重されること。

(2) 子どもが自らを大切に思う気持ち及び互いに支え合うことのできる心を育み、一人ひとりの多様性を尊重し、生きる力を身に付けることができるよう支援されること。

(3) 子どもが自らの発達段階に応じた学び又は遊びを通じて、豊かな人間関係を育み、主体的に社会に参加することができるよう環境が整備されること。

(4) 保護者が自信と生きがいを持って子どもと向き合い、子どもの成長に伴う喜びを実感できるよう支援されること。

第2章 責務

(市の責務)

第4条 市は、子ども及び子育て家庭への支援に関する総合的な施策を講ずるものとする。

2 市は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 市は、保護者等及び学校等がそれぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を行うものとする。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、家庭が子育てについての第一義的責任を有すること並びに子どもの心身の成長及び人格の形成に基本的な役割を担うことを認識し、愛情を持って子どもを育てるよう努めるものとする。

2 保護者は、子どもの自己肯定感を育むとともに、子どもが家庭において心身ともに健やかに過ごすことができるよう努めるものとする。

3 保護者は、子どもが豊かな人間性及び基本的な生活習慣を身につけることができるよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、地域社会が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、子どもが安全で安心して健やかに育つことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民等は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策及び取組みに参加し、及び協力するよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、及び生きる力を身につけることができるよう必要な支援に努めるものとする。



2 学校等は、その施設内におけるいじめ、体罰、虐待及び差別から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう必要な支援に努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その雇用する労働者が仕事と子育ての両立を可能とすることができるよう、子育てに関する理解を深め、雇用環境の整備並びに仕事及び生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。

2 事業者は、子どもを雇用するときは、関係法令を遵守するとともに、地域社会の一員としての育成に努めるものとする。

(協力及び連携)

第9条 市、保護者等及び学校等(以下これらを「市等」という。)は、相互に協力し、かつ、連携して、子ども及び子育て家庭への支援に努めるものとする。

第3章 子ども及び子育て家庭への支援のための基本的な施策

(安全で安心な環境づくりの推進)

第10条 市は、子どもが犯罪、交通事故及び有害環境による被害から守られ、安全で安心して暮らすことができる環境づくりを推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援体制の整備等)

第11条 市は、子どもに関する問題について、安心して相談することができる総合的な相談体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子どもが安心して相談することができる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(障害のある子ども等への支援)

第12条 市は、障害のある子ども及び発達上の支援が必要な子どもの健やかな成長及び社会参加を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(いじめ及び体罰の防止等)

第13条 市は、保護者等及び学校等と連携し、いじめ及び体罰から子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(虐待の予防等)

第14条 市は、子どもへの虐待を予防し、並びに虐待を受けている子ども及びそのおそれがある子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(不登校の子ども及びひきこもりの子どもへの支援)

第15条 市は、保護者等及び学校等と連携し、不登校の子ども及びひきこもりの子どもを支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(経済的に困難な家庭の子どもへの支援)

第16条 市は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的に困難な事情にある家庭に生まれ育った子どもが健やかに成長できる環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(全ての子どもへの適切な支援)

第17条 市は、第10条から前条までに定めるもののほか、全ての子どもに対し、その状

況に応じた適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(子育て家庭等への支援)

第18条 市は、保護者等及び学校等と連携し、子育て家庭に対し必要な支援を行うとともに、保護者が安心して子どもを育てることができる環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、市民の妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

第4章 子どもを大切にすまちづくりの推進

(情報の提供)

第19条 市等は、子ども及び子育て家庭への支援に関する施策等について、子どもに分かりやすく伝えるよう努めるものとする。

(社会参加の促進等)

第20条 市等は、子どもが社会の一員として自分の考え又は意見を表明し、社会に参加する機会を設けるとともに、その考え及び意見を尊重し、子どもの主体的な活動を支援するよう努めるものとする。

(体験の充実及び居場所の設置)

第21条 市等は、子どもの発達の段階又は状況に応じた多様な遊び及び体験のできる機会の提供及び充実に努めるものとする。

2 市等は、子どもが安心して過ごし、学び、遊び、活動し、及び文化に触れるために必要な場所を設けるよう努めるものとする。

(環境の保護)

第22条 市等は、豊かで美しい自然環境が子どもの成長及び発達に大切であることを認識し、その環境を守り育てるよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第23条 市等は、全ての市民が子どもの権利並びに子ども及び子育て家庭への支援に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うものとする。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。



2 宮古市子ども・子育て会議条例

(1) 設置条例

平成25年10月15日
条例第44号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、宮古市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 宮古市次世代育成支援対策地域協議会条例(平成17年宮古市条例第89号)は、廃止する。

(2) 委員名簿

任期：令和5年8月30日～令和8年3月31日

	委員種別	所 属	職	氏 名	備 考
1	条例第2条第1号 (法第6条第2項に 規定する保護者)			小松 美加	幼稚園保護者
2				高玉 智晴	宮古地区保護者
3				前川 真穂	田老地区保護者
4				飛鳥 克寛	新里地区保護者
5				榊原 知美	川井地区保護者 令和7年4月1日選任
6	条例第2条第2号 (子ども・子育て支 援に関する事業に従 事する者)	学校法人東北カトリック学園 小百合幼稚園	園長	加藤 敏子	宮古私立幼稚園協議会
7		学校法人磯鷄学園 認定こども園そけい幼稚園	主幹教諭	佐々木 千佳子	宮古私立幼稚園協議会
8		宮古市新里保育所	所長	青山 志保	宮古保育会
9		宮古市高浜児童館	館長	加藤 美季	宮古保育会
10	条例第2条第3号 (子ども・子育て支 援に関し学識経験が ある者)	岩手県宮古児童相談所	所長	長谷川 寿子	令和6年7月3日選任
11		宮古市立高浜小学校	校長	似内 織江	宮古市校長会 令和7年4月1日選任
12		一般社団法人 陸中宮古青年会議所	前理事長	川口 太嗣	
13	条例第2条第4号 (事業主を代表する 者)	社会福祉法人 宮古市社会福祉協議会	清寿荘課長	伊藤 直子	
14		特定非営利活動法人 宮古地区いきいきワキウ*センター	理事長	齋藤 玲子	
15		宮古商工会議所	総務課長	刀澤 仁	令和7年4月1日選任
16	条例第2条第5号 (その他市長が必要 と認める者)	連合岩手宮古地域協議会	事務局長	花輪 政文	令和7年4月1日選任
17				岸田 優	公募委員
18				千田 志保	公募委員

※前任委員 櫻岡 美穂（川井地区保護者）～令和6年7月2日

※前任委員 田代 慶子（川井地区保護者） 令和6年7月3日～令和7年3月31日

※前任委員 大向 幸男（岩手県宮古児童相談所 所長）～令和6年7月2日

※前任委員 松浦 直樹（宮古市立高浜小学校 校長）～令和7年3月31日

※前任委員 坂下 健一（宮古商工会議所 総務課特命課長）～令和7年3月31日

※前任委員 伊東 喜幸（連合岩手宮古地域協議会 事務局次長）～令和7年3月31日



3 用語解説

あ行

○ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、情報処理や通信技術の総称です。

○アウトリーチ

対象者のいる場所に出向いて必要なサービスや情報を届けるよう行動することです。

○育児休業

「育児・介護休業法」に基づく制度で、働いている人が1歳未満のこどもを養育するために休業を取得することができるものです。事業主に書面で申請することにより、原則としてこども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができ、事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられています。

○医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を必要とする児童のことです。

○いわてこどもプラン

いわての子どもを健やかに育む条例第11条の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画として、また、こども基本法第10条第1項に基づく、「都道府県こども計画」として策定された計画のことです。

○インクルージョン

「包容」や「包摂」などの意味の言葉で、障害者の権利に関する条約第19条で「この条約の締約国は、全ての障がい者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障がい者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定されています。

○SNS

「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略称で、文章や写真、動画などで自己表現したり、コミュニケーションするサービスのことです。

○NPO

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」といいます。

か行

○学校運営協議会

保護者や地域住民と学校・教育委員会が、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組みのことです。

○基本指針

子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたものです。

○休日保育

日曜、祝日等における保護者の勤務等による保育需要に対応するために、保育施設で行う保育のことです。

○教育振興基本計画

市の教育分野における中期的な教育の振興のための施策に関する基本計画（教育基本法第 17 条第 2 項）です。

○クロルピリホス

有機リン系の殺虫剤、防虫剤、防蟻剤などとして使用される物質です。

○合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当します。

○高等技能訓練促進費

ひとり親家庭の親が就職の際に有利になり、生活の安定につながる資格を取得するときに、その資格取得のため養成機関で修業する期間に給付金を支給する制度です。

○行動計画策定指針

次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体及び事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定する際の指針として国が定めたものです。



○子育てサークル

子育て中の親子（主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親）が、自主的に子育てに関する情報交換、遊びを通じた交流などを行っているグループのことです。

○子育て支援ポータルサイト

妊娠・出産、乳幼児健診等・予防接種、手当・助成・貸付、遊び場などのシーンや、年齢ごとに、市の子育て支援の内容をまとめたサイトのことです。

○子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行います。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としています。（令和6年4月以降は、法律上、こども家庭センターがその機能を継承）

○子育てのための施設等利用給付

子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるために必要な認定のことです。

○こども家庭センター

児童福祉法及び母子保健法に基づき市町村が設置するもので、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、こどもや子育てに困難を抱える家庭に対して包括的に支援する窓口です。

○子ども家庭総合支援拠点

こどもや妊産婦の福祉に関して、必要な情報提供を行い、家庭等からの相談に応じ、関係機関との連絡調整など必要な支援を行う窓口です。（令和6年4月以降は、法律上、こども家庭センターがその機能を継承）

○こども家庭庁

「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までのこどもの健やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する機関として令和5年4月に発足しました。

○こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律です。

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」のことです。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及びこどもやこどもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連 3 法の一つとして 2012 (平成 24) 年 8 月に制定された法律です。

○こども大綱

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定され、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後 5 年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

○こどもの最善の利益

児童の権利に関する条約において、第一次的に考慮されるべきものとして規定されており、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、法の目的を達成するため、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとして規定されています。

○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的に、令和 6 年 9 月 25 日に施行された法律です。

○こども未来戦略

令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定され、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」、これらを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して国が策定したものです。

○こどもまんなか社会

こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会のことです。



○子ども・若者育成支援推進法

こども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的に、平成22年4月1日に施行された法律です。

○コミュニティ・スクール

学校運営協議会（保護者や地域住民と学校・教育委員会が、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組み）を設置している学校のことです。

さ行

○サポートプラン

心身の状況等に照らして、包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童や妊産婦に対して、こども家庭センターにおいて作成する、支援の種類、内容等の事項を記載した計画です。

○産後うつ

出産後1～2週から数か月以内に現れるうつ病のことです。出産後の女性の10～20%の頻度で生じます。短期間に軽快するマタニティブルーと異なり、治療が必要です。

○産後ケア

出産後の母親の心身の回復と育児を支援するものです。

○支援シート（PASS）

就学や進学先にこれまでのこどもの育ちや様子、支援者の関わりの情報を引き継ぎ、今後の取り組みや配慮に役立てていくための就学支援シートのことです。

○ジェンダーギャップ

男女の違いによる格差や不平等のことです。

○児童の権利に関する条約

こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准しています。

○児童発達支援センター

地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

○障がい児保育

障がいのある児童について、保育希望があり、集団保育が可能な児童について行う保育のことです。

○少子化社会対策大綱

少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針です。

○食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人に対して交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。手帳の交付対象となる範囲は、身体障害者福祉法別表により定められており、障がいの種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められています。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担うこどもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律です。国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主に行動計画の策定を義務付けています。

○持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

○市町村こども計画

こども基本法第10条第2項に基づき市町村が策定する、こども施策を総合的に推進することを目的とする計画です。

○児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。



○自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得などを目指して教育訓練講座を受講した場合に、その費用の一部が支給される制度です。

○新規学卒者及びU・Iターン者等就業奨励金

市内の若年者の雇用及び地元への定着促進、U・Iターン及び移住・定住を促進し、宮古管内産業の活性化を図ることを目的に、奨励金を交付するものです。

○生活困窮者自立支援事業

生活にお困りの方の相談を受け付け、一人ひとりの状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など様々な支援を提供する事業です。

○スクールカウンセラー

臨床心理の専門知識に基づき、児童・生徒、保護者、教職員の心のケアや相談支援を行う専門職です。

○スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、虐待など児童・生徒が抱える問題を、福祉の専門知識を用いて解決する専門職です。

○総合計画

都市の将来像やまちづくりの基本的な方向、それを実現するための方策を示した、まちづくりの指針となる計画で、市の計画の中で最も上位に位置するものです。

た行

○待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

○対話型ワークショップ（グループワーク）

参加者同士が対話を通じてアイデアの創出や課題解決を行う体験型の学習手法のことです。

○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

○地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。(子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3)

○地域子育て相談機関

保育所等の子育て支援の施設や場所において、全ての子育て世帯やこどもが身近に相談することができる相談機関のことです。

○地域福祉計画

保健福祉分野に関する個別計画を策定・推進するうえでの「基本理念」を定めるもので、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられる計画です。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

○特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

な行

○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件を問わず、生後6か月から満3歳未満までの保育所などに通っていないこどもが、月一定時間まで保育所等に通園できる事業です。

○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。

は行

○パブリックコメント

行政の基本的な事項を定める計画、方針等の立案段階において、趣旨、内容等を市民に公表し、多様な意見を幅広く募集する手続のことです。

○バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営む上で障害となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

○ひとり親家庭

母子家庭、父子家庭、寡婦（配偶者のいない者で、かつて母子家庭の母であった者）、養育者（父母の代わりに児童を養育する者）のことです。

○病後児保育

病気の回復期にある乳幼児等を保育所等で集団生活ができるようになるまでの間、専用の保育室等で看護師等が一時的に預かるものです。

○病児保育

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない乳幼児等を保育所等で集団生活ができるようになるまでの間、医療機関に併設された施設で看護師等が一時的に預かるものです。

○フィルタリング

青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービスです。

○ブックスタート

7か月児と3歳児を対象に絵本を贈り、絵本を通じてコミュニケーションとふれあいを深めながら本に親しむ環境づくりを行うためのものです。

○保育コンシェルジュ

就学前のこどもの預け先に関する保護者の相談に応じ、子育て支援サービスなどについて情報を提供する役割の者のことです。

○放課後子ども教室

学校施設などを活用し、保護者や地域の多様な人材の参画を得て、放課後の安全・安心な居場所やスポーツ・文化活動などの多様な体験活動を提供する場のことです。保護者の就労の有無に関わらず、全ての小学生が利用できます。

○放課後児童クラブ（学童の家）

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいいます。

○放課後児童対策パッケージ 2025

放課後児童対策の一層の強化を図るため、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、こども家庭庁と文部科学省において取りまとめたものです。

○ホルムアルデヒド

家具や建築資材、壁紙を貼るための接着剤、塗料などに含まれ、シックハウス症候群の原因物質の一つです。

ま行

○マタニティハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取扱いのことです。

○民間保育士再就職支援金

保育士等の資格を持っていて保育士等として勤務していなかった方で、新たに民間保育施設などに就業する方に支援金を給付する市の制度です。

○民間保育士住居費支援事業補助金

新規に保育士等を雇用した民間の保育事業者に対し、保育士等本人が契約し入居する賃貸住宅の手当の一部を補助する市の制度です。

○民間保育士等奨学金等返済助成金

奨学金などを利用して保育士資格等を取得し、市内の民間保育施設等に就職した保育士等に対し、償還金の一部を助成する市の制度です。

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるよう、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。

や行

○薬物乱用

医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、又は、医療目的にない薬物を不正に使用することです。1回の使用でも乱用とされる代表的な薬物として、シンナー、覚せい剤、大麻などがあげられます。

○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものことです。

○ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。



○要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童のことです。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童などに対する支援体制を強化するため平成 19 年に設置。福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携を図り、児童虐待対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する組織です。

ら行

○ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合の各段階のことです。

○療育手帳

「療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)」により知的障がい児・者に対する各種の援助を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して交付されます。

障がいの程度により重度の側から A1、A2、B1、B2 の 4 つの区分があります。また年齢や障がいの程度により再判定が必要になります。

○レスパイト

乳幼児や障がい児・者、高齢者などの介助・介護をする人が、一時的に解放されて、休息をとれるようにすることです。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指しています。



宮古市 こども計画

発行日 令和8年3月

発行元 宮古市 保健福祉部 こども家庭センター

住 所 〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

TEL 0193-62-2111

FAX 0193-62-7422

URL <http://www.city.miyako.iwate.jp/>

